


平成 1 9 年 第 4 回 定 例 会  
上 富 良 野 町 議 会 会 議 録



開 会 平 成 1 9 年 1 2 月 1 7 日  
閉 会 平 成 1 9 年 1 2 月 1 8 日

上 富 良 野 町 議 会

# 目 次

## 第 1 号 ( 1 2 月 1 7 日 )

議 事 日 程 .....	1
出 席 議 員 .....	1
欠 席 議 員 .....	1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	1
議会事務局出席職員 .....	1
開会宣告・開議宣告 .....	2
諸 般 の 報 告 .....	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2
日程第 2 会期決定の件 .....	2
日程第 3 行 政 報 告 .....	2
日程第 4 報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告の件 .....	6
日程第 5 報告第 2 号 町内行政調査報告の件 .....	6
日程第 6 報告第 3 号 委員会所管事務調査報告の件 .....	7
日程第 7 報告第 4 号 議員派遣結果報告の件 .....	1 3
日程第 8 町の一般行政について質問 .....	1 3
2 番 村 上 和 子 君 .....	1 3
1 第 4 次総合計画の評価は	
2 介護予防事業の特定高齢者施策について	
3 小中学校での部活動育成奨励について	
4 教育関連三法の改正に伴い町の教育行政は	
9 番 中 村 有 秀 君 .....	2 0
1 附属機関委員の報酬について	
2 福祉灯油事業の緊急実施について	
5 番 米 沢 義 英 君 .....	2 7
1 自治体病院再編について	
2 福祉灯油の実施と灯油類の価格引き下げについて	
3 信号機の設置について	
4 保育料の引き下げについて	
5 上富良野小学校の改築計画について	
6 放課後子どもプラン事業について	
7 番 金 子 益 三 君 .....	3 5
1 入札制度及び雇用促進対策について	
2 上富良野町高速回線誘致について	
3 高輝度蛍光管の導入を	
1 1 番 渡 部 洋 己 君 .....	4 1
1 予防接種の支援について	
2 農業振興対策について	
1 2 番 佐 川 典 子 君 .....	4 4
1 観光振興の推進について ( フットパスについて )	
2 行政組織機構の充実について	
散 会 宣 告 .....	4 6

# 目 次

## 第 2 号 ( 1 2 月 1 8 日 )

議 事 日 程 .....	4 9
出 席 議 員 .....	4 9
欠 席 議 員 .....	4 9
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	4 9
議会事務局出席職員 .....	4 9
開 議 宣 告 .....	5 1
諸 般 の 報 告 .....	5 1
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	5 1
日程第 2 議案第 1 号 平成 1 9 年度上富良野町一般会計補正予算 ( 第 5 号 ) .....	5 1
日程第 3 議案第 2 号 平成 1 9 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	6 0
日程第 4 議案第 3 号 平成 1 9 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	6 1
日程第 5 議案第 4 号 平成 1 9 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	6 2
日程第 6 議案第 5 号 平成 1 9 年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	6 2
日程第 7 議案第 6 号 平成 1 9 年度上富良野町病院事業会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	6 3
日程第 8 認定第 1 号 平成 1 9 年第 6 回臨時会付託 議案第 1 号 平成 1 8 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定 の件 .....	6 4
日程第 9 認定第 2 号 平成 1 9 年第 6 回臨時会付託 議案第 2 号 平成 1 8 年度上富良野町企業会計決算認定の件 ...	6 4
日程第 1 0 議案第 7 号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 .....	6 5
日程第 1 1 議案第 8 号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条 例 .....	6 9
日程第 1 2 議案第 1 4 号 上富良野町地域福祉基金条例の一部を改正する条例 .....	7 0
日程第 1 3 議案第 9 号 北 2 4 号排水路支線整備工事 ( H 1 9 国債 ) 請負契約締結の件 .....	7 2
日程第 1 4 議案第 1 0 号 南部地区土砂流出対策工事 ( ベベルイ川 ) ( H 1 9 国債 ) 請負 契約締結の件 .....	7 4
日程第 1 5 議案第 1 1 号 北 2 4 号排水路支線整備工事 ( H 1 8 国債 ) 請負契約変更の件 .....	7 5
日程第 1 6 議案第 1 2 号 南部地区土砂流出対策工事 ( ベベルイ川 ) ( H 1 8 国債 ) 請負 契約変更の件 .....	7 5
日程第 1 7 議案第 1 3 号 日の出橋架替工事請負契約変更の件 .....	7 6
日程第 1 8 発議案第 1 号 B S E の全頭検査の実施に関する意見の件 .....	7 6
日程第 1 9 発議案第 2 号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意 見の件 .....	7 7
日程第 2 0 発議案第 3 号 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見の 件 .....	7 8
日程第 2 1 発議案第 4 号 「森林環境税 ( 仮称 ) 」の導入を求める意見の件 .....	7 9

日程第 2 2 閉会中の継続調査申し出の件 .....	8 0
町長あいさつ .....	8 0
議長あいさつ .....	8 1
閉 会 宣 告 .....	8 1

## 第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成19年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	12月18日	原 案 可 決
2	平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	12月18日	原 案 可 決
3	平成19年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	12月18日	原 案 可 決
4	平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	12月18日	原 案 可 決
5	平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)	12月18日	原 案 可 決
6	平成19年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	12月18日	原 案 可 決
7	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12月18日	原 案 可 決
8	上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	12月18日	原 案 可 決
9	北24号排水路支線整備工事(H19国債)請負契約締結の件	12月18日	原 案 可 決
10	南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H19国債)請負契約締結の件	12月18日	原 案 可 決
11	北24号排水路支線整備工事(H18国債)請負契約変更の件	12月18日	原 案 可 決
12	南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H18国債)請負契約変更の件	12月18日	原 案 可 決
13	日の出橋架替工事請負契約変更の件	12月18日	原 案 可 決

14	上富良野町地域福祉基金条例の一部を改正する条例	12月18日	原案可決
	認定		
1	平成19年第6回臨時会付託 議案第1号 平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	12月18日	認定可決
2	平成19年第6回臨時会付託 議案第2号 平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件	12月18日	認定可決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	行政報告	12月17日	
	町の一般行政について質問	12月17日	原 案 可 決
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	12月17日	報 告
2	町内行政調査報告の件	12月17日	報 告
3	委員会所管事務調査報告の件	12月17日	報 告
4	議員派遣結果報告の件	12月17日	報 告
	発 議		
1	B S E の全頭検査の実施に関する意見の件	12月18日	原 案 可 決
2	灯油等石油製品の価格を引き下げるための緊急対策を求める意見の件	12月18日	原 案 可 決
3	第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見の件	12月18日	原 案 可 決

4	「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見の件	12月18日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	12月18日	原 案 可 決



平成19年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成19年12月17日（月曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 12月17日～18日 2日間
- 第 3 行政報告 町長尾岸孝雄君
- 第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件  
代表監査委員 高口 勤 君
- 第 5 報告第 2号 町内行政調査報告の件
- 第 6 報告第 3号 委員会所管事務調査報告の件
- 第 7 報告第 4号 議員派遣結果報告の件
- 第 8 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

1番	向山富夫君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷 忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	金子益三君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸孝雄君	副町長	田浦孝道君
教 育 長	中澤良隆君	代表監査委員	高口 勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
会計管理者	佐藤憲治君	総務課長	北川雅一君
産業振興課長	伊藤芳昭君	保健福祉課長	岡崎光良君
農業委員会事務局長		建設水道課長	早川俊博君
町民生活課長	尾崎茂雄君	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長	前田 満君		
町立病院事務長	大場富蔵君		

議会事務局出席職員

局 長	中田繁利君	主 査	大谷隆樹君
主 事	廣瀬美佐子君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 14名)

#### 開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 出席、大変御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成19年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、12月14日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営について、11月26日、12月4日及び12日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議し、その内容はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第14号までの14件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第4号までの4件であります。

各常任委員会合同の町内行政調査の報告がありました。

総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から委員会所管事務調査について、また、議会運営委員長から議員派遣結果についての報告がありました。

決算特別委員長から、平成19年第6回臨時会において付託されました議案第1号平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第2号平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件についての審査の報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告(平成19年12月定例町議会)と平成19年度建設工事発注状況をお配りいたしましたので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外5名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は、本日、お手元にお配りしましたとおりであります。なお、あらかじめ執行機関に質問内容を通告いたしております。また、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了解賜りたいと存じます。

今期定例会までに受理いたしました陳情要望の件数は12件であり、その内容は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上です。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 金子 益 三 君

8番 岩 崎 治 男 君

を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月18日までの2日間と決しました。

#### 日程第3 行政報告

議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

開基110年目の今年も、早いもので残すところ2週間となりましたが、この1年を振り返りますと、地域の経済面では明るい話題もなく、また、景気回復が実感できないという厳しい状況で年末を迎えたところであります。

さきの内閣府が発表した北海道の経済動向調査では、以前の「持ち直しの動きが穏やかである」との景状判断を、「持ち直しの動きが足踏み」に変更し、1年ぶりに下方修正したところであります。

それに追い打ちをかけるように、原油価格が毎月のように高騰し、これまでの最高値を更新しており、年明け以降の経済見通しにも大きな影響を及ぼす深刻な事態となっております。

これから厳寒期を迎える北海道でも、この原油高が景気や暮らしを直撃することを憂慮して、11月末に北海道知事から一段の奨励誘導や道庁独自の取り組み姿勢などを内容とした緊急メッセージが道民に対して発せられたところでありますが、当町としても、この急激な高騰の現実を受けまして、地域の民生安定のために、高齢者等の低所得者の皆さんに対して財政的な緊急支援策を講じる必要があると判断し、今定例会へ関係する内容の議案を上程しておりますので、御審議方よろしくお願い申し上げます。

次に、去る9月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、平成19年度の町表彰式についてであります。菅野學名誉町民を初め多くの皆様方の御列席をいただき、11月3日に挙行いたしました町の関係では、自治功労表彰7名、社会貢献賞1名、善行表彰2名、勤続表彰5名、国保優良家庭6名の表彰をさせていただき、さらに感謝状を2名の方に贈呈いたしました。教育委員会関係では、文化奨励賞2団体、スポーツ奨励賞2団体、5個人の表彰をしたところであります。

また、国の栄典関係では、11月3日発令の秋の叙勲において、瑞宝単光章に消防功労として蒲生金一郎氏が、さらに、危険業務従事者叙勲において、瑞宝双光章に防衛功労として関本義雄氏が、瑞宝単光章に防衛功労として北井義和氏が受賞されました。なお、株式会社マツオ様への社会貢献章については、基礎美術品を多くの町民の皆様にごらんいただく趣旨から、保健福祉総合センター「かみん」において特別展示を開催し、12月4日に授与式を行ったところであります。

さらに、前スガノ農機株式会社代表取締役社長菅野祥孝氏が、土づくりを重視した農業振興策に対する貢献によりまして、北海道最高賞である北海道功労賞受賞の榮譽に輝き、10月15日に札幌市において催されました授与の式典に、町の執行機関及び経済団体等の代表とともに出席してまいりました。

また、町においては11月17日に、菅野學名誉町民を代表とする発起人により、菅野祥孝氏の授賞祝賀会が開催され、出席者一同とともにお祝いをいたしましたところであります。受賞者の皆様の御功績に敬意を表するとともに、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

さて、山岳遭難関係であります。9月28日に十勝岳本峰において男性1名の遭難遺体の発見通報があり、急遽、町を經由して上川支庁への自衛隊派遣の要請により、上富良野駐屯地からの10名の隊員とヘリコプター1機の応援を得て、遭難から4日目で発見、収容したところであります。

また、11月13日には、上ホロカメットク山でスキーヤー1名を巻き込む雪崩が発生しましたが、同行者の迅速な対応と北海道警察航空隊による救助活動によって一命を取りとめ、事なきを得ております。

さらに、11月23日の連休初日に、同地区で11名のパーティが雪崩に巻き込まれ、5名が埋没、そのうち4名が死亡、1名が負傷する事故が発生しており、上富良野駐屯地から68名の応援隊員も加わり、懸命の捜索、救助活動にもかかわらず、痛ましい結果となったことは残念でなりません。

十勝岳地区は、良好な雪質と宿泊施設から連峰ピークへ短時間でアクセスできるという好条件により、多くの入山者を招いております。しかし、2週間続いた雪崩事故が大きく報道されたことから、11月27日に十勝岳温泉郷4軒の宿泊温泉施設経営者から町に対して山岳事故防止に関する要望書が出され、町においては翌11月28日に入山に関する注意看板を4軒の施設とその周辺に設置し、入山のルールとマナーの啓発を行ったところであります。

十勝岳地区は複雑な管理体系の中にあることから、道北地方山岳遭難防止対策協議会の呼びかけにより、12月中旬にかけて緊急の遭難対策連絡調整会議の開催が予定されており、悲惨な遭難事故の防止対策を図ることとしております。

次に、防災対策についてであります。例年2月に美瑛町と合同で実施しております十勝岳噴火総合防災訓練は、参加予定の主要防災関係機関との調整により、2月21日に通信訓練、2月22日に避難救助等の実動訓練を行うことで決定し、準備を開始しているところであります。なお、2月22日の実

動訓練は、常時監視しております5火山地区の持ち回りで行っている北海道火山噴火総合防災訓練もあわせて実施することになったため、例年よりも大規模な内容で計画しているところであります。

また、自主防災活動については、11月5日に開催した住民会長懇談会において、より具体的な防災組織の規約と防災計画のひな型を示し、モデル地区の指定や事務的な支援体制をとることにより、未組織住民会の解消と既存組織の再編、活性化の促進を進めております。財政的な支援についても、住民自治活動奨励事務補助金の柔軟な運用で対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、全国町村長大会及びふるさと会等についてであります。11月26日から全国治水砂防促進大会、全国町村長大会にそれぞれ出席してまいりました。特に全国町村長大会においては、地方交付税の持つ財源調整、財源保証機能の堅持、少子・高齢化の進行に対応した医療、保健、福祉施策の推進などについて、緊急重点として決議してまいりました。また、上京中に東京ふらの会総会が開催されましたことから、沿線市町村長とともに出席してまいりました。

ふるさと会関係では、札幌上富良野会総会が10月26日に開催され、札幌から72名、上富良野町から20名が出席し、当町にゆかりのある方々とお会いすることができ、和やかな有意義な時間を過ごさせていただいたところであります。

次に、事務事業評価の試行実施についてですが、事後評価については、さきの9月の定例町議会で報告したとおり、30の事務事業について評価を行ったところでありますが、以降、平成20年度に予定する大幅な改正事業を含めた新規事務事業について、各課で計画した16の投資的事業と八つのソフト事業について事前評価を行ったところであります。今回の試行実施の結果を踏まえ、平成20年度予算へ反映するとともに、評価制度の本行に向けた制度設計を進め、早期導入が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今年度着手いたしました第5次総合計画策定に伴う作業の進捗状況についてですが、この作業の第1段階として、第5次総合計画への町民の皆様への意向を反映するため、約1,300名の方を対象に町民アンケート調査を実施し、半数の650名の方から回答をいただきました。その集約結果については、11月22日発行の広報かみふらのを通じて町民の皆様へ御報告させていただきました。

また、諮問機関として、町内主要団体の代表者及び公募による委員15名で構成する総合計画審議会を11月30日に設置し、第5次総合計画の体系な

ど諮問前における初期審議を行ったところであります。今後の予定といたしましては、基本構想素案の作成作業を庁内的に進め、来年2月をめどに、その素案を総合計画審議会に諮問し、御審議いただくこととしております。

次に、広域行政であります。富良野広域連合準備委員会においては、10月1日に準備委員会が開かれ、環境衛生組合事務、串内草地組合事務、消防事務及び学校給食事務の四つの事務を広域連合で処理することを確認いたしました。その幹事会において、負担金等の検討協議を重ねた結果について、11月5日に開催された準備委員会で協議をいたしました。その結果、広域連合の業務開始の時期については、負担金の細部検討に相当の時間を要することに加え、市町村教育委員会の機関決定や直営給食センターの保護者説明の期間を要すること、各市町村議会における議案審議、また、知事への設立許可申請から許可に一定期間を要することなどを考慮した上で、平成20年4月から平成21年4月へ延期を確認したところであります。

また、消防本部については、地域分散を考慮し、さらに十勝岳の防災対策、災害時の自衛隊との協力関係を加味して、上川南部消防事務組合本部に置くことや、広域連合の議会議員定数については、構成する市町村議会議員から3人ずつ、15人で規約案を作成することが確認されました。その後、この確認事項をもとに、その概要を広報かみふらのに掲載、住民会長への説明、まちづくりトークの実施など、町民の皆さんへ説明させていただきました。

今後につきましては、規約案が確定した段階で、直近の定例市町村議会へ広域連合設立議案を提案して、平成20年中に広域連合としての組織体の設立を目指していくことになるものと考えております。

次に、自衛隊関係ですが、9月30日には、地元の多田弾薬支処創立51周年記念式典に副町長が、また、同日開催された東北方面隊創隊47周年記念行事には私が出席してまいりました。また、10月13日、自衛隊北海道関係殉職隊員追悼式、10月20日には北部方面隊創隊55周年祝賀会及び北部方面隊音楽まつりに出席し、北海道知事を初め道内選出の国会議員ほか自衛隊協力団体の皆様とともにお祝いしてまいりました。

要望関係では、11月に富良野地方自衛隊協力会構成の各市町村長の役員によって、上富良野駐屯地の現状規模堅持及び演習場拡張整備に関する要望を、地元の上富良野駐屯地を初め第二師団、北部方面總監、北海道防衛局に対しそれぞれ行い、28日には上京し、防衛省内局及び陸上幕僚監部へ要望してまいりました。

次に、防衛施設周辺整備事業関係ですが、11月2日には町基地対策協議会において、町内における防衛施設周辺整備事業の状況を駐屯地司令ほか各部隊長とともに視察いたしました。また、本年度から私が全国防衛施設周辺整備協会の理事に就任したため、11月20日に役員会に出席してまいりました。11月22日には、北海道基地協議会として構成の各市町村長とともに、平成20年度の事業要望等を、防衛省、総務省、財務省に行つてまいりました。

次に、住民健診事業についてであります。町民にとって優先する健康課題である、高血圧、糖尿病、腎臓病等から引き起こされる、心疾患、脳血管疾患、人工透析等の生活習慣病予防の取り組みとして、6月及び10月に循環器検診を実施したところであります。

今年度の受診者は、対象者の74.1%に当たる2,665名に達しました。また、39歳以下の若年者も219名受診しており、若い時期から血管を守るための生活習慣改善活動に取り組んでおります。

今後も一人一人の健診データから予測される疾病を未然に防ぐために、学習活動の推進、国保ヘルスアップ事業の推進を図り、成果が上がるよう努力してまいります。

また、医療制度改革に伴い、来年度から特定検診、保健指導が始まりますが、この実施に向けて住民に広く内容を知っていただくため、地域説明会を行うよう考えております。

次に、9月定例町議会以降の町税等の収納対策状況についてであります。本年度9月から11月末までにおいて、給料支払い調査2件、預金調査552件の財産調査を実施し、給料、銀行預金、所得税還付金など29件の差し押さえを執行いたしました。また、管理職全員による滞納プロジェクトを1回実施し、延べ213名への臨戸訪問により町税450万円を徴収するとともに、日中納税ができない町民のため、夜間・休日納税相談窓口を1回開催して収納サービスの向上に努めると同時に、夜間・休日納税相談日にあわせて307名の滞納者の呼び出し催促を行い、収納対策に努めたところであります。

さらに、国民健康保険税の納税に不誠実な滞納者1世帯に対して、国保保険証にかわり資格証明書の交付をしたところであります。

また、納税しやすい環境づくりを図ることを目的として、個人住民税及び国民健康保険税の納期回数増加見直しについて、来年度から実施する方向で内部協議を進めておりますことから、素案がまとま

りましたら議会に御説明をしてみたいと存じます。

次に、水道料金及び下水道使用料の収納対策状況であります。上富良野町水道事業給水停止要領を改正して、実効性を高めるとともに、未納者に対して催告書により納入を促し、その後、53人に対して給水停止予告を行うなどにより182万3,000円を収納したところですが、このうち不誠実な13人に対して、10月17日、やむを得ず給水停止を実施したところであります。その後、過半数の方と分納誓約を交わすなど、一定の成果を得ております。また、11月初旬には、上下水道班全員により、40人に対して臨戸訪問を実施し35万1,000円を収納するとともに、夜間・休日における納入相談を各1回実施し、未納の解消に努めたところであります。

次に、広聴関係であります。「富良野圏域の広域連合」と「町立病院の病床転換」の二つをテーマといたしましてまちづくりトークを、11月12日、社会教育総合センター、14日に泉栄防災センター、15日にセントラルプラザと、3日間、3会場で実施し、延べ82名の参加をいただき意見交換をいたしましたところであります。

また、「町長と語ろう」では、11月29日、社会教育総合センターにおきまして、町PTA連合会21名の方々と「上富良野町の教育を語ろう」をテーマに、今の子供たちを取り巻く社会環境、教育環境などについて意見交換を実施したところであります。

次に、自治基本条例についてであります。平成20年4月施行を目標に準備を進めてきておりましたが、6月29日、自治基本条例づくり検討会議から受けた答申の意見といたしまして、町民への情報提供の徹底、職員の資質の向上などが示されたことから、町といたしましてはこれらの意見を十分に踏まえ、少し時間をかけ、組織内を初め多くの町民を交えた中で情報共有を図りながら条例づくりを進めることとし、施行時期については平成20年度中の施行を目指してまいりたいと考えております。

次に、クリーンセンター、ダイオキシン類測定結果についてであります。クリーンセンター焼却施設において実施しておりますダイオキシン類の測定について、本年10月に2回目の測定を行った結果、A系が0.00028ナノグラム、B系はゼロでありましたので御報告いたします。

前回の報告においては、A、B系ともにゼロでありましたが、今回の結果ではA系において微量の測定結果となりました。結果の数値につきましては、町独自の基準値であります5ナノグラムを大きく下

回るものであり、施設の運営上問題となる状況とはなりません、今後とも管理運営には万全を期してまいりたいと考えております。

次に、今年の農作物の作況状況であります、気象経過では、春先の低温、6月上旬からは高温で推移しましたが、7月中旬に低温が続き、水稻を中心に作物への影響が心配されましたが、その後は好天に恵まれ、おおむね順調に生育が進みました。しかし、8月中旬の高温少雨と、9月中旬以降の降雨による影響が各作物に見られました。

水稻の作況指数は、農水省の発表によると、全国平均では99、北海道では98で、ともにやや不良で、上川管内では103のやや良でした。しかし、本町の状況を見ますと、品質は1等でありましたが、平年の91%程度の収量となったところであります。

畑作においては、秋まき小麦、豆類等は並から良で収穫を終えましたが、春まき小麦、バレイショ、てん菜等では、収量、品質がやや低下するなど、少雨による影響があったところであります。

次に、町総合文化祭についてであります、11月1日から11月4日まで4日間、社会教育総合センターと保健福祉総合センターの2会場で開催をいたしてまいりました。今回の文化祭は、上富良野中学校吹奏楽部と上富良野小学校スクールバンドの出演もあり、期間中は例年より多い約4,500名の方々に御来場いただき、盛会のうちに終了することができたところであります。

また、上富良野中学校吹奏楽部と上富良野小学校スクールバンドは、9月1日に札幌市で開催された第52回北海道吹奏楽コンクールにともに出場し、両校とも金賞に輝き、高い評価を受け、上富良野小学校は惜しくも全国大会出場校には選ばれなかったものの、上富良野中学校吹奏楽部においてはB編成の北海道代表として選ばれ、10月6、7日に石川県金沢市で開催された東日本吹奏楽大会に出場し、銀賞を受賞したところであります。

さらに、上富良野中学校陸上部では、10月14日に岩見沢市で開催された第25回北海道中学校駅伝競争大会で、激戦の末、初優勝という快挙を成し遂げ、12月15日、山口県山口市で開催された第15回全国中学校駅伝大会の北海道代表として出場してきたところであります。北海道代表として出場した上富良野中学校は、第1走者から最終走者まで懸命にたすきをつなぎましたが、力及ばず48位に終わってしまいました、選手諸君の頑張りに私からも心から大きな拍手を送るものであります。

多くの町民に感動を与えてくれた選手、児童生徒の皆さんに大きな拍手を送るとともに、それぞれの

活動を支えている指導者、保護者の方々の御苦労に敬意を表する次第であります。

最後に建設工事の発注状況についてであります、9月定例議会の報告以降に入札執行した建設工事は、12月12日現在で、今定例会に上程の2件を含め、件数で6件、事業費総額で2億6,145万円となっております。本年度累計では32件、事業費総額で5億346万4,500円となっております。

なお、お手元に平成19年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上です。

議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### 日程第4 報告第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 例月現金出納検査につきまして報告申し上げます。

今回は、平成19年度8月分から10月分についてでございます。

報告第1号例月現金出納検査結果報告の件。

例月現金出納検査結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成19年度8月分から10月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては10ページでございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

#### 日程第5 報告第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読させます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 町内行政調査報告書を朗読いたします。

平成19年第3回定例会において、閉会中の継続調査として、全議員による調査項目とした町内行政調査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

##### 1、調査の経過。

平成19年10月2日、全議員による合同調査項目である町内行政調査として、町内公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め調査を行いました。

##### 2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、11カ所の現地調査を行ったところ、その実態により、今後の議会の審議の資とすることとしたため、特に調査の意見は付さないことといたしました。

なお、調査した施設等は次のとおりであります。

町内道路補修工事予定箇所。北24号排水路支線整備工事。北24号道路改良舗装工事。第4号橋架換工事。北19号道路。南部地区土砂流出対策工事。浄化センター。クリーンセンター。給食センター。旭町教員住宅・旧教員住宅。上富良野小学校校舎。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、各委員長から補足説明があればお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 以上で、本件の報告を終わります。

#### 日程第6 報告第3号

議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号委員会所管事務調査の報告を行います。

本件の報告を求めます。

初めに、総務産建常任委員長渡部洋己君。

総務産建常任委員長（渡部洋己君） 報告第3号委員会所管事務調査報告の件を朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきたいと思います。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会に所管事務調査として、閉会中の継続調

査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

上富良野町議会議長西村昭教様。総務産建常任委員長渡部洋己。

記。調査事件名、1、所管する事務事業の件。

##### 1、調査の経過。

本委員会は、平成19年9月13日に委員会を開催し、調査課題について討議検討を行い、委員会構成後間もないことから、所管する事務事業の概要を調査することを主眼とした。

##### 2、調査の結果。

###### (1)所管する事務事業の件。

所管する事務事業の概要について、担当課長などから説明を受けるとともに、各委員からの質疑を行うなど、目的である事務事業の概要をおおむね把握することができた。

よって、今回の調査項目は終了することとし、今後、委員会において、所管する事務事業の中から具体的な項目を取り上げ調査することとした。

以上、報告を終わります。

議長（西村昭教君） 次に、厚生文教常任委員長中村有秀君。

厚生文教常任委員長（中村有秀君） ただいま上程されました報告第3号厚生文教常任委員会所管事務調査の件について御報告をさせていただきます。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会に所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

平成19年12月4日。上富良野町議会議長西村昭教様。厚生文教常任委員長中村有秀。

記。調査事件名、1、所管する事務事業の件。

##### 2、先進市町村行政調査の件。

###### 1、調査の経過。

本委員会は、平成19年9月11日に委員会を開催し、調査課題について検討協議を行い、委員会構成後間もないことから、所管する事務事業の概要を調査することを主眼とした。

9月27日に委員会を開催し、調査テーマを町立病院の運営について、クリーンセンターの運営について、食育推進計画についてとし、10月22日から26日まで、先進市町村である高知県佐川町、いの町、香川県綾川町、徳島県那賀町、岡山県倉敷市を視察し、調査を行った。

###### 2、調査の結果。

###### (1)所管する事務事業の件。

所管する事務事業の概要については、担当課長などから説明を受けるとともに、各委員からの質疑を行うなど、目的である事務事業の概要をおおむね把



握することができた。

よって、今回の調査項目は終了することとし、調査テーマを、町立病院の運営について、クリーンセンターの運営について、食育推進計画についてとすることとした。

#### (2)先進市町村行政調査の件。

国の医療費削減策により大幅に改定された診療報酬削減の影響を受け、上富良野町立病院の収益が激減したこと、さらに、平成23年までの療養型病床群廃止等に伴い、町立病院のあり方を考えていくため、病院形態が類似している国保直診病院で、上富良野町立病院と同様に累積欠損金が膨らむ病院と、自治体病院でありながら単年度赤字経営をしている病院の実態を調査し、今後の町立病院の経営状態の早期回復と、地域に信頼され支持される病院づくりに向けて、高知県佐川町、高知県のいの町と香川県綾川町では、あわせて病児・病後児保育のあり方について調査を行った。

また、上富良野町のクリーンセンターと同様の日立金属による機械化バッチ焼却炉である徳島県那賀町にて、ごみ焼却施設とダイオキシン等を含めた運営状況の調査。さらに、食育で先進的な活動をしている岡山県倉敷市の葦高小学校の取り組みについて調査を実施した。

先進市町村行政調査が町議会議員選挙直後という状況であったが、上富良野町の当面する課題について4回の委員会を開催し、所管事務の関係職員から資料提出と現況説明を受け、質疑を行い、調査への準備と意識統一を行った。

#### 高知県佐川町。

調査のテーマ、病院の運営について。

町の概要については省略しますので、御高覧をいただきたいと思えます。

なお、佐川町立高北国民健康保険病院の概要については、別紙資料1、12ページに掲載。また、病院の理念、基本方針については、資料2、13ページに掲載してありますので、御高覧をいただきたいと思えます。

#### 調査の概要。

佐川町立高北国保病院の経営は、平成15年度を境に大きく岐路を迎えた。平成14年度には5,900万円、平成15年度には1億4,435万4,000円を町から長期借入れをし、それまでであった9,261万1,000円の資金ショートを解決させた。以降、町からの繰入金、基準額の繰入れと国からの地方交付税及び特別交付税分の繰入れのみとなっている。平成16年度には純益が81万8,000円出ていたが、平成17年度、18年度ともに、医業収入の減少により経常収支はマイナス

となってきた。

平成15年には、これ以上の赤字経営が続くようなら民営化にするべきであるとの声も上がったが、地域医療を守るため、佐川町立高北国保病院改革委員会を設立し、抜本的な計画の見直しを図った。

初めに、病院機能の位置づけを明確にするため、管理運営方針の明確化を行った。

主たるテーマとして、患者様中心の医療、地域との連携、経営収支の健全化を掲げ、責任を明らかにした経営、適正な診療体制の確立、患者様中心の医療及び権利の重視、住民の健康づくり、効果的な運営管理の徹底、経営の健全性回復と収支構造の改善の取り組みを図った。その上で、地域から信頼される患者様と病院職員の心の触れ合う患者様中心の医療の実践を行うようにした。また、大幅な人件費削減に向けて、勤奨退職等の制度を利用し、経験年数の高い職員の早期退職を図った。

病院の廃止、民営化、診療所化にならないための生き残り策として、現在の病院の機能、体質、質の向上を目指して、平成18年度を第2ステージ、平成20年度を第3ステージとして、病棟、病室変更の計画を進めており、今後は、現在休床中である17床を小規模老健として設置する計画がされている。

#### 高知県のいの町。

調査テーマ、町立病院について。

町の概要については省略しますので、御高覧ください。

なお、いの町国民健康保険仁淀病院の概要については、別紙資料1、12ページ。病院の理念、基本方針については、資料2、13ページから14ページに掲載してありますので、御高覧をいただきたいと思えます。

#### 調査の概要。

いの町立国民健康保険病院仁淀病院は、昭和27年、6町村組合病院として開院し、昭和47年に現地に新築移転し35年が経過している。現在、病院施設の老朽化により、全面改築(20億円)を実施する計画が進められており、現在45床ある介護型療養病床については、明確な方向性は定まっていない。平成23年度の病床廃止により、一定の病床数減となるが、老健や特養施設への転換は報酬等が明確でなく、採算性や設備投資等、問題点が多いと考えられていた。現時点では、医療型介護病床を40床程度設置したいと考えているが、医療区分の低い患者様が多くなると採算面の問題もあり、検討課題としていた。

仁淀病院の一般会計の繰入金の状況は、基準内の繰入金額にとどめ、一般会計繰入金、補助金、基準

外繰入金はない。交付税については企業債を除く算定額で、特別交付税は救急医療病院分と追加費用分の金額を繰り入れている。

また、院内に次の委員会が設けられ、月1回の定例会のほかに、必要に応じ7部門の委員会が開かれております。

委員会の業務内容については省略いたします。

仁淀病院正面玄関には、自治体病院の倫理綱領の使命と行動指針及び仁淀病院の理念が掲げられており、院長はもとより、町長との連携により、施設ケアと在宅ケアの連携がうまくなされ、町、病院、地域住民の三者の強い信頼関係が築かれているようであった。

また、いの町議会には、仁淀病院運営特別委員会が設置されており、病院の健全運営のために、特別委員会、町長、院長、医長、看護師長、事務長などと常に論議を重ね、より継続的・計画的に病院事業を遂行し、良好な経営体として運営を図るための調査研究が行われている。

続きまして、香川県綾川町。

調査のテーマ、病院の運営について、それから病児保育について。

町の概要については省略いたしますので、御高覧いただきたいと思います。

なお、綾川町立国民健康保険陶病院の概要は別紙資料12ページ、それから、病院の理念、倫理指針については資料2、14ページに掲載してありますので、御高覧をいただきたいと思います。

調査の概要。

病院の運営について。

町村合併前の旧綾南町には、綾南国保病院と3診療所、滝宮総合病院(213床で厚生連運営)、旧綾上町には13の病院・院があり、30分圏内には香川大学附属病院があって、陶病院も平成に入り、多額の繰入金にもかかわらず約3億6,000万円の累積赤字を抱えた。また、病院の老朽化、医師不足、立地条件の不具合等により、廃院、診療所化、または建て換えの検討がされ、平成11年に、行政、議会、医師、特に町長と病院長の強い思い入れと連携により、病院の増収と質の向上を目指す改革と経営改善の方向性が検討された。

一つには、町内の患者の足を陶病院に向けて、外来患者をいかにふやすかを基本に考え、診療時間、待ち時間の短縮、検査の充実、患者サービスの向上を図った。平成16年4月には、外来、入院ともプライバシーの尊重と、受付と外来を一体化(電子カルテ化等々も含めて)するという利便性に配慮し、診療関係をよくした病院を新築移転した。特に診療時間を、平日の受付時間を午後6時まで(水曜日は

12時30分まで)延長、また、土曜日も12時30分まで受付することとし、子供や仕事帰りの利用がふえ、外来が15%増となった。

平成11年度、それから平成18年度の延べ患者数、総収入、総費用については省略させていただきます。

また、医師の得意分野、専門性を生かせる診療科を設け、医師の継続的な確保も行われていました。

一方で、訪問診療にも重点を置き、内科医4人が、入院、外来診療の合間を見ては積極的に対応している。

病院の管理運営組織として、管理者会、幹部会、運営委員会、21の委員会が組織され、特に運営委員会は年3回開催して、病院の現状と今後の方針を論議するとともに、全職員が同じ方向性を見出せるように努め、院内メールでその周知を図っている。

21の委員会の一つとして広報委員会があって、町民向けの陶病院広報誌「すえひろがり」を発行し、病院の理念、指針とともに、診療部門の紹介、医師と看護師の紹介、受付時間、外来診療日程表、(曜日別、医師別)が記載されている。

アウトソーシングについては、上富良野町と同様に業務の委託を図り、経費の削減に努めている。

救急医療の扱いは、厚生連運営の滝宮総合病院が救急の告示をしているため、陶病院は告示していないが、月平均10台の救急車の受け入れはしている。

病児保育について。

陶病院では、平成13年度から病児保育を開設し、現在も新病院内(小児科にあり)に併設され、病児保育室で綾川町乳幼児等健康支援一時預かり事業実施要綱に基づき実施をされております。

その内容は、対象乳幼児は、保育所に入所者している乳幼児と小学校低学年、3年生までの児童、担当者として、看護師(外来)、臨時保育士を配置、施設として、保育室、観察室兼安静室、調理室を設置し、利用時間は、月曜日から金曜日までは午前8時から午後6時、土曜日は午前8時から12時30分、利用料金は1日2,000円、半日1,000円で、食費とおやつ代は別でありました。

乳幼児の受け入れは、当該施設の医師の判定によるが、平成18年度の病児保育室うぐいすの利用延べ人員は、町内281人、町外109人の、合計390人でありました。

なお、陶病院の理念と指針は別紙資料に添付してありますけれども、この理念と指針が全職員に徹底されているとともに、綾川町長は職員に、生活ができるのは患者様のおかげだという気持ちをいつも持って、事務長は、病院周囲の草花の手入れ等を含

めた環境整備は職員で行っていると語っていた言葉が印象的でありました。

続きまして、徳島県那賀町。

調査のテーマ、清掃センター（クリーンセンター）の運営について。

町の概要については省略しますので、御高覧をいただきたいと思います。

調査の概要。

丹生谷環境衛生組合清掃センター。

昭和46年に5町村で一部事務組合丹生谷環境衛生組合を設立し、ごみ等の共同処理を開始。昭和49年3月にごみ焼却施設（型式、日立金属機械化パッチ燃焼方式）が竣工し、焼却施設として本格稼働。平成7年12月にごみ焼却施設及び不燃物処理施設の老朽化と処理能力の低下のために、清掃センター（型式、日立金属機械化パッチ燃焼方式）が竣工し、稼働している。

那賀町清掃センター。

平成17年3月1日、3町2村（丹生谷行政組合と同じ構成町村）が合併し、那賀町制施行により、清掃行政担当は環境課となっております。

清掃センターは、那賀町本庁舎より48キロの山間の地にあり、ごみ収集車は片道50分を要するので、運転効率が非常に悪いという印象を受けました。

清掃センターの施設関係については省略いたしますので、御高覧をいただきたいと思います。

最終埋立処分場。

焼却灰、飛灰、破碎不燃物は、徳島県環境整備公社橋廃棄物最終処分場、阿南市にありますけれども、ここで埋立処分を行っております。

それから、焼却施設の法定測定については、上富良野町も同じように法定測定をやっております。項目については省略をいただきたいと思います。

ダイオキシン類の測定状況。

焼却施設設計画時の国の基準は80ナノグラムであったが、将来、規制が厳しくなる情報を得て、当町と同じように5ナノグラムを指標として設計され、平成7年12月に竣工稼働した。しかし、平成9年4月に7ナノグラム（B炉）、平成10年に6.7ナノグラム（B炉）、平成17年に4.7ナノグラム（A炉）と、消石灰処理では測定値が安定しないので、平成12年から消石灰に活性炭を10%混入して処理した結果、ダイオキシン類は安定した測定値（平成18年度、A炉0.37ナノグラム、B炉0.9ナノグラム）となり、平成14年12月改正の国の基準10ナノグラム以内となっている。なお、活性炭については、設計施工の日立金属株式会社関西支店の財政負担はない。

清掃センター作業環境測定等について。

作業環境測定は4カ所、焼却炉周辺、集じん機周辺、灰だし作業所周辺、焼却炉内で実施し、作業環境の安全確認と健康管理に努めるとともに、焼却炉担当職員の血中検査を採用1、2年時と退職時に実施している。これは、大阪府の能勢町の訴訟経過から、こういうことを実施したということでございます。

ごみ指定袋と処理手数料は下記のとおりですので、省略をいただきたいと思います。

清掃センター設置の地域対策。

周辺に2集落・30戸があり、地域との協議により、ゲートボール場、管理棟を建設、年間維持費5万円、光熱・水道料等を補助。

次に、指定袋に氏名記入欄と不収集の荷札について。

那賀町では、ごみ指定袋の制定時から、ごみ排出者の氏名記載を実施し、適切な分別排出が行われ、非常に効果を上げております。

不適切なごみ袋については、不適切な事項7項目が印刷された紙の荷札を結びつけるようにしております。上富良野町はシール貼付でありますので、雨、雪の関係から、シール貼付が適切であると感じました。

ごみ分別収集の回数についてでございます。

可燃ごみは週2回、紙類とプラスチックは月2回、発泡スチロール、不燃ごみ、缶類、ペットボトル、瓶、無色透明の日と茶色の日とその他の色の日ということで分けて月1回となっており、収集カレンダーには、分別方法、出し方等も一緒に記載をされております。

次に、岡山県倉敷市。

調査テーマ、学校における食育の取り組みについて。

市の概要については省略いたしますので、御高覧をいただきたいと思います。

調査の概要。

倉敷市では、単独校方式と共同調理場方式により、全小中学校、定時制高校、特別支援学校を対象に完全給食を実施している。

今回の視察で、市内の小中学校で上富良野町の給食数（1,144食、生徒・児童数1,028名、教職員数116名）と似ている葦高小学校の事例について調査をいたしました。

葦高小学校は単独校方式で、給食数は1,056食、児童数994名、教職員62名、栄養教職員1名、栄養士1名、調理員6名により運営されており、給食の献立作成に当たっては、必要な栄養素や食品の構成量を確保するだけでなく、米飯を中心

とした和食献立を基本にしながら、行事食、郷土食、選択給食などを行っている。

倉敷市食育推進計画の中では、学校給食で地場産品を30%以上使用するということが推進項目として設定されているが、葦高小学校では40%以上、上富良野町では75.2%の地産地消率になっている。

また、倉敷市の学校給食単価は、小学生240円、中学生278円で、上富良野町の小学生238円、中学生279円と同じような給食単価でありました。

学年ごとの学級活動の時間や保健体育科、家庭科などの時間を利用して、次のような授業が行われておりました。この内容については省略をいたしたいと思います。

このほかに、特に注目したいのは、地場産品を活用した学級活動の計画でございます。

1年生から3年生までこういうことになっておりますが、子供たちに農家の人たちの仕事を実際に体験させるとともに、給食で使う食材の下準備を実際に子供たちが行うことがあることであった。

まとめとして、(1)町立病院の運営について。

情勢的な問題についてはこういうことでございますので、特に今後、町立病院として考えていかなければならない問題についてのみ御報告を申し上げたいと思います。

町立病院は、地域にとって大切なかかりつけ医である、ふだんの医療機関として大切な病院であることを住民に啓蒙するとともに、医療の質と高さを持つ旭川医科大学病院、富良野協会病院との病病連携による医師の確保、さらに、町民が求める情報を発信し続けて、町民にとって愛される病院づくりをすることが今最も必要である。

1、調査した3病院とも、町長、町議会、病院と適切な情報提供と交換を行う等の密接な関係が築かれて、大きな信頼の上に立って病院運営がなされています。

また、いの町議会には、仁淀病院運営特別委員会（定数8名、任期4年）が設置されております。

2、それぞれの病院は、院長を中心として、病院の理念、目標、使命、指針等が別紙資料のように掲げられ、それが徹底されて、病院の運営、診療に対処している。3病院とも、入院の御案内に必ず入っております。そして、患者を患者様としての対応と、地域住民に信頼される病院（佐川町立高北病院）、住民の視点に立ったサービス、安心して暮らせるまちづくりへの貢献（いの町仁淀病院）、心の通う医療で地域の方に愛され、信頼される病院を目指す（綾川町陶病院）等がある、3町立病院の取

り組む姿勢が肌で感じられた。

上富良野町立病院職員の待遇・対応について、町民の皆様、また、患者様から適切を欠く声が聞かれるので、理念・使命・指針の策定を速やかに、職員研修と意識改革の徹底を要する。

3、上富良野町立病院の平成18年度の国保一般・退職・老健会計からの医科外来の支払件数は4万7,304件、支払金額は6億5,257万7,420円だが、そのうち町立病院の支払件数は1万1,865件で25.1%、支払金額では1億1,733万5,350円で17.98%の実績であります。医科入院の支払金額では、上富良野町立病院の支払比率は16.7%の実績であります。

それぞれの病名・病状によって、病院、医師の選択は当然のことではありますが、上富良野町立病院を今後も維持していくためには、町民の皆様の理解をいただき、町立病院の医科外来への費用比率17.98%から20%に努力することが必須であります。そのためには、患者様の目線に立った診療と、職員の心のこもった接遇、待ち時間の短縮等への施策を行うべきであります。綾川町立陶病院長は、いかに外来患者様をふやすかが病院経営の根幹であると熱く語っておりました。

(2)病児・病後児保育について。

綾川町では、国の指針より2年早く病児保育を開設していたが、国は平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、全国の都道府県及び市町村は国の指針に基づき、多様な次世代育成支援の方向性や子育て支援施策の目標を示す地域行動計画の策定が義務づけられた。

上富良野町では、国の指針に基づき、平成16年8月に上富良野町次世代育成支援行動計画（上富良野町エンゼルプラン）を策定し、病後児保育については平成21年度を実施年度とし、目標事業量は、預かり延べ404人、施設は派遣型で、ファミリーサポートセンターを設立して、センターに登録する保育ママや保育士、看護師等の人材を派遣して対応する計画となっている。

平成19年8月7日に病児・病後児保育制度の拡充に関する要望書が、町内の2保育園、1保育所の父母の会から提出され、その早期実現が望まれている。

エンゼルプラン策定時のニーズの中で、子供が病気で休んだ場合の対処で、父または母が仕事を休んだが59.3%、父または母が仕事で休むことの困難度では、非常に困難、どちらかといえば困難が60.7%を占めております。

上富良野町は、特殊出生率が1.86と全道一である。国も病後児保育を推進する計画はあるが、ま

だまだ大都市の預かり児童100人以上保育所に対しての指針しか示しておらず、さらに、病児保育については、小児科を持つ病院との併設での効果が見られ、病後児保育では看護師資格を持つ保育士の配置などの各種課題が見られる。安心して子育てができる環境づくりの一つとして、病児・病後児保育については今後とも関係機関と十分協議を図り、できるだけ早期に保護者ニーズに取り組む努力が必要である。

(3)清掃センター(クリーンセンター)の運営について。

1、ごみ指定袋にごみ排出者の氏名記載について。

那賀町でのごみ排出者の氏名記載は大きな効果を上げている。上富良野町でも不適切な分別排出、指定日以外の排出もあるので、我が家のごみは我が家で責任を持つとして、減量化、適切な分別、資源ごみの有効活用を含め、ごみ指定袋の排出者の氏名記載実施は今後の検討課題である。

2、ダイオキシン測定は6カ月に1回を9カ月に1回、または1年に1回の試験的实施について。

ダイオキシン法定測定は年1回であるが、上富良野町は過去の諸種の事情から年2回実施している。活性炭を使用後の平成14年4月24日、25日測定値では、A炉バグフィルター出口が0.0004100ナノグラム、B炉バグフィルター出口では、これは0でということ「0」を入れていただきたいと思えます。0で、その後、毎年4月と10月に5年間測定した数値の最高値は0.0098000ナノグラム、最低は0ナノグラムと検出されない状況であり、上富良野町の自主排出基準5ナノグラム、国の排出基準10ナノグラムを大幅に下回り、極小値で安定している。現在の測定結果から判断して、6カ月に1回の測定を9カ月、または法定の1年に1回(測定料1回29万円)とすることを地区協議会で協議をし、試験的に実施を検討すべきである。

3、清掃センターの一括集中により効率的な運営。

那賀町清掃センターは処理施設が一括集中しているので、車両、人員、作業等が効率的に運営されているが、平成23年から24年ごろに耐用年数の関係で改築の予定で、その準備に入っております。

上富良野町は、富良野地区環境衛生組合の中でそれぞれの自治体の経過があって施設の位置づけがされているが、将来を見据えた検討協議を進めなければならない。

4、焼却炉施設作業員の健康管理について。

作業環境測定は、上富良野町も法定測定として実

施しているが、焼却実務作業員の血中検査は実施されていないので、その受診の必要があると判断いたします。

処理費の住民負担について。

那賀町の一般可燃ごみは30リットル30円で非常に低額で、上富良野町の45リットル入りごみ袋に換算すると45円であります。那賀町のごみ処理施設運営費の平成18年度決算では、歳入1億6,500万円のうち、一般財源から1億4,100万円、85%が繰り入れられております。町の財政の実質公債比率が20.8%、上富良野町は16.9%となっているので、処理手数料の値上げが急務であると町長は語っております。

上富良野町も平成18年10月に手数料改定を行ったが、今後も受益者負担の原則の中で、町の財政状況を視野に入れて、住民から理解される手数料について、広域連合の自治体間の協議も含めて課題である。

6、清掃センター(クリーンセンター)設置の地域対策費について。

那賀町では、平成7年の設置時にゲートボール場及び管理棟を設置し、以後、年間5万円を地域対策費として補助をしております。

上富良野町は、一般廃棄物処理施設設置地区連絡協議会負担金として、平成9年度から平成12年度まで年間40万円、ダイオキシン問題により平成13年度から平成19年度までは年間100万円を支出しております。平成14年度からのダイオキシンが極小数値で安定し、地区関係者の飲料水の水質検査、地区の土壌ダイオキシンの2地点での測定、地下水の上流・下流地点での水質検査などがすべて定量的下限値以下なので、上富良野町の財政状況から判断して地区協議会負担金の削減について検討協議を要する。

(4)学校における食育指導について。

倉敷市の食育教育は、倉敷市食育推進計画によって推進されているが、葦高小学校では、栄養教諭、栄養士、保健体育、家庭科、理科、社会科、養護、栄養士等の教員が、それぞれの学科の中で食に関する指導を行い、それを食育の時間として実施しているのを参考とするとともに、また、食育の日として、毎月19日に朝食の重要性を伝え、朝食日記を朝のホームルームで書かせる等によって食育指導をしている。市民による推進ボランティア数の増加により、食の安全の知識も高まり、また、インターネットにより学校給食の情報を広く公開しPRして、地域住民や保護者から理解をされている。

上富良野町の学校給食も、安心・安全、新鮮なおいしい給食と好評であり、地域的に恵まれて地産地

消の割合が非常に高く、今後については施設面や葦高小学校のような体験型の食育も取り入れていく必要がある。

しかし、学校給食は1日3食のうちの1食であることから、家庭での食育がより重要である。給食だよりによる啓発や生涯学習として、親子で食について考えるような取り組み、幼稚園、保育所、学校、地域とともに、行政も教育委員会、保健福祉課等の連携を深めて、町民の日常の食生活、食習慣から生活習慣病等の予防のために、家庭や地域が一体となり、全町的な立場で食育を推進すべきである。

現在、上富良野町では計画策定が進められているが、上富良野町食育推進計画は、それらを含めた全町的に取り組む食育計画なので、策定内容に注目と期待をするとともに、その実践は町民一人一人の健康のためにも大切なことである。

資料1及び2については御高覧をいただいていると存じますので説明を省略し、以上、厚生文教常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

議長（西村昭教君） ただいまの両委員長の報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

#### 日程第7 報告第4号

議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号議員派遣結果の報告を求めます。

本件の報告を求めます。

議会運営委員長向山富夫君。

議会運営委員長（向山富夫君） ただいま上程いただきました報告第4号議員派遣結果報告につきまして、議案の朗読をもって報告とさせていただきます。

報告第4号議員派遣結果報告書。

平成19年第3回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

議会運営委員長向山富夫。

記。

1、上川支庁管内町村議会議員研修会。

(1)研修の経過。

本町議会は、平成19年11月1日に14名により、旭川市で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に参加した。

(2)研修の結果。

慶應義塾大学大学院教授、前鳥取県知事片山義博氏より「地方分権時代の自治体経営と議会の役割」さらに、旭川市駅周辺開発担当部長後藤純児氏によ

り「北彩都あさひかわ整備事業について」の講演を聴講いたしました。

2、富良野沿線市町村議会議員研修会。

(1)研修の経過。

本町議会は、平成19年11月22日に12名により、富良野市で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に参加した。

(2)研修の結果。

陸上自衛隊上富良野駐屯地司令徳川泰久氏により「自衛隊の災害派遣」についての講演を聴講した。

以上でございます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質問があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 質問がなければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時43分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### 日程第8 町の一般行政について質問

議長（西村昭教君） 日程第8 町の一般行政について質問を行います。

本定例会におきまして、6名の議員より質問の通告があります。

順次発言を許します。

初めに、2番村上和子君。

2番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります4項目、7点について質問いたします。

まず1項目めは、第4次総合計画の評価につきまして、第4次総合計画、四季彩のまち・ふれあい大地の創造があと1年で終わり、平成21年度から向こう10年間の第5次総合計画の策定に取り組むが、過去9年間を振り返り、また、第4次総合計画の総仕上げに当たり、町長はこの計画のどこの部分に一番力を入れ思いを込められたのか。また、できなかった部分があるとすれば、あと1年で実現することができるのか、自己評価をすると何点くらいだと考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

2項目めは、介護予防事業の特定高齢者施策につきまして、介護予防の成否が介護保険制度の維持、発展を左右すると考えているが、特定高齢者施策は65歳以上の介護保険の対象になっていない虚弱高齢者で、運動機能や栄養状態が低下し、要支援、要

介護状態に陥るおそれの高いハイリスクグループが対象である。この特定高齢者を定める国の基準が厳しいため、該当する人が少なく、事業の実施に支障を来しておりましたが、このたび国の基準が緩和されたこともあり、町独自の施策として、これらの人に参加の呼びかけや、健康づくり教室と一緒にあって支援をしてもらう介護ボランティア制度を導入するなど、新たな取り組みを考えてはどうでしょうか、町長にお伺いいたします。

次に、3項目め、小中学校での部活動育成奨励について。

ことは、上富良野中学校の吹奏楽部が東日本大会に出場し、銀賞を受賞したのを初め、陸上部が全道中学駅伝大会で優勝し12月に全国大会出場、野球部が北海道中北部の中学野球大会で優勝、上小スクールバンドが全道大会出場など、素晴らしい活動が続いております。これら各小中学校への部活動育成費として、子ほめ基金を利用してはいかがでしょうか。子ほめ基金の趣旨が違えば、内容を見直すか、また、新たに条例等に基金、積立金を考えてはどうか。今後の部活動の励みと育成につながると考えますが、教育長はいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、最後、4項目めは、教育関連三法の改正に伴い、町の教育行政はかがかお尋ねしたいと思えます。

教育改革の流れの中で、教育基本法に続き、学校教育法、教職員免許法、地方教育行政組織及び運営に関する法律の教育三法が改正されました。このことに関して、次の点についてお伺いしたいと思います。

1点目は、学校教育法につきまして、学校種の規定順の最初に幼稚園が明記されることはどんな意味があるのか、今までとどのように変わるのか、お尋ねいたします。

2点目は、教職員免許法について、平成21年4月1日から教員免許更新制の導入が図られるが、これらに対して、10年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならないとなっているが、該当される教員、また、これらについての対応はどのようにお考えか、お伺いいたします。

3点目は、地方教育行政組織及び運営に関する法律につきまして、教育委員会の体制の充実について、市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の体制の整備、充実に努めることとあるが、教育長はどのようにお考えか。また、平成20年4月1日から施行とあるが、これらについて教育長の所信をお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、第4次総合計画の評価についてですが、議員御承知のとおり第4次総合計画では、四季彩のまち上富良野・ふれあい大地の創造をテーマに掲げて、「人」、豊かな心の人の町、「職」、活力ある産業の町、「住」、住みよい快適な町、「共」、とものつくる町、この四つの大きな柱をまちづくりの概念として、413項目にわたる施策を行ってまいりました。これらの施策の中には、計画期間中に完結するものや以前から継続されてきたもの、また、将来にわたって継続していくものなどさまざまありますが、総体的に私といたしましては、ほぼこの計画に沿った実行をすることができたと思っております。

議員から、何に一番力を入れ、思いを込められたのかとの御質問でありますけれども、この計画の大きな目標として、10年後、つまり平成20年度末における目標人口であります。第4次総合計画を策定するに当たりまして、当初の人口予測では1万1,880人でありましたが、私といたしましては、毎年80人の若年定住を図ることで目標人口を1万2,500人とし、このことを第4次総合計画の大きな目標といたしてまいりました。

本年の11月末現在、当町の人口は1万2,295人となり、残念ながらついに目標人口を割り込み、年間60人程度の定住確保にとどまりましたが、昨今の地方情勢においては、人口の減少を最小限に食い止めることができたものと考えております。

さらには、この計画に位置づけられた施策のすべてが重要であることは言うまでもありませんが、町民が健康で安心して生活が送れるよう、その拠点として保健福祉総合センターを建設し、将来にわたって地域における保健福祉の基盤整備が行えたことは大きな成果と考えております。

また、計画期間中における地方財政の情勢変化は、当初の私の予測を超えるものとなりました。一部施策の遂行に影響を及ぼしたことは否めないところであります。しかしながら、町民の皆さんの協力と負担をいただきながら使用料や手数料などの適正化を進め、また、行政内部においても、機構や財政の見直しなどさまざまな改革を実行する中から、上富良野町の身の丈に合った財政基盤の構築に近づいてきたのではないかと強く感じているところであります。

第4次総合計画の期間も残すところ約1年となり

ましたが、引き続き将来に向けて持続可能となる地域の特性を生かし、かつ地域の皆さんの協力を得て努力してまいりたいと思っております。

次に、2項目めの介護予防事業の特定高齢者施策についての質問にお答えさせていただきます。

高齢者が要支援や要介護状態に陥らないために、特定高齢者の候補になった方には、通所型または訪問介護予防事業への参加を促しております。通所型は、ラベンダーデイサービスで「生きがい通所」、社会福祉協議会で実施しております「お元気がい」の2カ所で開催をいたしております。平成18年度は、特定高齢者の候補者が78人に対し、参加者は57人で73%でありました。今年度に入ってから、候補者164人に対して、参加者は49人の30%となっています。

御質問のように、今年度は国の基準が緩和されたところですが、特定高齢者と思われる本人自身が、日常生活の中で虚弱を感じていない方や一部実施方法の枠組みを変えたこともあり、一時参加率が減少をいたしました。半年経過後の現在の参加数は、昨年度に近い数に達しており、意欲的に運動機能や口腔機能の向上等に取り組んでいる実態であります。

通所型介護予防事業の受託者であるラベンダーデイサービスと社会福祉協議会では、通所している方々の状況に合わせた計画を立てて実践していますが、町といたしましても定期的に報告を受け、また、適宜情報交換を行いながら事業効果の上がるように努力しているところであります。

また、既に事業所においてボランティアの方々へ支援していただいているところであり、プログラムの実施面で、ボランティアの役割は大変重要と考えておりますので、これからもボランティアの支援を得ながら介護予防事業が一層効果的なものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 村上議員3項目めの小中学校の部活動育成奨励についての御質問にお答えいたします。

ただいま議員からの御質問の中で紹介されておりましたように、ことし本町の小中学校のプラスバンドや駅伝チームが部活動等において優秀な成績をおさめられたことは御承知のとおりであります。このことは町民の誇りと名誉であり、私たちも児童生徒の皆さんから大きな喜びと感動を受けたところであります。

さて、部活動等の育成に対する子ほめ基金の活用についてであります。この子ほめ基金につきましては、先日、北海道功労賞を受賞いたしました菅野祥孝様より、平成13年度に子供たちをしかるより

ほめて育ててほしいという趣旨で多額の御寄附をいただき、あらゆる分野において模範となる活動やすぐれた成績をおさめた子供たちに対し、子ほめ基金を活用し教育賞や教育奨励賞を贈り、子ほめ事業を進めてきているところであります。

この子ほめ基金の使途を拡大することにつきましては、私も常々子ほめの表彰だけでなく、もう少し幅を広げた中で基金を有効に活用することができないだろうかと考えておりましたので、早い時点で寄附者の意向を確認し、了承を得た上で子ほめ基金の活用の幅を拡大するよう取り進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、4項目め、教育関連三法の改正に係る3点の御質問にお答えいたします。

まず、学校教育法の改正により、学校種の規定順が、今までは幼稚園が一番最後に規定されていたものが、今回の改正により幼稚園が最初に規定され、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校の順に変更となったところであります。

この見解についてであります。まず、子供たちの成長過程順に並べかえられたことが一つであることと、今、特に子供たちの成長を考えると、幼稚園という存在が大きな役割を担ってきています。

今回の改正において、幼稚園は保護者や地域住民等に対し、幼児期の教育に関する情報提供や相談窓口の開設、園庭の開放などを行うことが期待されており、これらのことが今回の改正の要点であると考えております。

次に、2点目、教職員免許法が改正となり、教員免許更新制が導入されることとなりました。教員免許状の有効期間が10年間と定められたことにより、免許状を有している者は、最新の知識、技能の習得を目的とする免許状更新講習を修了した者について、免許状の有効期間が更新となるところであります。

我が町におきましては、対象者に制度の周知を行うとともに更新講習を受講するよう働きかけてまいりたいと考えております。また、現時点では、いつ、どこで、どのような方法で講習会が開催されることになるかなど決定しておりませんので、具体的な計画が決まり次第、遺漏のないよう取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

3点目、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による教育委員会の近隣市町村との共同設置についての御質問であります。この改正につきましては、あくまでも教育委員会は近隣市町村と共同で設置することが可能になったと受けとめている



ところであります。

この法律が改正になったことにより、今すぐに上富良野町の教育委員会と近隣の市町村の教育委員会と共同し、新たな教育委員会の設置をすることにはならないと考えております。当然にして、共同設置をしなければならない時代的な背景とか要因があったときに、住民や議会、そしてそれぞれの教育委員会等の意見や考え方によって決定をされていくべきものであると認識をしているところであります。

議長（西村昭教君） 再質問はございますか。

2 番村上和子君。

2 番（村上和子君） まず、1 項目めの第 4 次総合計画の評価のところで再質問をさせていただきます。

まず、町長はこの計画で一番力を入れ、思いを込められたのは、やはり平成 20 年度末の目標人口の設定を何名ぐらいにするかということ、本当に大変なことであったということでしたが、若者の定住者を 80 名と見込んだところで、見込みで 1 万 2,500 名としたところを、定住 60 名にとどまって、11 月現在 1 万 2,295 人で、既に目標人口を割り込んでいるというところが少し残念だということをおっしゃっておりますが、保健福祉総合センターの建設というのは、第 4 次総合計画に当たって町民の方からアンケートをとりました。そのトップが、この保健福祉センターの施設を要望していたのです。そういったことで、一番欲しい施設が保健福祉センターでございましたから、この点は、地域の基盤整備ができたことは私も大変評価をしたと考えております。

しかし、一方で、活力のある産業のまちづくりについてはどうだったでしょうか。余り活力がある町とは言にくいと考えますが、その点は余りうまくいかなかったところではないかと思えますけれども、その点、町長はいかがお考えでしょうか。

豊かな心の人の町、住みよい快適な町、ここのところは評価申し上げたいと思っております。協働の町、ともにつくる町につきましては、来年 1 年まだ残っておりますので、来年、自治基本条例の制定の運びとなれば協働のまちづくりが進むと思われまじし、この 4 次総合のうまくいったところとうまくいかなかったところ、こういったところの検証を踏まえて、第 5 次総合計画に踏み込んでいけると思うのですけれども、町長、御自分で点数を何点おつけになるかお答えいただいておりますが、聞かせていただきたいと思えます。

それから、第 2 項目めの介護保険予防事業のところでございますが、今までは特定高齢者の基準が厳しかったので、やはりやりにくかったと考えますけ

れども、今度国の基準が緩和されましたので、それなのに参加者が 49 人で 30% ぐらいというのは大変少ないかと思えます。

それで、現在、ラベンダーデイサービスや社会福祉協議会のお元氣かい、これらはボランティアの人の参加で、これは各助成団体が割り振られてきて、当番制を決めて、それで参加をしているところでございまして、近ごろは限られた人になってきております。これではボランティアの人も先細りですので、もっと元気なお年寄りの方が虚弱者の方を見るような感じの、名前は介護ボランティアという名前でもなくてもよろしいのですけれども、やっぱりもっとボランティアをふやすべきではないでしょうかと思うのです。

それで、例えばエコポイント制、これはパークゴルフを今盛んに皆さんやっておられますけれども、パークゴルフをやった後 1 時間ぐらい、介護ボランティアが何かに当たろうかなと、そんなような感じでボランティアに参加すると、エコ制でポイントが何かにして、そしてその方がまたパークゴルフをおやりになるときは少し安く利用ができるというような、そういう取り組みをするような、こういった方々を支えるボランティア組織、それと、特定高齢者に似た虚弱体質の方を、個人的に 3 人の方が 1 人ずつ 3 グループで健康体操、これをやってくさっています。これらにつきましては、自分で自主的に、これは 1 週間に 2 回で月 8 回ですから大変だと思います。それを自主プログラムで、福祉協議会とかラベンダーデイサービスはちゃんと町のほうでいろいろ支援がありました、そういうことになっておりますけれども、こういった自主的に健康体操などに加わってくださっている方は何もありません。それでこういった方々を指導して下さっているのですけれども、そういったことで、ボランティアのすその根を広めていって助け合う、そういったところに行政も少し支援をしていただいて、老人介護の勉強会だとか、そういったものもひとつ支援してボランティアをふやしていったらどうかと考えておりますので、その点ひとつよろしく願いいたします。御答弁いただきたいと思えます。

それから、教育長に再質問させていただきたいと思えます。

4 項目めの学校種の件でございますけれども、幼稚園が一番最後にあったのが、今度は幼稚園、小学校となっております、教育長も幼稚園の存在が大きな役割を担ってきたということでございますけれども、それであれば、三つ子の魂百までもということわざもありますように、就学前の児童、結構いらっしゃるのですよね。大体 3 年前は 750 名くら

いでしたけれども、今ちょっと減っていますが、700名ぐらいいらっしゃると思うのですけれども。今、昔と違っていて、やっぱり幼稚園で過ごす、それから保育所で居場所づくりのような感じで過ごす時間がすごく長くなってきているのです。そういうことであれば、やっぱり就学前の、学校と幼稚園、保育所との連携を強めて、小学校に上がる前からさらに幼児教育に力を入れていかなければいけないのではないかと考えるのですけれども、その点はいかがでございますか。

それから、教職員の更新の件でございますけれども、新しく教員になられた先生は、10年たっていませんでしたら該当にならないと思うのですけれども、今、上富良野町にいらっしゃる先生の中で、該当になれる先生は大体何人ぐらいおられるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、3点目の教育行政の組織の件でございますけれども、今すぐ近隣市町村との共同設置は考えていないという教育長の御答弁でございましたが、今、富良野沿線広域行政として、5市町村で広域連合の発足に向けての準備も始まっておりますし、いずれ教育行政組織も、また、教育委員会のあり方も問われると考えるのですけれども、今回の改正で施行が20年4月1日よりということになっておりますので、そこら辺は上富良野町としての教育委員会のあり方の議論なども必要でないかと考えるのですけれども、その点はいかがでございますか、お尋ねします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、第4次総計の関連でありますけれども、目標人口につきましては先ほどお答えさせていただきました。議員の御発言にもありましたように、日本の人口、総体的に大幅な減少を来したときでもありまして、我が町としては目標人口を現在既に割ってしまったということですが、それなりにこの総合計画に対応した実践ができたものというふうに思っております。

また、保健福祉総合センターにつきましては、議員の御発言にありましたように、アンケートによりまして最も多かったのが、保健福祉の充実という住民の要望が大きかったということもありますし、豊かな心の人のまちづくりを一つの重点としながら進めさせていただいたという結果であります。

この総計の対応について、町長は何点点数をつけるかということですが、先ほどもお答えさせていただきましたように、私といたしましては、この第4次総計というのはおおむね私は達成できた

というふうに自負いたしております。ただ、この中で、御案内のとおりこの総計の後期5年間におきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、財政的に私どもが予測する以上の非常に厳しい財政運営を強いられたということから、大きな計画を立てておりました駅周辺と中心市街地整備につきましては、先の第5次に先送りをせざるを得なかったということの一つの反省として持っているところでありますが、これらにつきましても、財政運営を忌憚のないような対応を図っていくということを前提としたことで先送りをさせていただいたこととありますし、さきにもお答えさせていただきましたように、現在行っております諸事務事業も、第5次の総計にやはり引き継いでいかなければならない、そういった課題が数多くあるということで認識をいたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、介護保険制度におきますボランティア等の対応、それからいろいろな御発言、御意見がございました。エコポイント、あるいはエコマネー的な対応を図ってはどうか、推進してはどうか。また、健康なお年寄りの方が病弱なお年寄りの方をサポートする、そういったことにつきましての御提言等々もありましたが、これらにつきましては私どもも十分議員の考え方と同じものを持つものでありまして、今後、今現在進めております福祉ボランティアの充実・強化、さきにお答えさせていただきましたように、その強化を図っていく中でいろいろな手法というものも考えながら、ともにつくるまちづくりの中でも御理解をいただいておりますように、すべて行政が対応できるというものではありませんので、やはりそれぞれの地域の皆さん方、それぞれの方々の協力をいただきながら、この種のこれからの福祉の促進を図っていききたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 2番村上議員の教育関連三法に係る再質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、第1点目に幼稚園に関することでありますが、今、幼稚園、就学前の教育というのは非常に重要視、また、高まりを見せてきているところであります。ただ、幼稚園というのは文科省の一環として教育の機関である。また、保育所については厚労省のという中で、昨今は幼保の連携というようなことで、幼稚園が保育所の機能を兼ね備え、また、保育所が幼稚園の機能を兼ね備えるというような住民のニーズが非常に高まってきて、今そのような形になってきているところであります。

就学前の教育については、先ほどもお話をさせていただきましたが、非常に大切な時期の教育でありますので、幼稚園、保育所の教育につきましては就学前の教育ということで、我々教育委員会としても、今後、各幼稚園、また保育所と連携をした中で力を注いでまいらなければならないというふうに考えているところであります。

2点目の教職員の免許更新の関係であります。これにつきましては、概数でありますがおおよそ我が町には100名の教職員がおります。その中で対象になるのは60数%ということで把握をしているところであります。

3点目の教育委員会の共同設置に係る件であります。広域連合での教育委員会の設置等に関します件とは別にお答えをさせていただきたいと思っておりますが、今、上富良野町の教育委員会がこの法律が変わったから、差し迫ってどこかと合併なり共同なりしていくというような背景にあるか、そのような必要度については、我々教育委員会の事務局といたしましても、余り必要性については認識しておりませんし、また、非常にこの法律などを活用しての地理的背景とか時代的背景は、我々が存在しているこの地域についての必要度とはまるっきり違った背景があるのでなかるうかというふうに考えるところであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

2 番村上和子君。

2 番（村上和子君） 1 項目めの、第 4 次総合でできなかったところは活力がある産業のまちづくり、これについては、町長は第 5 次総合計画の中でのというようなお話でございましたが、やっぱり何といても人口減少の問題、これが一番、今、19 年度は三位一体の税源移譲がありましたけれども、交付税も削減されてきておりますし、限られた財源をいかに有効に活用していくのか、すごいさま変わりですし、それと、本当に今の時代ですと、10 年というのはちょっと私は長いのではないかと思うぐらい、5 年ぐらいがどうなのか、前期、後期というような感じ、ちょっと10 年間、一つの計画でそれに沿っていくというのはいかなものかなという考えをしているのですけれども、ずっと10 年間は行財政改革に次ぐ行財政改革で、中の組織改編とかいろいろおやりになりました。そこから大分経費も削減されまして、そこら辺は本当によく頑張ってやっていらっしゃると思います。

ですけれども、さらに民間委託とか民間に移譲の加速、スピードを上げて、その中に子供に対する次世代の育成計画もできておりますが、エンゼルプラ

ン、平成16年8月、子育てのファミリーサポート制度、それから病後児の保育とかいろいろすばらしい計画が立てられているのですが、これが大分残っております。実行に移されておられません。こういったものも、今の子育て支援制度とか、各種事業を重点的に振り向けて考えていただきたい。

それで、人口が減少、1万人を切ってきますと、町長は全国防衛施設周辺整備協会の理事に御就任されたことでございますので、今一番防衛省の削減問題、今回、静岡に向けて300名から400名の方がテロに対する訓練で、上富良野駐屯地から初めての大演習がありましたけれども、これらの削減問題がどれくらいでとどまるのか、ここが一番、過疎化になりますと、今、テレビでよく高齢者が50%を超えてくると限界集落だということで、日常の生活もなかなかやっていけないと。何といても人口が減ってくることに対して過疎化になってしまうと、後のことはなかなか難しいと思いますので、そこら辺もひとつ力を入れてやっていただきたいと思っておりますので、もう一度御答弁をいただきたいと思っております。

それから教育長に、幼児教育のほうはもうちょっと連携を密にしてやっていただきたい。今やっていないわけではございませんけれども、よろしく願いしたいと思っております。

それから、2点目の教員の方が100名ぐらいいらっしゃるということでございましたが、この間行われました全国の学力テストの結果については、2教科で学力の特定の一部であって、教育活動の一側面にすぎないということで公表はしないということでしたが、そのところで話が出ましたのは、教える先生のほうにも指導力というのでしょうか、教えるのがうまい先生と、下手と言いますとちょっと語弊がございますけれども、指導力不足の先生とでは生徒の結果も違うのではないかとということが話題になったわけがございますけれども、教員の資質の問題もあると考えられますので、今回こういった改正がなされたのではないかと考えておりますので、計画が決まり次第、早目に取り組んでいただきたいと考えておりますけれども、もう一度確認しておきたいのですが、よろしく願いしたいと思っております。

それから、3項目めの教育委員会のあり方でございますけれども、今、教育行政は制度上は独立した機関となっておりますけれども、学校運営の財源や教育委員会の指名は町長が首長にゆだねておりますし、教育行政における教育長の力は強いのですけれども、合議制であるため責任者はいないというところがあります。それで、一般行政と教育行政が連携しながら、上富良野町の教育行政という教育の分権

改革が必要だと思っていますので、いま一步改革に踏み込んでいただきたい。教育長は、近隣市町村との今すぐの対応は、国のほうでもということのお話でしたけれども、そういったことの改革に向けて踏み込んでいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、3項目めの小中学校での部活の育成奨励につきましましては、御回答いただきましたので再質問しませんでした。この点については早急に取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、第4次総計に対する議員のお考え方につきましての御質問でございます。

私、先ほど1点答弁漏れをしたなと思って反省しておりますが、4本の柱のうち「職」、これにつきましては活力ある産業のまちづくり、これにつきましては、議員御質問のように、私としても十分対応ができなかった部分もあるのかなと思っております。やはりバブル崩壊後、非常に景気が低迷しているというような状況と、また、御案内のとおり、私どもの地域の基幹産業であります農業が、基本的には国の農政が大きく変化している中にありまして、また、外国との競争等々で非常に厳しい状況にあったというようなことから、一自治体としての対応では到底対応でき得ない部分も数あったというふうに思っております。しかしながら、私どもは、第5次農業振興計画に基づきます農業振興施策の展開を図りながら、地域基幹産業の農業の健全な維持に努めてまいっているということでございますし、また、加えまして、これからの変わりゆく農業施策に対しまして、これから策定をしていきます第6次農業振興計画におきまして、また基幹産業の農業につきましてはその対応を図っていきたくと。

基本的に現在の第4次総計も同じであります。まちづくりの総合計画に基づきました諸計画を立てながら、それぞれの計画の実践に向かって進んでいるわけでありまして、基本的に議員から御質問にありましたように、10年間の総計は期間的に、今は10年一昔というよりも、まだまだ時の流れが早いということでもありますので、今期の第4次総合計画から御案内のとおり、5年ごとの前期後期ということで分けた中でまちづくりの計画を進めさせていただいているというのは議員御承知のとおりであります。そういう中にありまして、これからは第5次の総計に引き継ぐもの、この4次でとどまるもの、終わるものというようなものを十分見きわめながら

進めてまいりたいというふうに思っております。

そういう中にありまして、議員から御質問のありましたそれぞれの計画が立ちおけている、計画はあるけれども実践が立ちおけているという御指摘がございました。私といたしましては、例えば高齢者保健福祉計画だとか、介護保険事業計画だとか、あるいは次世代のエンゼルプラン等々につきましても計画どおり実践しているというふうに思っております。ただ、議員御質問のように、例えば計画では20年に実践しますよ、21年に実践しますよということで、そういう計画になっておりますので、今現在は実践していない部分もあります。しかし、さきにもお答えいたしましたエンゼルプラン等々につきましても、病後児童の対応につきましても、次なる計画どおり実践していこうということで、それぞれの計画どおり実践されているということで御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） それでは、村上議員の再々質問にお答えをさせていただきますと思っております。

まず、1点目の幼保の関係であります。これにつきましては議員おっしゃるとおり、非常にこれから力を入れていかなければならないことだというふうに認識をしておりますし、最近、認定子供の制度とかかなり取り組みをされている市町村等もありますし、そういうことも参考にしながら、今後、我が町にとってどのような形で連携を図っていくことがいいのかを検討しなければならないというふうに考えているところであります。

2点目の教職員の免許の更新制であります。このことにつきましては、目的の一つには、教職員の資質の向上というようなことも当然入っていると思っております。また、子供たちの学力向上を目指していくということも、我々は大切な分野であると思うところでありますし、そのためには、やはり家庭教育力を高めていかなければならないということも大きな課題だと認識をしているところであります。これらのことを踏まえながら、教職員の免許更新制に対処してまいりたいというふうに思うところであります。

3点目の教育委員会のあり方についてであります。今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨につきましては、まさしく教育委員会の責任のあり方、そういうものが問われての改正点が多くなっているのだというふうに考えています。その改正の趣旨といたしましては、教育委員会の責任体制の明確化、また、体制の充実、こころ辺りが共同設置になるのかと思っております。また、今、議員

から御質問いただきました、教育における地方分権と国との役割分担というようなことが、まさしくこの法律の改正の要旨だというふうにとらえているところであります。

したがって、この地方分権の時代における教育委員会のあり方等については、また我々もいろいろと前向きに検討し、対応をしていかなければならないものというふうに思っているところであります。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は、さきの一般行政に質問通告ということで、2項目4点の申し出をしております。この点について質問をいたしたいと思いません。

まず、第1項目めは附属機関委員の報酬についてお伺いをいたしたいと思いません。

上富良野町には、条例で定める附属機関は22機関と専門委員等があります。上富良野町の行政各分野に、町民参加による開かれた町政推進に向けて設置されております。

附属機関委員の報酬は、条例で次のように定めております。職務に従事する時間が4時間未満の場合は日額3,600円、職務に従事する時間が4時間以上の場合は日額6,200円となっております。附属機関の会議時間は、職務上の特性もあり、一律にできない部分もあることは承知をしておりますが、ここ3年間の会議時間を見ると、最短会議の時間は20分、最長会議の時間は2時間45分で、このことについて次の点をお伺いをいたします。

(1)平成18年度の附属機関の各種委員の職務に従事する時間が4時間未満と4時間以上の別に、報酬支払いの延べ人員と支払額について明らかにしていただきたいと思いません。

(2)附属機関の会議時間の実態から、職務に従事する時間を1時間単位で支給か、または、最初は2時間で、その後1時間単位の支給と財政改革の削減策として実施すべきと考えるが、その点について町長の所見をお伺いしたいと思いません。

次に、2項目め、福祉灯油事業の緊急実施についてでございます。

原油価格の高騰を理由に、平成19年12月1日から、灯油、ガソリンの卸価格が1リットル当たり6円から7円程度引き上げられ、小売価格の上げ幅は、灯油で1リットル当たり6円から8円、ガソリンで1リットル当たり5円から7円となってきております。それに伴い、生活関連物資等の値上がりが始まっており、第2次オイルショック直後の昭和5

8年1月以来の高値になりつつあります。

今回の第4回定例町議会の各会計補正予算案に、需用費の燃料費で大きな額が計上されております。このことは寒冷地に住む町民にも影響が大きく、今後の生活への圧迫が目に見えております。上富良野町は、第1次オイルショック時の昭和49年ごろに、低所得者や母子家庭等を対象に、灯油購入費を助成する福祉灯油事業を道の補助を受けて実施をいたしました。

道は、その後も福祉灯油として、事業費が100万円以上の市町村には費用の半分を補助してきたが、平成9年度の72市町村が実施をしたのがピークで、価格の安定や財政難から事業を廃止する市町村が相次ぎ、平成18年度は51市町村が実施、本年度は当初43市町村が行う予定であったが、11月の灯油急騰で新たに7自治体が応募し、50市町村が実施予定と報道されております。

道は、事業費が20万円以上の市町村にも補助する要件緩和をし、12月4日に第3次募集を始めました。福祉灯油事業は、道より事業費の2分の1の補助があり、当町の生活弱者への支援策として緊急にその実施を強く求めるとともに、町長の決断を伺いたいと思いません。

まず、(1)道の第3次募集への申請についての考え方。

(2)福祉灯油事業を実施予定であれば、事業実施月日、事業内容、対象者階層別世帯数についてお伺いいたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず1項目めの附属機関委員の報酬についての2点の御質問にお答えさせていただきます。

附属機関委員の日額報酬につきましては、過去2回の見直しを経て、現在の4時間未満と4時間以上に区分し、それぞれの額については3,600円と6,200円となっております。非常勤特別職の報酬は、有識者において、本職に従事する時間を割くことに対する補償的な意味合いと会議出席に対する補償としての位置づけ、また、労役提供に対する給与的な要素を兼ね合わせ持ったものであります。これらを総合して報酬額の適正を吟味していくものであると思っております。

まず、1点目の平成18年度の附属機関の委員の報酬の支給状況についてであります。4時間未満は延べ234名で84万2,400円、4時間以上は1名で6,200円となっており、この内容につきましては、町執行機関主催会議のほか、道内、

管内、富良野圏域構成委員会議、研修会議、役員会、総会等を含んだものとなっております。

次に、2点目の時間単位等支給単位の見直しについてであります。多くの市町村においては1回1日とする日額制をとっており、平成13年度の4時間を区切りに半日額を基本とする改定については、極めて先進的な取り組みであったものと自負をいたしているところであります。

委員御提案の時間単位等による報酬額の設定については、労役提供に対する給与の性格が突出するものであり、十分な研究をもって臨む必要があるものと考えます。

したがって、今後の特別職報酬等審議会開催に際しては、そのあり方について参考とするために、委員の意見を求めるなどしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目目の福祉灯油事業の緊急実施についての御質問にお答えさせていただきます。

原油価格の高騰などについては、議員御発言のとおりの実態にあります。また、原油高により生活関連物資等の値上げも見られますので、町といたしましては、さきの行政報告で申し上げましたように、高齢者世帯を初めひとり親世帯、障害者世帯の中で低所得者となる世帯を対象として、灯油などの燃料確保、あるいはそのほかの生活必需品の確保のために、該当する1世帯当たり1万円を地元商工会商品券をもって支援することとし、関連議案を上程しておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この事業の概要については、さきの議員協議会において資料により説明申し上げますように、現時点では対象世帯500世帯程度と予測をいたしております。また、関係議案の御議決を得ましたら、できる限り早い時期に事業を実施するよう事務当局に指示をいたしております。この事業の財源は、財政の見通しから予算上、地域福祉基金としておりますが、北海道の補助や国の特別交付税についても可能な限り財政措置を受けられるよう、事務処理の万全を指示いたしているところであります。

以上です。

議長（西村昭教君） 再質問はありますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず、再質問の前に、私の一般質問通告書に対する福祉灯油事業の緊急実施についてということで、私は2項目めに事業を実施する予定であれば、事業実施月日、事業内容、対象者階層別世帯数を明らかにしなさいと。今、町長の答弁では、議員協議会で資料を提出したからそれでいいというような、現実の問題、議員協議会は議長が

招集して、これは議員必携の中でも明らかに、議員協議会ではできるだけなくすようにと。言うなれば、本会議であれば傍聴者もいる、会議録も残る。しかし、議員協議会は聞きっ放しの言いつ放しの状態。恐らく理事者としては、意見調整という議員の意見を聞く大きな場だとは思いますが、基本的に我々議会運営委員会が昨年の1月に白糠、芽室へ行って、その中で向山委員長がこういう報告をしているのですよ。「議員協議会のあり方については、本町も定例会前に常態化した進め方は本会議の審議の形骸化のおそれがある」と。まさに、今、このことが出ているのです。ですから、今、あわせて(2)の項目について答弁を求めたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

その件につきましては、議員皆さんで議論をしていただきたいと思います。このことを私のほうから議案協議会云々、このことについては是非かということをお願いすることにはなりません。議員御発言のとおり、議員協議会というのは非公式の会合でありますから、それは私としてはそういう対応の中をお願いをいたしますが、そのことについては是非かについては議員の皆さんで議論をしていただかなければ、私としては結論を出せない。

それともう一つは、御質問の中身につきましては、議員協議会で御説明を申し上げると同時に、議案として今提案させていただいております。議案の中で御審議をいただきたいということでありまして、決して議案提案の趣旨、内容につきまして御説明を申し上げないということではありません。担当課長のほうから御説明させます。

議長（西村昭教君） 中村委員、先ほど言われたのは、質問に対してきちっと当初から説明をしていただきたいという趣旨ですね。わかりました。

その点について、保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 私のほうから、御質問の福祉灯油を実施する予定に関しまして、事業実施月日、事業内容、対象者階層別世帯数につきましての質問にお答え申し上げたいと思います。

今定例会において補正予算を計上中ということで、町長からも申し上げましたように、その内容といたしましては、道の補助施策であります冬の高齢者等の生活支援事業という内容、趣旨に沿いまして補正予算を計上をしているところでございます。

実施の年月日といたしましては、補正予算をお認めいただきました後に住民周知を図りまして、対象者の方に申請手続をしていただくよう広く周知をしてまいりたいと思います。

事業内容につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、町内商工会の商品券1万円を交付するという内容でございます。

対象者の状況にありましては、高齢者世帯としまして、見込みでは317世帯、ひとり親世帯は88世帯、障害者世帯は94世帯の合わせまして499世帯というふうに予定をしているところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） それでは、中村委員、再質問を受付いたします。ございますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず、附属機関の報酬の関係です。

ただいま町長の答弁で、平成18年度の附属機関委員報酬の支払い状況ということで、4時間未満は234名、84万2,400円、4時間以上は1名、6,200円ということでございます。

それで、私は、町政の情報提供コーナーにある附属機関の会議録、これを平成17年度から19年度までの会議時間数を調査をいたしました。現実には会議録がきちっと残っている附属機関とないものと、始まる時間はあったけれども終わりの時間がないものとか、非常にさまざまな状況でございますけれども、一応調べた結果、1時間未満は28.6%、1時間から2時間未満が51.8%、2時間から3時間未満が19.6%ということでありまして、したがって、一番短いのは20分で3,600円というようなことがあります。それは先ほど私が申し上げたように、それぞれ職務上の特性があるから一律にはできないということは理解をしております。

したがって、この%を、私が一応提案をいたしました1時間単位にした場合どうなのかということについて若干試算をしてみました。そうすると、1時間未満は28.6%ということで68名がおります。そうすると、これは6万1,200円。それから、1時間から2時間未満は51.8%で121名で21万7,800円。2時間から3時間ということになると19.6%、そうすると、トータル的に40万4,100円で済む。実際は、この支払いは84万8,600円というような形になっていきます。それから、最初を2時間にして、あとは1時間ずつと、こうやって試算をいたしましたら、トータル的に46万7,900円と。1時間単位でずっとやった場合は44万4,500円が削減される。それから、最初の2時間で1時間単位で加えるということにした場合、38万700円が削減をされるということでございます。したがって、私が今試算した内容について、まず町長の見解を再質問の1とし

て出したいと思っております。

それから、再質問の2番目、町長は13年度に4時間を区切りに半日間と基本する改定は、極めて先進的な取り組みであったものと自負しているものであるという答弁であります。しかし、その段階では自負していたかもしれないけれども、今、私は美瑛を含めて調べたところ、富良野市は日額5,500円、半日額2,750円。美瑛町は4時間を超えて6,000円、4時間未満は4,000円。占冠は日額4,800円、3時間未満は定額の5割減ということで2,400円ということです。中富良野は日額6,000円、南富良野町は、会長、委員長は7,000円で、ほかの委員は6,000円ということになっております。

だから、平成13年度にやったときは実質的に先進的なものということであったけれども、それぞれ自治体の関係で、財政的な状況からやはりそれだけ変化をしてくれている。ですから、私はそういう関係で、町もこの関係についてやはり判断をしていかなければならないのではないかという気がいたします。したがって、4時間以上では上富良野町が一番高額なのです。4時間未満では富良野市が2,750円、占冠村が2,400円で上富良野町より低額な状況になっております。したがって、私は、町の行財政改革という観点からいけば、これらについても再検討の必要があるのではないかという気がいたします。

それから、再質問の3点目ですけれども、町長は今後、特別職報酬審議会開催の際には、そのあり方について参考とするため、委員の意見を求めるなどしたいという考え方をされました。しかし、特別職報酬審議会の条例の第2条、所掌事項の中には、町長は議会議員の報酬の額並びに町長及び副町長の給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするということでございますから、本来的にはこの附属機関の報酬等は特別職報酬審議会に聞くべき筋合いのものではないけれども、ただ、町長は参考のためにはということはおっしゃいます。しかし、参考のためといっても、報酬審議会が自分たちの報酬を自分たちでどうするということは当然出てくるのです。ですから、特別職の報酬等の審議会ができたのは、議会や町がお手盛りで上げることが抑制するためにできた制度なのです。

私も、かつては報酬審議委員でやったことがあります。ですから、審議委員みずからがこのことについて意見を求めるということは本来的にはおかしいのではないかとということで、僕は基本的な考え方で、この点については報酬審議会等に参考のために

とは言いながら、意見を聞く筋合いのものではないのかなという気がいたします。

以上、附属機関等の関係について終わりたいと思います。

それから、次に、福祉灯油事業の関係です。

私は、新聞報道等が出て、11月の下旬から上川支庁なり役場の保健福祉課でいろいろ資料収集等をやってまいりました。現実には、12月4日開催の我々所管の厚生文教常任委員会の中では、それらしいことは言ったけれども具体的には全然出てきていなかったです。それであれば、上富良野町の課長会議なり、それから政策会議等の中でどうなっているかということで見ただけですけども、11月30日開催の11月定例課長会議の中では、これらのあれが一切ないのです。それで、一体どこでどのような形に決められて、町長が議員協議会で言った、12月12日に最終決断をした、その経過の報告をいただきたいと思います。

それから、次に助成内容ということで、額面1万円の商工会の商品券を交付するというございました。それで、これらの関係について、上川管内の実施状況ということで調査をしたところ、富良野市は平成18年から実施をしていて、実施方法は社協に市が助成、1世帯当たり現金で6,000円の給付額、予算は70万円。中富良野は平成4年から社協単位でやっていて、1世帯当たり6,714円で購入券、この予算は13万4,280円。美瑛町は昭和54年から町が現金給付、現金2万5,000円、予算額は172万5,000円。東神楽は昭和54年からやっていて、灯油200リットル、社協が引換券交付。上川町は昭和49年からやっていて、町が現金給付1万5,000円から2万5,000円、その予算額は21万5,000円。美深町も現金、それから、比布町も社協に町が助成して8,000円から1万2,000円というようなことになされております。したがって、今度の大幅な高騰の中から、今、町で掌握している管内の実施の状況を承知している範囲で報告をいただきたいと思いません。

それから、次に、対象世帯の管内の比較の関係なのですが、ただいま申し上げた平成19年度の計画の管内市町村の状況からいくと、非常に上富良野町は金額が多いという関係、世帯数も多いというふうには私は判断をしています。一応499世帯で500万円という補正ということでございますが、それで、これらを世帯対象の規模が、基準がよそと比較してどういう状況になっているかということ、わかれば教えていただきたいと思いません。

それから、次に、商品券の灯油以外の利用につい

てということで話が出ております。道の平成19年度地域政策総合補助金の交付要綱の中に、高齢者等の冬の生活支援事業というのが28番目にあります。その内容の欄のイのところ、高齢者や障害者等の低所得の状況にある方々に燃料費を初めとする冬期間の増嵩経費に対する支援を行う事業ということになっているのです。ですから、私は、商品券でもいいよ、これが灯油ばかりでなくてほかでもいいよという理解をしているのですけれども、この要綱からいくと、その点の見解が灯油でないものに使われた場合どうかということもありますので、その点ちょっと再確認をいたしたいと思いません。

それから、次に、支援対象者に商品券の交付なのですが、受付からいろいろな作業等がありますけれども、それらのスケジュール、そして最終的にいつごろ商品券が、当然議会で予算が通った話になってはきますけれども、そういうスケジュールはどのようなになっているかということでお伺いをいたしたいと思いません。

それから、次に6点目の関係で、町長は、今、答弁の中で、北海道や国の特別交付税について可能な限り財政措置ということで、12月11日の新聞報道では、政府としては灯油支援500億円から600億円、政府の対策ポイント、6項目ありますけれども、その中の3番目に生活困窮者に対する灯油購入費助成など自治体が行う経費を特別交付税で措置をするということが言われております。したがって、それらについて新しい情報が入れば教えていただきたいと思いません。

それから、次に7番目なのですが、平成20年度以降の取り組み、言うなれば、ことしはこのまま高値安定になってしまえば、やはりそういう人たちの苦しみがあるということで、大体43町村ぐらいがそれらをずっと継続してきていますけれども、これらについて、もしそういう状況があればどう措置をしていくかということでお伺いをしたいと思いません。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 中村議員の答弁につきましては午後からしたいと思いますので、昼食休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の中村有秀君の再質問に対しまして答弁を求めたいと思いません。



町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、附属機関の委員の報酬関係であります。議員の御発言にありますように、条例につきましては私も承知いたしております。常勤特別職、非常勤特別職、議員の皆さん方の報酬につきまして、報酬審議会の審議の過程を経るということでありまして、附属機関の委員につきましては含まれていないのは承知いたしております。

ただ、我が町の過去からの通例といたしまして、報酬の常勤特別職並びに非常勤特別職、議員の皆さん方の報酬改正とともに、常に同一視しながら附属機関委員の報酬につきましても見直しをさせていただいているということでもあります。かといって、条例にないわけでありまして、それを保持しなければならないということではありませんが、今後の中で十分検討も加えながら対処していきたいというふうに思っております。

また、そういう中にありまして、いろいろなことにつきましては、私も行政執行上、多くの皆さん方から意見を聞きながら決断をさせていただいているということでもありますから、報酬審議会の皆さん方に、条例にないから、あるいは自己の対応だからといって意見を聞くということにつきまして問題視はしておりません。どなたからもいろいろな意見をお聞きしたいというふうにお思っておるところであります。

また、報酬等の改正につきましては、さきに申し上げましたとおりであります。その中で私が自負いたしているというのは、報酬額を改正したことに対する自負をしているということではなくて、制度上、多くの自治体が1日単位で対応していたのを4時間単位として対応した、そして他の自治体の皆さん方も同じような形で改変されて今日来ているわけですが、そういう関係のことについて自負しているということでありまして、議員が御質問にありますように、もう既に他の自治体におきましては報酬の改正がなされておりまして、上富良野町の附属機関の委員の皆さん方の報酬よりも軽減化されているということは承知をいたしております。これらにつきましては、私としては、時期を見はからいながら改正をしていかなければならないという認識は持っておりますが、ここのみを先行して今までの通例から変えて対応していくのか、あるいは今日までの通例のように常勤特別職の部分も含めた改正の中で対応していくのか、そこらあたりは十分これから私としても判断をしていかなければならないというふうな認識をいたしておりますので、御理解をいた

だきたいと思っております。

それから、低所得者に対する生活支援対策について、7項目ほどの御質問を承りました。

まず、1項目めの経過であります。さきにもお答えさせていただきましたように、11月29日に知事が緊急メッセージを公表いたしました。これを受けまして、私としては11月30日にこのことについて検討するということに指示をいたしました。その中身につきましては十分対応しておりませんでしたけれども、私としては財政的に今の一般会計予算からこの財源を捻出するのは難しいと承知をいたしておりましたので、これらにつきましては地域保健福祉基金の用途についても含めて検討するように指示をいたしたところであります。

そして、明けて12月の3日、月曜日の日に、関係課長を集めましてこれらの内容について十分対応するようにということで、副町長を含めて指示をいたしました。そして翌日、所管委員会が開催されるということでもありますので、その内容についてはまだ一つも確定していない、決まっていない状況でありましたが、所管委員会にはこういったことを取り上げていく、低所得者の生活支援対策を講じていきたい、今定例会に御提案させていただきたいということで、十分説明するように指示をいたしております。そういうことで、私としては、この内容はまだ確定しておりませんが、このことにつきまして、この制度を実施するという点について、所管委員会で説明をされたものというふうな認識をいたしているところでありまして、最終的には議員協議会の前の日に最終決定をし、戸数につきましても、また、所得の対応についても、また、総体的な経費についても、事業予算につきましても、最終的な対応を図って議案としてまとめ上げるまでの段階になったということでもありますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、商品券の対応についての管内の状況、あるいは支給基準等につきましては、所管のほうから御説明させていただきたいと思っております。

4番目の商品券が道事業補助に対する対応についてどうかということですが、私といたしましては、さきにお答えさせていただきましたように、北海道の事業予算が最高限度額120万円、その2分の1、総額で認められて60万円の補助金ということですが、これにつきましても、北海道は見直しをするのかどうかという細部につきましては、また、2次募集の中身につきましては、私もまだ十分掌握はいたしておりませんが、お答えさせていただきましたように、60万円といえども、適応・対応していただくよう最大限善処して

いきたいというふうにお答えさせていただきましたとおりであります。

また、5番目の今後のスケジュールにつきましては、担当所管のほうから細部を説明させる予定でありますけれども、私といたしましては、議決をいただければ、早急に対処しなければ、雪が溶けてから対処するのは間に合いませんので、一日も早くこの対応を図るようというところで指示をいたしているところでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、6番目の交付税云々につきましては、私もこのことに対応してから、国のほうで特別交付税として見きわめていくということで、新聞報道等々で承知いたしましたところではありますが、現在もいろいろな対応からこの情報を所管のほうに収集させておりますけれども、今まだ国の方向性が、総額ではこれぐらいの金額を特別交付税で対応したいというようなお話は新聞報道等々でお聞きしておりますけれども、この細部については十分承知をいたしておりません。まだ国のほうの方向が定まっていない。

ただ、情報では北海道のほうから、どのような制度、自治体としてどのような形で対応するのかというような調査依頼は来ているようでもありますので、そういった部分を含めながら、さきにもお答えさせていただきましたように、北海道の補助事業、また交付税の対応、特交の対応等々につきましては、十分その対応が図られるように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、最後の御質問であります、今後、高値安定をした場合、町はどういう対応を考えるのかという御質問であります、このことにつきましては、さきにもこの事業の実施の目的につきまして御説明を申し上げておりますように、対前年度に比較して今冬期の燃料単価が極端な高騰をしている、差があるということで、急激な対応の中で冬期の生活に対する負担増が出てくると。そういう観点から、今回支援をしようということで決断をいたしたところでありまして、高値安定、常時このような単価になったから生活支援をするのではないということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、管内の状況でございます。私も町長の指示を受けてから、管内の状況、富良野沿線の状況を調べて参考にしたということでございます。

管内の状況といたしまして、先ほど中村議員から

お話ありましたように、継続して実施というのは9市町村でございまして、富良野沿線では中富良野、富良野が引き続いて実施をするという形でございます。その後におきまして、私どもの押さえている状況でございますが、9市町村に加えまして、検討中、あるいはこれから検討するという市町村が、上富良野を加えまして8市町村であります。富良野沿線では、今まで実施をしていなかった上富良野もそうですが、南富良野、占冠村も実施をするという方向でございます。占冠におきましては、もう議決をされたということで新聞報道がありました。1軒当たり2万円、60万円の予定というふうに聞いております。南富良野町におきましても、1世帯当たり2万円80戸分、160万円を計上する予定だということに聞いていただいております。

以上が管内の状況でございます。

そこで、上富良野町が考えております商品券1万円でございますが、これにつきましては、管内的には参考となる例というのはなかったわけですが、道内的にはそういった形で実施する、商品券を交付するという形があるという情報が入っておりますので、それらも参考にしながら、そして、町長が申し上げております、灯油ばかりの値上げでなく、生活面の冬期の必需品が値上がり傾向であるということにかんがみまして、商品券というふうに考えているところでございます。

そこで、3点目の上富良野町の予算規模は500万円という規模であります。他市町村と比較してどうなのかということでございます。他の市町村におきましては、単価的に2万円ということは先ほど申し上げたところですが、戸数的にはそんなに多くない状況にあります。対象者としては、町民税非課税世帯というふうには押さえているところが多いのですが、さらにその中から収入額を一定線引いて、一定額以内の方々というふうにしていただいております。上富良野町として検討してきたわけでありまして、

そこで、低所得者という定義でありますけれども、我々の考えといたしまして、ひとり暮らし、あるいは2人世帯の老人の方、それからひとり親、そして障害者世帯という中で一定の収入額、これを検討したのですが、生活保護基準で言います最低生活費の額の1.1倍以内の収入状況であるの方々というふうには考えております。具体的に言いますと、ひとり暮らし老人は93万円、老人2人世帯は140万円以内、ひとり親世帯は、例えば親1人、子1人の場合180万円であります。障害者世帯は、1人世帯は120万円、2人は170万円、3人以上は220万円という収入額を対象の範囲というふうに、

それを上回る方は対象としないということであり  
ます。

そこで、この対象者の把握に非常に時間がか  
った経過がございます。申しおくれましたが、高  
齢者の方につきましては65歳以上ということで、  
2人世帯においてもということではありますが、  
高齢者においては介護保険の保険料を算定す  
る折に、収入状況、それから町民税非課税の  
状況等がある程度把握できる資料がありま  
すので、高齢者台帳等から65歳以上のひとり  
暮らし高齢者等を拾い出しますと1,200件  
ほどですが、その中から対象となる方々の  
把握という作業につきまして非常に時間か  
かった経過がございます。

障害者世帯におきましても、身体障害者手  
帳所有者は300件を超える方々がおられま  
すが、その中からそういった収入状況とい  
うのは、確実なところは課税状況におき  
ましても非課税所得というのがありまして、  
非課税対象の収入、障害年金であるとか  
遺族年金等につきましては税務課でも資料  
がございません。ということで、500人とい  
う数字の中からも、あるいはそういった収  
入があるがために対象とならないという  
方も相当数いるものというふうに考  
えているところでございます。

5点目の交付作業のスケジュールでござ  
います。この議会で提案、補正予算につ  
きましてお認めをいただいた後に、今  
からもう作業は進めているわけですが、  
広報の仕方としては12月25日発行  
の新年号に掲載をいたします。さら  
に、防災無線で周知をしまいたいとい  
うふうに考えております。

厳寒期の生活の支援ということであり  
ます。期間的には1月から3月までの  
期間の生活の支援ということになりま  
すけれども、できるだけ早くお渡し  
したいということで、1月7日以降  
の受付ですけれども、一月間の受付  
期間の中で、はっきり対象とわか  
る方については随時お渡しをするよ  
うにしていきたいと思いますとい  
うふうに考えております。また、た  
またま知らなかったというような  
ことで、1月を過ぎた場合にお  
いても、申請手続をした上で随  
時受け付けたい、対象とされる  
方にはお渡ししていくように  
したいというふうに考えて  
おります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再々質問ござ  
いますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 附属機関の報  
酬の関係については、町長の言  
うように、実施されたときは先  
進的な役割を果たして、他の市  
町村への影響もあつたかなとい  
うことは私も理解をしております。  
しかし、現実こういう形で上富  
良野のレベルの関係と

ということで、町長言うように  
それぞれ性格が、報酬的な性格、  
それから時間的な給与的な性格、  
それから、自分の仕事を持って  
その合間に来るとい、いろいろな  
ものがあるかと思ひます。

ただ、私は、今まで2期8年の  
経過の中で、医者への研修手当  
の問題だとか、それから納税組  
合の奨励金の問題だとか、議  
員の報酬の改選時期の日割問  
題だとか、いろいろな形で取り  
組んで一定の改善等がされて  
おります。したがって、僕は  
今回、この問題を緻密に計算  
していった場合、やはりアン  
バランスがあるなど。そうす  
れば、ある面で、例えば富良  
野で会議をする、中富良野の  
人も行く、富良野も、それ  
から南富、占冠も来るとい  
うことになると、できれば  
同じような報酬のほうがい  
いのかということになれば、  
ある面で広域連合でひとつ、  
その町の財政状況もありま  
すけれども、その点について  
考えてはどうかということ  
で提議を申し上げたいと思  
ひます。

それから、次に福祉灯油の  
関係でござひます。

今、町長の言うように11  
月29日に知事の発表があ  
つた。30日に担当者に指  
示ということで、非常に時  
間的な余裕がない中で短期  
間に決断をしていただいた  
ということについては、非  
常に感謝を申し上げますし、  
また、町のそういう対象  
者の皆さん方が、上富良  
野はどうなのかということ  
に対しての決断を非常に  
喜んでおります。したが  
って、これは先ほど町長  
とか担当課長も言ったよ  
うに、早急に対応して、  
この支給の速やかなる  
措置をしていただくよ  
うをお願いを申し上げ  
たいと思ひます。

それからもう1点、美  
瑛町が2万5,000円  
で172万5,000円、  
そうすると、人数に  
すれば69人分な  
のです。大体うちと  
人口的には似てい  
る関係で、それ  
から、土別市は1  
万5,600円で1  
63万8,000  
円ということで、  
これは293人  
分ぐらいなのか  
ないかという  
気がするの  
です。そう  
すると、うち  
の499人中  
その状況は、  
非常に対象  
者がふえて  
町のそれ  
いう立場  
の人たちが  
喜ばれる  
ことはいい  
のですけ  
れども、  
その点  
がどう  
判断を  
したら  
いいの  
か。逆  
に、今、  
土別も  
美瑛も  
またふ  
やすか  
もし  
れませ  
んけれ  
ども、  
その  
点で  
担当  
のほう  
でどう  
考  
えて  
おられ  
るか  
とい  
う  
こと  
をお  
聞き  
を  
いた  
し  
たい  
と思  
ひ  
ま  
す。

それから、平成20年度  
以降このままの状態とい  
うことで、どうなの  
だとい  
うこと  
でござ  
いま  
した。  
平成18  
年度は  
51市  
町村、  
平成19  
年度は  
50か  
ら70、  
80、  
言う  
なら  
ば道  
の市  
町村  
関係  
の半  
分以  
上は  
いく  
のか  
ない  
か  
とい  
う  
気  
が  
す  
る  
の  
で  
す。  
うち  
の町  
も  
以  
前  
や  
っ  
て  
い  
て  
や  
め  
た  
経  
過  
が  
あ  
り  
ま  
す。  
しか  
し、  
こ  
れ  
を  
継  
続  
し  
て  
い  
る  
市  
町  
村  
も  
あ  
る  
わ  
け  
で  
す  
か  
ら、  
場  
合

によっては対象者の所得等、いろいろな関係等を若干下げてでも継続している市町村があるわけだから、その点の考えはないかどうかということで、以上、お伺いをいたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、附属機関の委員の報酬につきましては、さきに述べたとおりであります。議員の御意見にもありますように、これからの広域行政の推進に当たって、例えば施設の利用等々につきましても、各住民が同じ条件で利用できるようなこと、ということも含めて考慮しているわけでありまして、こういった部分につきましても、対応できるものは広域の中で検討を加えていくということについては、私もそうあるべきだなというふうに認識はいたしております。

ただ、これらのものにつきましては、議員も御懸念のように、それぞれの財政状況、それぞれの地域状況等々がございますので、必ずしも一致できるかどうかは別として、今後の課題として対応していかなければならないというふうに思っているところであります。

それから、次の生活支援の対応につきまして、他の自治体との比較であります。私も議員が御懸念のとおり、我が町におきましては非常に戸数が多いことによって、たとえ1万円といえども金額が大きく張ると。他の自治体の状況を見ますと、戸数も少ないし総額予算も少ないということで、今、担当のほうにも調べてみるようにはお話を申し上げておるところであります。今のところは我が町のこの生活支援対策を講ずるといことで多忙を極めているようでありますので、まだ十分な報告は受けておりませんが、この調子でいくと我が町の低所得者戸数が非常に多いのかなと。500戸といえますと、我が町の戸数の1割近くが低所得者、言うならば1.1倍の基準の世帯が非常に多いという認識を再認識いたしております。これらの部分につきましても、他の自治体等の状況をもう少し私自身も掌握したいなというふうに思っているところであります。

また、今後の対応につきましての御質問もございました。今後の対応につきましては、さきにもお答えさせていただきましたように、この事業の目的は極度な高騰による急変が生じたから対応するというであります。継続につきましては、我が町はしていないということですが、御案内のとおり、他の自治体でもやっておりますのは社会福祉協議会が中心としてやっていると。我が町も社会福祉

協議会が毎年、年末募金を対応しながら、そういった家庭に対する支援を、表向きは出ておりませんが、社会福祉協議会の皆さん方の御苦勞で対処させていただいているということでもありますから、今後につきましてはそういった部分も含めながら、我が町のはそういったことで表に出ておりませんが、富良野市にしろ他の自治体は社会福祉協議会に、町として、行政として、ある応分の対応を図りながら共同で対応しているというようなことも情報として聞いておりますので、今後につきましてはそういったことを含めながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私は、次の点について、町長及び教育長に質問いたします。

まず第1点目は、自治体病院の再編について伺います。

道は、道内94カ所ある市町村立病院のうち、38カ所をベッド数19床以下の診療所に格下げをする素案を発表しました。自治体病院の経営改善の努力を全く無視し、地元の意見も聞かない一方的なものだということで、多くの自治体病院を抱えるところから批判や非難の声が聞かれるという状況になっています。

今、この間、上富良野町立病院においても、各種の国の方針の転換によって、その都度一般病床の一部を療養型介護病床に転換するなどの改善の努力を行ってきました。また、さらに、これではだめだという形の中で、療養病床の見直しが出てくるという状況で、町は、それでは老人保健施設に転換を図れば、少しでも収益の改善や、また、住民の健康や暮らしにも寄与できるのではないかという形の中で転換を図ろうとした矢先であります。

また、この間、町においては、病院の経費の見直しなどを行って経費の節減などにも取り組んできました。今求められているのは、きちりと住民や国民の立場に立った医療はどうあるべきかという、この立場からの論議なくして地方自治体の病院を守ることではできないのではないのでしょうか。また、病院経営の改善につながり、地域の住民の健康を守る医療機関の責務という点で、今、国や道が示した自治体病院の再編計画の素案は、こうした町の努力を全く評価することなく、単なる赤字か黒字かだけで病院の再編をしようという一方的で唐突なものであると言わざるを得ません。

町立病院の役割というのは、憲法第25条にも書

かれているように、生存権を保障すべき国の医療に対する責任を補完することを目的に、不採算医療や政策、行政的な医療を積極的に推進していく責務があるということでもあります。

今、国は、このこと自体もみずから否定しつつあります。その背景には、理不尽な社会保障の総抑制、そして医療費の抑制が上げられ、すべての病院の体系を見直して、診療報酬、医療報酬そのものを見直し抑制しようというのがこの背景にあります。そのもとで診療報酬の引き下げが行われ、また、患者負担増による中で、受診者が抑制されるという不可思議な現象も地方自治体に出てきています。また、同時に、交付税の財政措置が削減されるなど、自治体にとっては致命傷と言わなければならないところまで今追い込まれています。

以上のことを述べて、町長に次の項目について伺います。

一つは、道が示した自治体病院再編計画は、診療所化ありきとする一方的なものだと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目には、赤字増大の要因は、交付税や診療報酬引き下げなどが病院経営にも大きなマイナス要因となっていると考えますが、いかがでしょうか。

三つ目には、町長は診療所化に反対して、今後とも町立病院を地域の基幹病院として、地域の住民の暮らしと健康を守る上からも、町立病院としての存続をする意思について伺います。

四つ目には、医師、看護師確保などの支援体制の強化が一層求められています。看護師の基準を満たさなければ、診療報酬が下がったり上がったりする目まぐるしく変わる状況の中で、地方自治体の病院が翻弄された中で経営をやらなければならないという矛盾を抱えているというのが実情であります。引き続き町長は、病院経営の実態を住民によく示し、医師、看護師確保の支援体制を各関係機関にも強く要請すること、また、住民の健康を守る立場からも、住民や、あるいは患者の意見をきっちり聞いて、その声を経営に生かす努力がさらに必要と考えますが、これらの点について見解をお伺いいたします。

次に、福祉灯油の実施と灯油類の価格引き下げについてお伺いいたします。

灯油、ガソリンなどの価格引き上げは、3年前から比べても2倍になっているという現状があります。北海道では、これから積雪厳冬期間に向かう中で、住民の暮らしや経営にも深刻な影響を及ぼしています。町においては、燃料が上がって、その分、価格に転嫁することもできないという人、あるいは、自己防衛策として厚着をする、あるいは早目に

寝る、微少にするなどなど切実な自己防衛対策を行っているという実情であります。

道においては、この事態を重く見て、福祉灯油を実施する自治体に対して、今後、補助制度の拡充を打ち出しました。また、次の点についてお伺いいたします。

一つは、灯油の値上がりで、特に高齢者、障害者などの低所得者の人にとっては大きな出費と生活苦に病んでいます。また、既に福祉灯油を実施している自治体では、制度の拡充を行っている自治体もあります。あるいは、新規に道の福祉灯油制度の活用をする自治体もふえてきて、道では福祉灯油を実施しようとする自治体については、1月末までその要望を聞き対処したいということであり、町においても今後実施されるということではありますが、もう一度町の対応についてお伺いいたします。

2番目には、町においてもこの間、燃料費の高騰の中で燃料費の補正などを実施しました。自治体の負担も大変なものがあります。政府や道に対して特別交付税などの財政措置をしっかりと求めることや、石油類などの国家備蓄の緊急放出、石油税率の撤廃、ガソリン税率の引き下げ、消費税の二重課税の解消を求めるなど、町としても必要な要望をきっちり関係機関にも要請すべきだと考えますが、これらの点についてお伺いいたします。

次に、信号機の設置についてお伺いいたします。

道道吹上線と上富良野高校前の東2線道路が交差する道路は、交通量も多く、自動車等の事故も発生するという状況にもあります。また、ここは子供を初めとする多くの住民の生活道路ともなっており、以前からも信号機の設置を望む声がありますが、さらに今後の対応についてお伺いいたします。

次に、保育料の引き下げについてお伺いいたします。

近ごろでは、保育料の引き下げを望む声が増しに高まってきています。町では、保育料も国の基準の95%に軽減しているということを言っております。しかし、ある保護者の方は、今ではそれでは足りない。生活して、パートで働いて、何とか生活費の足しにと思って働いても、その分保育料に消えてしまう。この間の各種の税の控除や廃止などがされ、給与が上がらないのに課税所得が引き上げられるという状況の中で生活は本当に大変だ、こういう声が聞かれます。

今、町においては所得階層の細分化などを行い、働く保護者たちが安心して保育所に預けられるような保育利用料の引き下げを行うことが求められていると考えますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、上富良野小学校の改築について伺います。

上富良野小学校の改築はいつになるのかと待たれています。校舎が建設されて、もう既に36年から40年以上経過するという状況にもあります。また、一部では老朽化が進むという状況があります。また、同時に、職員室からは子供の登下校時の様子が見えないという課題も残されています。今、町においては第5次総合計画策定に向けての準備が進められようとしています。町として上富良野小学校の改築を今後どのように位置づけられようとしているのか、伺います。

次に、放課後子供プラン事業について伺います。

放課後子供プラン事業は、上富良野小学校、西小学校、東中、江幌小学校などで既に実施されています。しかし、上富良野小学校、西小学校は、いずれも子供たちが放課後を過ごすには狭い環境だということ指摘せざるを得ません。特に西小学校の場合は固定の場所がなく、空き教室や調理室、図書室を利用しながら実施されているというのが実情であります。子供の安全確保のためにも、早急に固定した場所、その対策が求められていると考えますが、この点について、今後の対応について教育長の見解を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の6項目の御質問のうち、私に対する4項目についてお答えさせていただきます。

初めに、1項目めの自治体病院再編に関する4点の御質問ですが、1点目の道が示した自治体病院再編計画については、あくまでも地域での議論のきっかけとしてほしいと申しているようですが、事前の相談もなく一方的なものと思っております。

次に、2点目の赤字増大の要因ですが、この多くが18年度における医療制度等の改正や、医療報酬改正による病棟の複数夜勤体制等の導入にあると認識をいたしております。

次に、3点目の今後についてであります。上富良野町立病院の経営状況は、御承知のとおり患者離れから医業収益が減少し推移している実態にありますが、一方で、近年取り組んでおります町立病院の医療費用の削減や外部委託等による経営費用の抑制、また、医療機器の整備と診療及び検査体制の確立による医業収益の増収を計画しているところであります。また、地域ニーズにこたえるため、富良野協会病院との病病連携のもとに、12月7日からは新たに月に2回の循環器診療も始めたところであ

り、さらなる診療体制の整備により患者の利便性を高めるとともに、町民が安心して暮らすことのできるよう、町立病院としての経営継続に努めていく所存であります。

次に、4点目の医療従事者の確保等についてありますが、町立病院の継続運営には医師と看護師の確保が絶対条件として必要であります。現在、医師は、旭川医大からほぼ毎日医師の派遣を受け、おおむね標準医師数を満たしております。今後も旭川医大と医師の派遣の連携強化に努めてまいります。

看護職員については、定年退職者の補充を含め、入院患者の増に対応するため、基準数を満たすことが必要であり、今後も看護職員の募集を進めてまいります。

また、国に対しては、医師、看護師の確保対策について、北海道町村会や町が加盟しております全国自治体病院協議会、全国自治体病院開設者協議会などを通じての要望活動も行っているところであります。

いずれにいたしましても、町立病院を継続していくには、さきに申し上げましたように、今後も経費の削減や医業収益の増収に取り組むのはもちろんであります。診療報酬体系の改正による報酬削減等、救急などの不採算部門の維持等のために、絶えず創意工夫を加えた上で町全体で努力していかなければなりません。このためには、町民の皆様から町立病院への支持が不可欠であり、11月に行った3度のまちづくりトークを初め、出前講座や広報、ホームページによる診療体制や検査体制の周知、PRの取り組みを継続的に行うなど、一層の努力をする所存であります。

次に、2項目めの福祉灯油事業の緊急実施についての質問にお答えさせていただきます。

先ほど中村議員の御質問にお答えいたしましたように、対象の皆様方が少しでも安心してこの冬を乗り切れるよう対応してまいります。

また、2点目につきましては、今後、他の市町村や北海道の動向を見守りながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3項目めの信号機の設置についてありますが、この場所は平成15年度より地域住民から要望をいただき、本年度まで継続して町と生活安全推進協議会の連名により公安委員会に設置を要望しているものであります。しかし、公安委員会におきましては、限られた予算の中で緊急度により優先順位を決めて設置していると聞いておりますので、今後とも早い実現に向けて引き続き要望をしてまいります。

次に、4項目めの保育料の引き下げについての御質問にお答えさせていただきます。

本町の保育料の設定につきましては、これまで申し上げておりますように、国が定める前年の保育料徴収基準額を負担の基準とし、平成18年度から基準額に対する95%の水準としているところでありますので、保育料を引き下げの考えは現在のところ持ち合わせておりませんので御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 5番米沢議員の5項目めの上富良野小学校の改築計画についての御質問にお答えをさせていただきます。

上富良野小学校は、1線校舎が昭和35年に、2線校舎が昭和36年、3線校舎が昭和46年に建築されたものであります。その後、それぞれの校舎が改修されてまいりましたが、その後の経年変化等により老朽化も著しく、改築または改修が必要な時期に直面してきておりますが、現在の第4次総合計画の中では改築や大規模な改修は位置づけされていない状況にあります。

こうした中で、教育委員会といたしましては、改築に要する費用や改修に要する費用を比較した中で、平成21年度からの第5次総合計画の早い時期に改築の方向で位置づけをしていただくよう町部局との調整を進めているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、放課後子供プラン事業についての御質問にお答えいたします。

本事業は平成19年度から、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室事業が融合し、学校の空きスペース等を活用することを前提に、上富良野小学校と西小学校の2カ所で放課後子供プラン事業を実施してきております。こうした中で、両校とも登録者数は昨年度の事業に引き続きほぼ同数の状況であります。日々の参加者数につきましては両校ともに大幅に増加している状況にあります。

議員が御指摘のとおり、上小、西小とともに放課後子供プランの拠点となるメインルームが狭くなっている状況にありますが、本来の学校施設としての目的を損なわない中で、放課後子供プラン事業との調整を図りながら、それぞれの目的を達成するよう取り進めているところであります。

今後においても、限られた施設であります。各学校との連携を初め関係者の方々とも管理運営方法等について十分協議を行い、放課後において子供たちが安全に遊べる場所の確保等に努めてまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 再質問はございますか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 道や国が示した問題点は、やはり医療費の総抑制という形で今あらわれてきております。それが上富良野町にはどういふふうにあらわれているかといいますと、ベッド分に対する交付税や緊急の医療体制、いわゆる不採算部門等に対する特別交付税等が来ております。この数値を見ますと、平成16年度では5,200万円、19年度では概算ではあります。5,100万円ぐらいではないかという形の中で、ほぼ横ばい状態という状況にあります。

今、さまざまな状況の中で、いわゆる看護師さんの年齢構成が変わったりとか引き上がる。地方自治体の場合は、新しい看護師さんがなかなか来ないという状況もありますから、当然経験年数の多い看護師さんが多くなるという状況にあり、おのずと人件費も高くなるという状況になっています。本来でしたら、こういったものも含めて、やはり交付税措置としてカウントしなければならないのですが、こういったところも十分な感じでは来ていない。また、緊急医療についても、やはり16年度、17年度という形では、ほぼ横ばい状態という状況になってきているというのが実情であります。

こういうところから、やはり地方自治体の、この間、町でも各種の業務委託や人件費等の見直しを行って三千数百万円ものいろいろな経費を削減してきましたけれども、診療報酬の削減等によって、この努力も全部吹っ飛んでしまうというような状況になってきているわけであり。ですから、私の言いたいのは、こういう自治体が数々の努力を当然しなければなりません。また、今後ともしなければならぬと考えておりますが、努力してもなおかつ診療報酬の体系が下がってきては、右を向いても左を向いても、前へ進むこともできない、後ろへ進むこともできないという感じの中で、どちらかというともうやめるしかないのではないかというような、こんなような状況が生まれてきているというふうに思います。

また、二つ目の攻撃として、やはり経費がかかるから削減せよというのとあわせて、地方自治体の一般会計の繰り入れはやめるべきだと、こういう攻撃がかかっています。しかし、地方自治体の病院というのは、先ほども述べましたように、憲法25条で定められた生存権をきっちり守るための国の補完的な役割を地方自治体病院というのは行って、担っているわけですから、この立場からすれば、やみくもには当然入れられないと思いますが、窮地に追い込まれたときにはきちっとそれなりの対処もしなければならぬということ、私は当然だというふう

に思います。これもだめだということです、国は。過分なものはだめだということですが、そんなふうによって、地方自治体の努力を全く無視した中で今回の素案が出てきています。

町長の答弁の中には、論議のきっかけにしてほしいということを願っているのではないかということをおっしゃっていますが、国や道がこういうふうに示した場合、今まで見ていますとまっしぐらに進むわけです。これをとめないと、本当に私たちの地域の病院と言っている、本当に存続することも危ういというのが実態だと私は思います。そういう意味でもう一度確認いたしますが、町長は今の国のこのような一方的なやり方については納得いかないという形で押さえられているのかどうか。今後、町立病院の経営改善を維持していくためにはどういったものが必要だとお考えなのか、この点お伺いしておきたいと思います。

さらに、医業収益の大半は診療報酬、これで賄っていますので、ここが一方的に削られたら本当になすすべもないという状況です。また同時に、入院患者に対する看護師の配置、この基準によって診療報酬が上がったり下がったりというような状況に今なっています。上富良野も何とか看護師をそろえて、診療報酬の高いランクに今こぎつけました。しかし、それとて入院患者が1人ふえ、2人ふえれば、その分に見合った看護師が確保されなければ診療報酬がおのずと下位に下がるという制度の矛盾があるのです。こういったところも地方自治体にしたら何ぞやと、こんなことをしていいのかということが、やっぱり地方の病院でも努力しても変わる、こういった医療制度の改悪の中で困っています。その看護師の基準云々かんぬんよりは、適正にその病院の実態に合った交付税の算入というのが本当は求められるのだというふうに思いますが、私はこういったところにも、やはり今の制度の矛盾というものがありますし、この上富良野町立病院が存続できるかどうかも含めて、内部でも当然努力するということは必要ですが、こういったところにもきっちり充実する体制づくりという点でも、町長としても要請する必要があると思いますが、この点もう一度お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、地域の住民の声をよく聞くということであり、この間も何回か病院の改善委員会もつくられてきました。しかし、この間、そんなに多くありませんが、何人かの方の声を聞いたらいろいろな声があります。もっと病院の経費を削減できるのではないかという問題、例えば診療所にしたらどうだという問題等いろいろあります。しかし、この間のいい面は、住民トークを行って住民

と対話をしたということです。

ここで変わったのは何かということは、町立病院の見方が若干ではありますけれども変わりつつあるということです。ここで町長が的確な答弁をされております。住民から町立病院への支持が何としても不可欠なのだ。これをなくして町立病院の存続の成否もかかっているのだということがうたわれています。各地でも、広尾を初め自治体病院の削減の対象になったところでは、住民とトークをしながら町立病院をどう守ったらいのかという、こういう対話が始まっているというのが今実情であります。こういうねりに町長はしっかりと確信を持って、さらに町立病院の運営と改善に、町民の意見、アンケートでもいろいろあると思います。医師の意見も取り入れながら、さらに改善していく必要がまだまだあると思いますが、この点について町長の見解についてお伺いいたします。

次に、福祉灯油の問題では細かく質問しませんが、実施するということがありますから、ぜひ実施していただきたいと思います。

各地では9,000円の補助を出すだとか、灯油の証紙というのですか、そういうものを配るだとか、それぞれの地域でいろいろあります。上富良野では、この資料では550世帯ぐらいだということですから、いささかも基準を引き下げることなく対象者に灯油を、暮らしを守るためにもぜひ支給していただきたい。

今、質問の中でもしましたけれども、本当に苦しい生活をしています。お年寄りも一般の家庭を持っておられる方も、給与も上がらない、ボーナスも当たらない、そういう中で灯油だけは上がっていく。米沢さん何とかならんのか、町長も何とかしてくれないのかと、本当にこういう声があるのです。私は、こういう切実な声をしっかり受けた中で、きっちり道の制度を受けて、少しでも前進して、安心して暮らせるような、そういう対策をとっていただきたいというふうに思います。

次に、税の引き下げの問題であります。交付税の算入の問題であります。今後努力されるということですから、ぜひ努力していただいて働きかけてください。これをしないと本当に暮らしが立ち行かないです。答弁は要りませんので、この点、聞いておいていただきたいと思います。

次に、信号機の設置の問題であります。この間も、私、道だとかに交渉に行ってきました。なかなかうんともすんとも言わないのですよね。住民の声はこういうことだということによってあります。ここは非常に小さな子供さんも往来します、お年寄りの方も往来しますので、引き続きこの信号機の設置



に向けて今後の決意を伺わせていただきたいと思  
います。

次に、保育料の引き下げの問題についてお伺い  
いたします。

町長は、95%で何とか町も我慢して引き下げ  
の努力をしているのだということをおっしゃって  
いますが、しかし、4階層でも大体2万数千円ぐ  
らい利用料を払わなければならないという、所  
得階層別に見ますとそんなふうになります。ゼ  
ロ歳、あるいは未満児等を抱える、そういう階  
層の人たちにとっては、本当に大変な保育料  
の支払いだということが声として返ってきて  
おります。未満児でも最高は7万6,000  
円を納めなければならない。3歳児以上でも  
4万円を納めなければならないという状況に  
なっています。

上富良野町の所得階層区分を見ますと、市  
町村民税非課税世帯から6階層、5階層とい  
う形が一番多いわけでありまして。こうい  
ったところは所得税を払って、なおかつ200  
数十万円の所得から、一般の方であればそこ  
から天引きされる部分がありますし、国保に  
加入している世帯については約1割の国保  
料を払わなければならないという状況の中  
で、本当に保育料の高さというのは限度まで  
来ているという状況になってきています。本  
当に1円でも2円でもいいから下げてほし  
いというのが、入所されている方の保護者  
の圧倒的な声です。子供に集団生活の中  
でいろいろなことを学んでほしい、だから  
お金を惜むわけではないけれども、やはり  
生活に響くということは本当に大変な  
のだという声でありますから、この点  
もう一度町長の考え方についてお伺い  
いたします。

次、上富良野小学校の改築の問題であり  
ますが、今後、21年度の5次総合計画  
の早い時期の改築というところであり  
ますが、大体いつごろになるのか  
お伺いしたいと思います。

また、ある子供さんはこんなことを  
言っていました。僕が卒業するまでに  
何とか改築してほしい。トイレも  
おいがする、雨漏りもすると。学  
校へ毎日行っても、子供ながらも  
心にそういう不安を抱えて生活  
しているということが保護者の方  
から寄せられました。そういう  
意味では、やはりこういう子供  
たちを悲しませない、子供たち  
が本当に安心して安全で学  
べる学校づくりのためにも、  
今後の方向性という点でも  
きっちりとした方向、指針  
を持ってどのように進める  
のか、もう一度教育長の  
見解を求めます。

次、放課後プランの問題であり  
ますが、これはよく現場  
を見させていただきま  
したら、指導員の方、  
本当にあの狭い中で  
一生懸命やっ  
ていらっしやい

す。ぜひほめてあげて  
ください。なかなか  
こういう機会でない  
と言えないもので  
すから。ですから、  
西小学校の場合  
は、見ましたら  
調理教室だとか  
図書室だとか  
いろいろ使いま  
すよね。机だとか  
あります。そこ  
でだけがだとか  
をやる危険性が  
本当にあります。  
伸び伸びと、少  
しでも自由に  
その場所で遊び  
たい、あるいは  
お母さんが来る  
まで待っている  
子供の姿を見  
たら、本当に心  
が締めつけられ  
る思いです。ま  
た、お母さんが  
来たらうれしい  
顔をしてお母  
さんに飛びつ  
いていくので  
す。こういう子  
供たちを安心な  
場所で、放課後  
、学校が終わ  
った後の居場所  
づくりという  
点でもきっち  
りと行政が、  
確かに始まった  
ばかりでなか  
なか対処しづ  
らい部分もある  
と思いま  
すが、やっぱり  
一歩でも二歩  
でも前進でき  
るように、こ  
れは上富良野  
小学校も同じ  
なのですが、  
ぜひ検討して  
いただきたい  
と思いま  
すので、この  
点について  
もう一度教育  
長の見解を  
求めておき  
たいと思  
いま  
す。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の再質問  
にお答えさせていただきます。

まず、自治体病院関係であります  
が、この自治体病院の経営が  
厳しいということは、議員御  
質問にありますように、また、  
議員の御意見にもあります  
ように、今、国の制度の中  
で、そういった対応で押し  
進められているということが  
大きな要因の一つとして  
あることは事実であります。  
我が町の病院につきま  
しても、そういった状況の中  
で経営が非常に厳しいとい  
うことと、もう一つは、自  
治体病院として、町立病院  
として、町民の皆さん方  
に信頼される病院でな  
ければならぬ。内容につ  
きましては、私は、昔から  
見れば相当町立病院は改  
革されて、患者に対する  
接遇も昔とさまがわり  
してきたというふう  
に認識はいたしております  
けれども、まだまだ他  
の病院と比較する  
ならば、やはりまだ  
おくれた部分もある  
なというふう  
に認識して  
おりますので、  
内部的要因  
の解消に努  
めて、町民  
の皆さん方  
にいか  
に利用して  
いただける  
か。

先ほど所管委員会の事務報告  
にもありましたように、残念  
ながら我が町の国民健康保  
険並びに退職者保険、ある  
いは高齢者保険等々で年  
間医療費として支払い  
させていただいている外  
来部分における我が町  
立病院の支払額は17%  
弱であると。これだけ  
町民の皆さんが町立  
病院離れをしている  
という現実の中で、  
何としても町民の  
皆さん方のニーズ  
にこたえ、町立  
病院が町民の方  
々の信頼を得  
ていかな  
ければならぬ  
というふう  
に思っ  
てお  
いま  
すので、これ  
らにつ  
きま  
しては  
議員  
と同  
じよ  
うな  
考え  
方  
の中  
で、  
町立  
病  
院  
とい  
う  
よ  
りも、  
我が  
町  
の  
第  
1  
次  
医  
療  
圏  
と  
し

て町民の皆さん方の医療をどう確保していくのかということ、現在あります民間医療、医院、渋江病院、小玉外科医院、あるいは小野沢医院等々の対応の中で不足する部分を、どういうふうに町立病院が公設病院として町民の医療を第1次医療圏として対処していくかということを中心に置きながら、今後でも対応していきたいというふうに思っております。

その中で、今、国の施策の中では、議員からも御質問にありましたように、交付税及び特交等々で対応していただいているのは、昔におきましては1億9,000万円近く、2億円弱の交付税が入っております。しかし、今現在は1億3,000万円弱ということで、非常に減ってきているというようなことも含めながら、また、これからも見直しをかけて、例えばベッド数にける交付税の算入を、実動のベッド数に対する方向に変わりつつあるというようなことも含めながら、削減の方向性が示されているということに対しましても、病院経営の対応の中で十分検討していただければいけないというようなことも含めながら、さきに行政報告させていただきました全国町村長大会におきましても、医療、福祉、地域の対応について、地域格差の解消について議決をしながら要望を展開させていただいているというような状況で、私どももそういった単独で対応するのはなかなか難しいわけですが、組織の中で、町村会、あるいはさきにお答えさせていただきました自治体病院の協議会等々を通じて要望を展開していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、冬期の生活支援事業であります、このことにつきましては議員と私も同じ考えでありますので、早急に対応を図りながら、その基準を変更することなく、今の予算の中で御議決をいただいて、早急に対処していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、信号機の件であります、さきにお答えさせていただきましたような状況で、我が町では今現在、9カ所に信号機の設置の要望を進めているところであります、それらの中でも議員が御質問になりました箇所につきましては、町としては優先順位の高いところに位置しているというふうに認識しておりますので、今後とも組織を挙げて、町を挙げて公安委員会のほうに要望展開をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、保育料の軽減についてであります、さきにもお答えさせていただきましたように、現在、基準の5%負担をしている現状でございます。いろいろな対応の中で、例えば夕張市のように保育料を国

の基準で徴収するとするならば、一挙に18万円近くの保育料の増額につながるというようなことで、多額の財政支援をしているという現実もあります。そういうことも私は承知いたしておりますが、今、我が町の財政状況を見きわめながら、確かに保育料は安くはないという認識はしておりますが、これを行政がいかに負担してあげられるかということにつきましては、今後も財政状況を見きわめながら対処していかなければならないものだというふう思っております。

今、議員の皆さん方や町民の皆さん方の御理解をいただきまして、西保育所を民間に移譲させていただきました。そのことによって3,000万円近くの財政負担が軽減できる。今、中央保育所も民間に移譲すれば、まだこれは数値は確定しておりませんが、私の記憶するところでは5,000万円相当の削減につながるというふうに認識いたしておりますので、そういった状況を見きわめながら、そういった財源をこういった部分に振り向けるということも含めて、その財源の捻出を考えつつ、また、行政組織の簡素化、合理化を図っていきなさいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） それでは、5番米沢議員の2点の再質問に答弁させていただきます。

まず1点目の上小の改築問題に関してであります。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、第5次総合計画に向けて計画を策定中であります。その中で、私どもといたしましては、できるだけ早い時期にということを目標に、何とか実現をしたいと。そんな中でも、どうすれば1年でも早く実現することができるのだろうかというような問題意識を持ちながら、今、策定に当たっているところから、御理解を賜りたいと思っております。

2点目の放課後プランの関係であります。

議員の御意見にもありましたように、本当に狭い中で、また、学校施設として、授業とか教室、それから部活、いろいろな形の中で使いながら、空いているところを放課後プランで利用させていただいている。この放課後プランにつきましては、安全で安心な放課後を過ごしてほしいという目的の中で、けががないようにということは、本当に指導員の皆さん、一生懸命それに対処されているということで、ボランティア的な考え方のもと従事していただいておりますことに、本当に感謝をしているところであります。

ただ、限られた施設であります。その中で、やはり目的は、今までは学校施設、部活で利用するものに加えて放課後プランや何かが利用するというところで、手狭になってきているということは我々も承知をしているところでありますが、何といたしてもその中でお互いが譲り合いながら、お互いの目的が損なわれない程度に利用していけることが、我々としても目指すところかなというふうに考えているところでありますし、どうしても学校でやられるものはすべて子供たちのためのことであります。そういう気持ちを忘れずに、今後もこの放課後プランを実施をしていきたいというふうに考えているところであります。

議長（西村昭教君） 再々質問ですね。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 上富良野小学校については、ぜひ計画に入れていただいて、早期に各種の対応をとっていただきたいというふうに思います。

次に、放課後プランの問題ですが、学校と併設しているということもありまして、それぞれの学校も受け入れてくれてよくやっております。トイレの問題だとかいろいろあります。授業中に声がするだとか、細かいことを言えば、しかし、そういったことも含めて、子供の居場所の問題ですからいろいろな苦悩もあると思いますが、しっかりそれぞれの立場からやられているというのが実態です。

また、今回の放課後事業プランの補助の内容を見ていますと、やっぱりこういった設備、施設整備に対する部分がなかなかついてきていないのではないかとというのが私の実感でありまして、やっぱりこういったところも関係機関にも改善する余地があるのではないかと。やっているところを見ましたら、いろいろな学校と併設しているところ、あるいはプレハブをつくっているところだとか、いろいろな形の中で、いずれにしても狭隘な中でやらざるを得ないという状況がありますので、ぜひこの点も含めてもう一度検討する余地も、今後、当面の課題、将来的な問題も含めて、もう一度ちょっと決意を聞かせていただきたいと思います。

次に、町長にお伺いいたしますが、もう一度確認しておきたいのは、国のいろいろな要因の中で、診療報酬の削減や交付税の削減等が、本当に地方自治体病院の経営に対してマイナス要因になっていると。町長は、これからも引き続き町立病院として可能な限り存続するという、この決意であるということを確認したいと思いますが、この点。

例えば、もう1点、奈井江町なのですが、あそこは広域連携をやっております、あそこはいろいろと地域の医療機関とも連携したり、あるいは町内の

病院とも、血液検査だとかレントゲン検査、これは相当な努力が要った中でなのですが、地域との病院の連携もやっています。地域の健康はそれぞれの医療機関で守るのだという、ここはしっかりと柱となってある程度運営されているというふうになってきています。

上富良野も、そういうことも含めて、将来は単純に簡単にいきませんから、一般の民間病院の経営を圧迫してもだめでしょうし、しかし、健康という立場からすれば共通のものが必ず浮かんでくるはずでありますから、そういうものも含めて、地域と病院との連携も視野に入れた中で、将来の自治体病院の存続というものも含めて考える必要があると思いますので、この点もう一度お伺いいたします。

最後に保育料の問題ですが、確かに財源はどうするのかという問題があります。私は町長が言われたように、中央保育所を民間に委託せよというのは好ましくはないと思っておりますが、いずれにしても実態としては、やはり高いというのは町長自身もわかっていると思いますので、ぜひこの点、ただ高いと思うのではなくて、思ったら実行せよと昔から言われておりますので、こういうこともきっちりやっていたら、また住民の見方も私は変わるのではないかとこのように思いますので、この点改めて町長の見解をお伺いしたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢議員の再々質問に、私のほうから先にお答えさせていただきます。

まず、町立病院の問題でありますけれども、私といたしましては、さきに町民トーク等々でも御説明させていただいておりますように、現在、我が町の町立病院、医師の確保と看護師の確保がなされ、住民の皆さん方の要望があるうちは、町立病院の継続は何としても引き続き継続していきたいというふうに思っております。ただ、その中にありまして、経営状況で現在の赤字体質を、これを黒字体質にすることは100%難しいわけではありますが、赤字であったとしても、住民の医療を確保するためにどれだけ財源補てんをして町立病院を必要とするのかということと、また、富良野圏域におきますセンター病院としての協会病院の位置づけとの連携をどのようにしていくのかということも十分見きわめながら、第一は町民の皆さん方の医療環境を確保していくということが大事であるという、そういう観点で、町立病院が対応でき得る限り継続していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、保育料の問題であります、何度もこの問題につきましては議員から御質問いただいております。

す。正直申し上げまして、当初は大体30%弱ぐらい公費負担の軽減策を講じていたところですが、私、就任して以来、行財政改革の中で財政運営を見きわめた中で、年度的に町の負担を軽減し、父兄の方の御負担の率を上げさせていただいて、現在95%という状況にとどまっているという状況であります。これにつきましては、今後も財政状況を見きわめながら、また、今後の我が町の子育て支援対策の一つとしても、そういったものも含めながら検討する余地があるかと思いますが、ただ、難しいのは、ここの部分だけの公費負担を増額することが本当に子育て支援策の全体的な見きわめの中で重要な部分なのかということも見きわめて対処させていただきたいと思しますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 米沢議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

放課後プランの関係であります。この放課後プラン、先ほどもお話しさせていただきましたが、施設に対しての課題は非常に大きなものがあると思っております。ただ、この事業につきましては、文科省と厚労省が提携をして、全国の小学校2万カ所、19年度は1万カ所ぐらいしかできなかったと聞いておりますが、2万カ所すべての学校にというようなことで整備をされていくものと考えておりますが、それぞれやはり学校事情、また、空き教室の事情や何かが違うと思えます。その中で、我々としても、西小学校は西小学校の課題、上小は上小の課題というようなことで受けとめるとともに、また、そういう大きな課題があるときには、国や何かにもそういうことを申し伝えていきたいというふう考えているところであります。

また、指導員の問題等につきましても、やはりこの事業を成功させるには、学校と地域、また家庭との連携というのが大切なことであると思っておりますので、ぜひこの連携についても十分意を注ぎながら、この事業に向かっていきたいというふう考えているところであります。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、7番金子益三君。

7番（金子益三君） 私は、さきに通告してあります3点について、町長及び教育長に質問をいたしたいと思います。若干ちょっと声がかすれて聞きづらいところがあるかと思いますが、御了承ください。

まず1点目であります。入札制度及び雇用促進対策について、町長にお伺いいたします。

現在、先行きの見えない北海道経済において、中央とのさまざまな格差は広がる一路をたどってきております。さらに追い打ちをかけるように、公共事業の大幅な削減によって、特に地方の建築業を含む多くの労働者の雇用機会が失われつつあります。

さらに北海道は、冬期においては積雪寒冷といった、本州とは大きくかけ離れた気象条件から、季節的に循環雇用を繰り返さざるを得ない労働条件が余儀なくされている状況であり、その多くが冬期間に離職をしているところであります。

北海道といたしましても、本年7月に季節労働者対策に関する取り組み方針を策定し、季節労働者の通年雇用促進に向け取り組むとともに雇用機会確保などに努めている状況です。しかし、この間、我が町においては、年々激減する公共事業の執行において、我が町の雇用機会を確保しにくい状況になっているのが現状であります。

道としても、今後においては当面の雇用機会の確保策として、公共事業の発注においては早期発注や分離・分割発注により、地元中小事業者への受注機会が行われるような要請もあるので、今後においては公共事業は町内を中心とした執行に改める必要も感じておるところであります。幾ら通年雇用を促進しても、肝心の仕事が地元でなければ、事業者も雇用自体をすることができなくなり、通年雇用どころか現在雇用している人の確保すら難しいものになっております。

現在の入札制度は、広く公募を図り、企業の競争性も出る反面、地元の公共事業に対して大都市からの大手参入を容易にしまい、地元中小事業者でも十分に請け負える事業すら大手に流れていく可能性も持っております。地元企業は、地域住民の雇用の場でもあり、生活を支える企業でもあります。そこで働く労務者の町に納めるさまざまな税金、企業が納める各種法人税、さらに、目には見えないさまざまな地域貢献、関連する地元の各種産業など、地元企業がそこに存在する意義というものは、単純なものさしでははかりきれないものがあります。

そこで、今後における公共事業執行については、地元住民が多く雇用されている企業、また、日ごろの地域の貢献が高い企業などを入札の条件に加味していく必要があると考えます。もちろん、入札の透明性、競争性といったものは重視しながら執行することは当然のことではあります。現在の公共事業の状況、また、加えまして北海道経済、とりわけ札幌市を除く地方の状況をかんがみるときに、地元雇用を守り、地域の衰退を防ぐためにも早急に手を打つべきことと考えておりますが、いかがでございましょうか。

続きまして、2点目についてお伺いいたします。

2点目、上富良野町の高速回線誘致について町長にお伺いいたします。

近年、我が町においてのインターネット利用者も、老若男女を問わずに大幅にふえてきております。パソコンの所有者がインターネット回線を利用してさまざまなサービスを利用できること、さらには、多くの情報が瞬時にして得られることなどは、住民の文化的な生活の糧として、その重要性は今さら言うまでもありません。

このような状況のもと、現在、我が町のブロードバンドの状況は、市外地域においてADSL、いわゆるXDSLと言われる高速回線が760件、ISDNなどのナローバンドが90件余りとなっております。今までの回線では、近年の非常に大容量の情報を得ようとしたときに、それらの情報をダウンロードするときに要する時間が膨大であり、現在の情報化時代においてなかなか対応し切れていない状況にあります。

最近、民間の有志によって光ブロードバンドの誘致を図ろうとする動きが見られる中、既に上川管内においても誘致に成功している自治体の例を見ても、その誘致の会にほとんどの自治体が構成メンバーとして含まれております。光ブロードバンドの我が町の早期導入のためにも、町が積極的にこれらの活動を応援して地域の情報格差の是正に向けた手段をとるべきと考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、高輝度蛍光管の導入について、教育長にお伺いいたします。

現在、社会教育総合センターアリーナ及び小中学校などの体育館に設置されている水銀灯がありますが、これらを省エネルギー対策で、明るさが高まる高輝度蛍光管へ交換されてはいかがでしょうか。現在も既に工場や自治体を初め学校なども含めて導入がされ、確実な実績が報告されているとの報道もございます。現に消費電力も、415ワットから1灯当たり178ワットと約57%が削減されるだけではなく、水銀灯に比べまして、使用するときだけにだけ明かりをつけ、終わればすぐ消すことができる効果ということは相当分になるものであります。増大する各施設の需用費の削減に向け、インシャルコストがかかることよりも、ランニングコストでそれらを吸収して削減に向けていくことを提案いたしますので、導入を図るべきであると思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの通年雇用促進対策に関してであ

りますが、一部大企業の好景気に引っ張られる形で、我が国の経済情勢は穏やかな回復が続いているところでありますが、北海道におきましては、その実感は全くなく、生産活動や個人消費においても横ばいの状況が続いております。依然として雇用情勢は厳しい状況にあるところであります。

特に御質問にあります公共事業と、それに伴う入札制度についてであります。これまで入札談合のほか、国や市町村などの発注機関が関係する不祥事が後を絶たず、公共工事の入札契約適正化法等が制定され、入札契約の透明性、競争性の確保について強く求められているところであります。

私といたしましては、適正な入札の結果として、地元業者が受注し地域の経済や雇用の促進に結びつくことがベストと考えているところであります。指名競争入札においては、積極的に地元業者の指名に努めているところであります。また、平成13年度より試行実施しておりました予定価格の事前公表につきましても、一定の役割を果たしつつも、落札率においては上昇傾向に推移しておりましたので、試行を廃止するなど、この4月より公共工事の入札契約に関し一定の見直しを図ったところであります。その中においても、指名業者数をふやす努力を行うことで競争性を発揮することとあわせて、地元業者にあつては格付に関係なく、施工能力があると判断する場合は優先的に指名できるよう指名基準を見直したところでもあります。

今後におきましても、議員御発言にありました指名基準に地元貢献度などを加えることなどが可能か否かを含めて、制度の範囲内において、地元業者のなお一層の指名に努めてまいりたいと考えております。

また、本年5月に設立した富良野広域通年雇用促進協議会における取り組みも含めて、公共工事に限らず民間活力の導入など、行政活動のあらゆる面で工夫していくことが必要と考えているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのインターネット高速回線誘致についての御質問にお答えいたします。

商工会青年部の呼びかけによって、去る12月5日に、農業団体青年部、観光協会、商工会担当者、役場担当者、住民会、青年有志ら17名が集まり、町内に光ファイバーによる高速通信回線サービスを誘致するための研修会が開かれたことは、職員から報告を受けて承知をいたしているところであります。

N T T旭川支店から、光ファイバー通信であるBフレッツサービスの担当者2名が来られ、道内の光通信の現状と上富良野町への導入の可能性について

説明がされたということで、今後いかにして誘致体制が盛り上がっていくのか、大いに関心を持っているところであります。

国においては、高速通信環境の整備、普及を推進しており、高速通信を活用した産業経済、生活関連などのサービスは、官民それぞれ充実、拡大の途上にあり、行政面においても、電子申請、電子調達などの新たなサービスが開始されております。

町においても、広報誌や役場内の町政情報提供コーナーにより情報の開示と共有化を進めておりますが、町の行政ホームページでも電子情報として提供しており、できる限り多くの町民に可能な限り高速インターネット環境を活用していただきたいと願うところでもあります。しかし、通信事業が民間事業者に依存せざるを得ず、複数の事業者がある中において、NTTが先行して幹線網を持っていることから、現実的にはNTTのサービス誘致が唯一の選択肢と考えております。

出席した担当者から、導入には一定数の契約予定者と地域一帯の熱意が必要であるとの報告を受けておりますが、NTTが民間通信事業者であるという点を勘案して、誘致団体の賛助に加わるなど、誘致運動が具体化される経過において、町といたしましてもできる限りの範囲で支援してまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 7番金子議員の3項目めの高輝度蛍光管の導入についての御質問にお答えをさせていただきます。

本質問につきましては、厳しい財政状況の中であるゆる角度から経費削減を進めていかなければならない状況の中で、積極的な御提言と受けとめさせていただきます。

教育委員会が所管する社会教育及び学校教育施設において、社会教育総合センターを初め各学校の講堂など、水銀灯を設置している施設が数多くありますが、消費電力の削減に向けては各施設において懸命な努力を行ってきているところであります。

この高輝度蛍光管の導入につきましては、他市町村の同等施設への使用実績等について、現在のところ把握できていないことから、今後においてさらなる経費の削減を目指すために、高輝度蛍光管の特徴や、実際に我が町の施設に適用するかどうか、また、ランニングコストとイニシャルコストとの比較などを調査し、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番金子益三君。

7番（金子益三君） それでは、何点が再質問の

ほうをさせていただきたいと思います。

まず1点目の、いわゆる入札制度と雇用問題で、ここでまず一番初めに、今後の答弁等々において誤解があってはいけないと思いますので、あらかじめはっきり物を申しておきますが、私も近年、さまざまな紙面等やマスコミが報じております各種談合によります不祥事、また、官製談合による悪事、また、近年においては、皆様が最も関心の高いところでもありました、防衛省の事務次官によります民間によります不祥事等々がありますので、この部分と誤解のないようにあらかじめ申しておきますし、それらとは一切関係ないというところで再質問をさせていただきたいと思います。

まず、この上富良野町、我が町におきましても、最盛期から比べますと、公共事業といったものが減っているのは、上富良野町だけに限らず、これは日本全国のことであることは承知しております。ですから、恐らく道といたしましても、11月末の段階で各市町村に向けて雇用の場をしっかりと守ってくれと、そういう文書が通告されていると私は理解しております。

今年度から北海道の季節雇用のあり方が大きく変わった。北海道だけではなくて、全体の季節雇用のあり方というものが大きく変わりまして、冬期の講習も廃止され、それに伴いまして、この通年雇用を促進するということが行われてはおりますが、やはり何と申しましても北海道、現在の冬があります。長い長い冬期間、仕事もやりづらい、もしくは仕事のない時期というものがある中において、そこで十分な雇用をしていくということは非常に難しいことになっております。ですから、この少ないパイの中である事業というもの、これらをしっかりと地元で守っていかなくてはいけない時代に来ているのではないかと考えるところでございます。

幾ら町長が第4次総合計画の中で、人口の定住を図ろう、また、人口の減少をとめようとさまざまな方策をとっていかれたとしても、やはりそこでの雇用、仕事というものがなくなることには、そこに住むことができないわけでありまして。

現在も、土木建設業などの状況を調査いたしますと、そこに長年勤めていただいている労働力、しかし仕事がない。本来であれば、会社に長い間貢献を図っていただいた従業員すら、もう雇いきることができない。しかし、そこで生活をしていかなければいけませんので、そこで働いていく労働者というのは、現在、仕事がある関東もしくは中部地方のほうにどんどん家族を連れて、この町を離れていかなければいけない状況にあるわけでありまして。そういった意味からも、上富良野町が基礎的自治体とし

て最低限1万人の町を堅持していくためにも、自衛隊の現状規模を堅持することと同様、やっぱり産業を守っていかなくてはいけないと思います。

入札のあり方についてであります。インフラを整備したりですとか、町のものをつくっていくというものは、やはりそこでなりわいを営んでいる業者、そこで雇用がしっかりととられている、そういった事業者が事業を行うことにより、その従業員が町に還元する。また、企業がさまざまな形で町に還元を図っていくべきものであると思っておりますし、そうでなければ、一線を引いてすべてプロポーザル方式のようなものに切りかえてしまって、町がそこに向かって本当によくするための提案公募をしっかりと持ってくるものと、私は線引きをする必要があると思っております。仕事がどんどんなくなっていくということが自治体の弱体化になっていくわけでありまして、今までの歴史においても、それら町の企業というものは、雇用を図るばかりではなく、町に対する各種事業等々、大きな貢献をしてきているところであります。

ちょっと例えが悪いのかもしれませんが、例えば大きな災害等々があって、そこで急遽災害復旧をしなくてはならない状況等々があったとき、それは昼間ではない、深夜であったり、また、真冬の厳寒期のときであったりすること、災害というのはいつ起こるか分かりませんから、そういうときも、それらの対処というのは、地元の業者というのは責任を持って、住民であるから、同じ町に住む住民が困っているからということで、責任の中でしっかり行ってくれるわけです。それらも無視して、金額優先であったりとか、もしくは1円でも安いからというもので、その切り口だけで切ってしまうと、それらの事業者等々の今後における活動というのでもできなくなり、病院に例えますと、ふだんはかかりもしないけれども、困ったときだけは町立病院に頼むということとやや似ていることも考えられますので、これらはしっかりと地元の企業を育てる、また、そこで営まれている社会生活というものもしっかり守らなくてはならないというリーダーシップをぜひ発揮をしていただきたいと思っております。

現在非常に間違った方向で、ある自治体においては官製談合であったりとか、また、民間同士の談合であったりというのは、一部過剰に報道されておりますが、町長の今までのさまざまな発言等々を見ましても、我が町においてはそのようなことは一切ないということがあるわけですから、あえて業者を都市部から大きく引っ張ってくる必要性というものは、私はそこに疑問を感じているわけでありまして。

とある本州のほうの自治体の一例を見ますと、そ

こで行う事業の入札者というのは、まず本社がそこにあるという定義がなされている自治体すらあります。余りにも杓子定規にかけました国の基準の一定のあり方等々、いわゆる国土交通省の枠の中で、それを上富良野版に当てはめるということが、必ずしもこの町の形態に即しているかどうかということを含めて、これらのことを考えていただきたく思います。

本日配付されました19年度の建設工事発注状況を見ましても、町外業者が落札をしているというのは、町内業者に比べて5分の1程度の件数ではありますが、しかし、その執行金額を見ますと、2分の1強にもなっているわけでありまして、これらがどうしてもできないというものに関しては、私もそれは理解はしますが、これこそ分離・分割発注をすることにより地元での機会というものがふえて、それらが大きく上富良野町の経済を循環させていくことにもつながっていくと思っております。

ですから、さきにも申し述べましたように、今後においては、町での雇用率というものがどれぐらいあるのか。もしくは、企業ボランティア等々をいかにその企業が行っているかなどというものも、しっかりと考えながらやっていっていただきたいと思っております。

2001年から2006年までの間、日本全体の事業所は6.9%減少をしております。加えまして、当然従業員数も減るわけではあります。しかし、従業員数というのは意外に減っておりません。2.3%の減になっております。これはどういうことかといえますと、地方で廃業をなされたり、地方でできなくなったものがすべて都会に流れているという結果につながっているところもしっかりと数字でとらえていただきながら、これら上富良野町の人口の減少につながらないために、また、これからの高齢化社会に向けて、しっかりと生産人口というものがこの町の下支えになって、お年寄りが安心して老後を暮らせる町のためにも、雇用機会の場を町長みずからしっかりと考えていただきたいと思っております。

続きまして、2点目のインターネットの光回線の誘致であります。さきの地方議会人にもありましたように、現在、日本は非常にさまざまな地域間格差というものが出ております。その中の一つにおいて、情報の格差というものがあありますが、この情報の格差というのは情報量ではなく、大きな情報を瞬時に、なるべく時間を要さないで得るためのインフラ整備の格差が大きいというふうになっております。

補助金事業で、北海道内でも長沼町であったりと

か、こちらに載っています西興部村などでは、補助事業の中で町全体に光ケーブルを引いて、ケーブルテレビでありますとか、そういった高速通信もできるようになっておりますが、これを上富良野でやれというのはもう100%無理な話ですから、やはり先ほど申しました、民間企業ではありますが、NTTというものが非常にこれらに対して、現在の通信基盤を使いましてできる可能性があるわけでありまして、それらのインフラを整備することが、町なかに定住を促進することにもつながりますし、今後において中心市街地の活性化等々にも拍車をかけるものでもある。また、こういった大きな情報量を、こちらから都心部へ送ることができるということは、医療面に関して非常に役に立つということが実証として報告されていることがあります。現在であれば光ケーブルを独自で引かなくてはいけないわけですが、こういった機運が高まっているときにしっかり行っていただくことによって、多くの住民がそれらのサービスを受けることも可能ですし、また、町も格安にてそれらのサービスを受けることもできるわけです。

現状といたしまして、道北管内の市町村の中で、残念ながらまだ市の部分でしかほとんど導入はされていないわけではあります、それらの誘致の会に際しまして、必ずと言っていいほどその自治体が含まれておりますし、副町長がそれら誘致の会の副会長になり、行政のてこ入れなり後押しというのがされております。

一番極端な例を挙げますと、留萌市というのは会長はいませんが、事務局も留萌市役所に置いて、市長が直接指示をしまして、市の職員によるプロジェクトチームを組んで誘致を成功させたという件もあります。隣の富良野市も副市長が副会長になって、事務局を商工会議所等々で受け持つことにより、今現在誘致が進められていますので、ぜひ上富良野町においても民間団体の機運が高まっておりますので、それらと一緒に町も情報過疎にならないように応援できるのだという体制をとっていただきたく思います。

最後に高輝度蛍光灯ですが、現在すぐ入れるというわけではなく、調べましたところ、学校関係で言いますれば、上富良野小学校が冬のボイラーを回す電気代を省いたランニングコストというのが、今現在、蛍光灯に当たっているものが月平均約20万円ぐらいなのです、毎月のランニングコストが。それらと比べて、この水銀灯から高輝度蛍光灯を導入したときに、例えば5年で回収ができるのか、3年で回収ができるのかというものは、実際に測定してみなければわからないですから、すぐ導入

云々ではなく、これこそプロポーザルを受けるような形でしっかりと調べていただきながら、少しでも経費の縮減が図られるように早急に調査を図っていただきたいと思っておりますので、その点だけお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番金子議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、入札制度であります、公共事業の入札によって雇用の促進にもつながり、産業の活性化にもつながって、人口の確保にもつながるといふ議員の御質問については、総論について私も同感であります。

ただ、私といたしましては、言うならば法律の趣旨に従って、法律を守っていかねばならない執行者という立場からも、工事の入札契約適正化法の趣旨にのっとった形で最大限物事を考えていかねばいけないというふうに思っております。この法律を無視してやれるということにはなりませんので、法律のもとで対応していかねばいけない。

では、法律のもとで対応するとどうなるかということ、もう現時点で指名競争入札はだめですよ、一般競争入札ですよということが法律で定められているわけですが、我々はその法律の中でどう対応していけるかという最大限の対応を図りながら、今、運用させていただいているということ、ひとつ前もって御理解をいただいております。それと、公共事業がすべて地元業者に、ではどれだけの対応ができ得るのかということをお考えますと、私が就任した当初は、この請負費、公共事業費は30億円近くの予算を組んで毎年対応していたわけですが、ことしの19年度予算は7億2,500万円。先ほど行政報告で報告させていただいた中で、今現在総計で32件の契約を執行しております、5億円の予算執行をさせていただいているということでもあります。そのうち、議員も御質問にありましたように、件数については15.6%、5件が町外業者が落札しているということでありまして、金額にしますと1億6,600万円、額にして33%が町外業者が落札しているということでもあります、この7億2,500万円の予算を組んでいますよということの中で、件数はそれほどありませんけれども、国の委託と北海道の委託の事業が大きな金額を占めているというようなことでありまして、この委託事業につきましての入札は、会計検査院も非常に厳しく見きわめられますので、これは適正化法に適した入札制度を執行しなければならない。これは私どもとして、それに対応できないことによって会計検査院の指摘を受けるというよう



なことにならないように最善を尽くしていかなければならないというようなことを含めさせていただきながら入札を進めさせていただいておりますので、この公共事業すべてによって、我が町の業者が健全に経営が成り立つような対応は全く現状ではでき得ない状況にある。やはり自助努力をしていただかなければ、経営というものについては、この公共事業、町が発注する事業ですべてが経営が成り立つような状況ではないということをまず御理解を賜りたい。そして、町が対応する部分につきましては、最大限、議員のお考えと同じような形で対処できるように私としても考えてまいりたいというふうに思っておりますので、この入札制度、あくまでも法律に従い、国の基準に従い、委託事業については特に会計検査院の監査があるということも含めた中で、ひとつ地元業者の皆さん方も御理解を賜りたいなというふうに思っております。

次に、高速回線の件であります。これは先ほどのは総論はわかりますと言いましたが、各論になるとちょっと違いますよという言い方をしました。この高速回線につきましては議員と同じ考えでありますので、町として先ほどお答えさせていただきましたように、この中に職員も入っているようでありますので、職員からその状況を聞き分けながら、町として最大限の支援を図り、この対応がNTTになるのかどうかは別にしても、この上富良野地域で高速回線に一日も早く対応できるような形の中で進めていくことに最善の努力をしていきたい、支援をしていきたい、協力していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 7番金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高輝度蛍光管の導入についてのお尋ねであります。光熱水費等の削減につきましては、我々に課せられた大きな課題だというふうに受けとめているところでありますし、また、その努力を重ねていくところでもあります。

この高輝度蛍光管というのは、今、水銀灯、ナトリウム灯や何かを設置しているところは、学校におきましては体育館、それから社会教育総合センター等であります。その設置目的につきましては、やはり目にやさしいとか、スポーツにやさしいとかというようなことで、本当にこの高輝度蛍光管がスポーツに適應するのかどうか、また、ここにもある企業の紹介されたものをいただいておりますが、そこでも体育館や何か等、そして、我々も今調べてきているところであります。高校で導入するという予定のところにもちょっとお伺いをかけているところで

あります。そういうことで、この導入につきまして、本当にうちの町に適しているかどうか、そして、どのようなランニングコストとイニシャルコストとの比較があるのかというようなことで検討を重ねたいと思っております。

議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

7番金子益三君。

7番（金子益三君） まさしく町長がおっしゃったところで、特定の町が、特定の業者が悪いことをしたために、本当にねじれている現象が起きていて、地方の産業というのが疲弊してきているのだなとつくづく胸を痛めておりますが、会計検査院が入って上富良野の入札状況が正しく法の上に基づいてしていただくこと、これは私も賛成でありますし、間違いがあってはいけないものだとも認識しております。ですから、大企業が入札に入ったときは、少しは上富良野のためになるようなこともやっていただけるような企業の枠というものも、企業努力ですよ、そういったものもないと、一方的にどんだん町の体力というものがなくなっていったら、私は本末転倒するということにも考えておりますし、すべてを法のもとに当てはめてしまえば、他の需用費や、それから保守点検料も含めた中で、本当に地域力というものが弱まっていくと思えますので、そこで雇用されている方たちも生活をしていかなければいけませんし、もちろん企業というものも伸びていかなければいけませんし、そのことによって町の税収が上がるような、それらの方策もしっかりととっていただきたいと思えますので、町長よろしくお願ひしたいと思えますし、いずれにしても、これら町の企業が、今後においてさらなる疲弊をしないような方策というものも、町長のリーダーシップのもとで発揮されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番金子議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員と総論的には考え方は同じですよということ御理解いただけたと思うのですが、今、法律はどうであろうと、地域のためにというような御発言もいただきましたが、そういうことには全くならない。私は、心の中で議員と同じようなのですが、こうだと言いたいところがあるのですが、議場で町長がこういうことを言うと違反だぞということで口どめされている部分もありますので、総論的には議員と同じ考えであります。適化法の中で対応でき得る部分を十分生かしながら、我が町の入札制度というものを十分見きわめていきたいというふうに思っているところであります。

しかしながら、私といたしましても一番懸念するのは、近隣町村と比較しまして我が町の入札率が非常に高い。これは何なのか。この入札率が非常に高いということが、やはり入札制度、その中に競争性、透明性、これらがどのようになっているのかということも十分見きわめながら、その入札制度を十分対応していかなければいけないというふうになっているところでもありますので、これらにつきましまして、総論的には議員のお考えと全く同じということで御理解をいただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番金子益三君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時30分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、11番渡部洋己君の一般質問を受けます。

11番（渡部洋己君） 私は、さきに通達してあります2項目について、町長に質問いたしたいと思えます。

まず、1点目の予防接種の支援についてでございます。

まず一つ目に、児童生徒に対するインフルエンザの予防接種の支援をということでお伺いいたしたいと思えます。

ことはインフルエンザの発生が例年より非常に早く、我が町でも既に小学校では学級閉鎖が継続されているところでございます。ましてや、今後、流行の兆しがうかがえるところでありまして、昨年まで感染時に使用されていたタミフルは、ことしから10代の患者は原則として服用できないということから、感染すると完治するには非常に多くの日数がかかるということで、学校の授業にも影響が出てくることと予測されるところでございます。

インフルエンザの感染を防ぐには予防接種が必要であるが、経費がかかるのと任意接種のため、全員の接種は行われていないのが実態であります。

最近、北海道の子供たちは、他府県の子供たちに比べて学力が低下していると言われておりますが、さらにインフルエンザなどで休みが多くなると学力低下が懸念されるわけでございまして、全員の予防接種を望むことから町の支援策を考えてはどうかということでございます。町長にお聞きしたいと思います。

続きまして、二つ目に肺炎の予防接種の奨励をということで、最近、高齢者による肺炎の死亡率が非

常に高くなっていると聞いております。特に高齢者の肺炎では、急速に症状が進んだ場合、抗生物質などの治療が間に合わないことがあるから、そういった人のため事前に予防することが大事と言われておるところでございます。しかし、肺炎の予防接種は一般的に余り知られていないのが実態であります。

アメリカ、あるいは欧米諸国では、65歳以上の高齢者では半数以上の方が接種していると聞いておりますが、日本では15年ほど前より認定されておりますが、まだ5%程度と聞いております。これは、一度接種すると5年間有効とされて、特に病弱な高齢者には有効と思われれます。我が町でも、昨年18年度には5人が予防接種を受けていると聞いております。上富良野町立病院でも接種可能であつて、料金は書いてありますように5,134円でできるということでございます。医療費軽減のためにも、ぜひ奨励すべきではないかと思えます。また、これに対する支援策を考えてはどうかと思うところでございます。

続きまして、農業振興対策ということでお伺いいたしたいと思えます。

土地改良事業、暗渠排水、あるいは心土破碎に対する支援をということでお伺いいたしたいと思えます。

昨年まで導入されていた国の経営安定資金（価格政策）から品目横断的経営安定資金（所得保証政策）に大きく転換されました。大いに期待したのですが、1年が経過した現在、予想以上に農家の減収が発生いたしまして、不満と不安を抱き、特に規模の大きい農家ほど減収が多いのが実態であります。将来の農業に大きな不安を持っているわけでありまして、農家にとって土地改良は大事なことでありますが、現在のような農業情勢ではなかなか個人での土地改良は厳しいのが実態であります。

以前にも質問いたしましたが、農地の排水対策、ふらの農協が今後2年間、排水対策として助成措置を打ち出していますが、しかし、予算が決められていることから、余り申し込み面積が多くなると助成額が減少するという傾向にありますので、町としても農協と協議しながらぜひ対策を考えていただきたいというふう思うところでございます。

以上、2点について質問させていただきます。よろしく願います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番渡部議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの2点の御質問であります。1点目のインフルエンザの予防接種については、ワクチンの接種によりインフルエンザによる重篤な合併

症や死亡を防止し、健康被害を最小限にとどめることが期待されております。

65歳以上の健常な高齢者については、約45%の発病を阻止し、約80%の死亡を阻止する効果があったという報告があります。予防接種法により、65歳以上及び60歳以上のハイリスク者については、定期接種となっております。一方、乳幼児及び児童に対するインフルエンザ予防接種につきましては、昭和51年度から平成6年度まで予防接種法に基づく義務接種として実施されておりましたが、長年の実施の結果、小児の発症阻止効果は20%から30%と言われ、学童についても明確な予防効果や医療効果が不明という理由で中止となった経緯がございます。

現在、予防接種法においては、インフルエンザの任意接種につきましては、ハイリスク者が接種対象であり、議員の御質問の児童生徒の予防接種に対する支援につきましては、今後、国のインフルエンザ予防対策の動向を見ながら、公費対応等そのあり方について検討してまいりたいと考えております。また、インフルエンザの罹患防止のためには、手洗いやうがい等の励行が重要なことから、防災無線等により啓発しているところでありまして、これからも必要に応じ、実施してまいります。

次に、2点目の肺炎の予防接種についての御質問にお答えいたします。

本町におきましても、肺炎の死亡率は、がん、心疾患、脳血管疾患に次いで第4位であり、特に75歳以上の方の死亡原因の多くを占めております。

肺炎に至る要因として多いのが肺炎球菌と言われており、家庭で起こる肺炎の約3分の1は肺炎球菌によるものとの報告もあります。肺炎球菌のワクチンは、80種類以上ある肺炎球菌のうち、23種類の型に効果があり、一度接種すると5年以上の免疫効果があるので、有効性のあるワクチンとされております。

議員御質問の奨励策として、肺炎の予防接種の周知につきましては、医療機関との連携のもとで広報などを活用して進めてまいりたいと考えております。また、肺炎の予防接種の支援については、今後において国の動向を見ながら研究を深めてまいりたいと考えております。

次に、2項目目の農業振興対策についてお答えさせていただきます。

御質問の心土破碎及び暗渠排水事業につきましては、農業生産性の向上、経営規模の質的拡大など農業経営の安定を図るために重要であると認識をいたしております。

町では、平成3年度より農協との連携のもとに心

土破碎事業を推進しておりましたが、農協の合併後は農協の独自施策として16年度まで推進してきた経緯にあり、事業として成果を上げ、その役割を果たしたものと考えております。

御質問の農協による排水対策に町としても支援をしてはとのことではありますが、町といたしましては農協とも協議し、第6次農業振興計画において事業化の可能性について検討を重ねてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） まず、インフルエンザの予防接種のことについて。

私が心配している学力の低下ということについて、町長の答弁がないので、もう一度質問させていただきます。

先般もテレビ報道あたりで、前回の調査よりも世界的に日本の子供たちの学力が低下している。それも含めて、北海道の子供たちが府県に比べて低下している。これは、以前に比べて授業時間が少し少なくなった。これは日本の大人社会といえますか、経済効果を上げるために、連休、週休2日だとか、あるいは祭日を月曜日にして3連休にしたりだとか、こういったものは大人社会のやり方であって、それに伴って子供たちは逆に犠牲になっているのではないかなど。勉強時間の短縮といえますか、少し短くなったという点で。

府県の都市では、そういったことに対応するといえますか、1日の授業時間を延ばしてみたり、夏休み、あるいは冬休みを短縮して何日か授業に充てたり、そういう話も聞かれるのです。そんなことをあねすると、北海道は特に風邪、あるいはインフルエンザなどで学級閉鎖、あるいは学校の休校だとか、そういったことがあって、そういった学力低下がお予想されるのではないかな。休んだ分、休日を返上してやるかといったら、そういうことにもならないだろうし、やはりどこかでそれを埋めていけるだろうけれども、それは決して余分な時間をやるというわけではないので、そこら辺を少しは考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

それと、接種料です。町立病院のを調べたのですが、12歳以下の子供たちは接種料1回1,800円。子供たちですから、一遍に打たれないので、量が少ないから2回打たなければならない。そうすると、2回打つと3,600円なのです。一般の人が打つと2,400円ですが、それぐらいなので、接種料について大人よりも高いというのはちょっと、2回打っても大人の価格ぐらいならまだしも、ですから、価格を引き下げるか、あるいは助

成措置をとるかして、できるだけ全員が受けられるようにできないものかなど。これは国のそういった指導もありますけれども、独自でできないものかなというふうに考えているところでございます。

続いて、肺炎の予防接種なのですけれども、これは極力町民に受けてもらう。特に高齢者、お年を召した方にはぜひ受けるように指導していただきたい。助成策として、中富良野で昨年から75歳以上の方を対象にやっていたそうなのですけれども、ことから70歳に年齢を引き下げて半額補助をやっているそうでございます。

それと、土地改良のことなのですけれども、きょう非常に残念な、少しショックを受けた話が飛び込んでまいりました。というのは、我々の地区は非常に後継者があって、随分いいと言われていたのですけれども、その農家の方が離農するというような話を突然聞きまして、特に後継者が嫁さんをもたらしたばかりのところなので非常に残念だなと。これも今の農業情勢、非常に厳しいものがありまして、特に後継者を抱えた農家ほど厳しくて、また、今回の政策で、規模の大きい農家ほどこの影響を受けているのが実態でございます。そんなことがあったりして、特にこしは国の政策もそうですけれども、農産物の価格そのものが非常に安かったこともあって、非常に厳しい実態でございます。

町長の答弁の中で、第6次が21年度から始まりますけれども、この中で対応したいということもありますので、その中で、排水対策はもちろんですけれども、ほかの土地改良事業、火山灰客土や緑肥対策、それと、特に農地問題、遊休農地がだんだんふえてきておりますので、その対策もぜひ6次では考えていっていただきたいと思えます。

以上、質問いたしたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番渡部議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、インフルエンザの予防接種の件でありますけれども、このことにつきましては、町はリスクの大きい高齢者の方々につきましては助成策を講じながら対応させていただいておりますが、小児、学童につきましては、さきにもお答えさせていただきましたように、国がそのような状況で、20から30%程度の効果しか認められないというような状況で中止をしたということもありますので、こういった状況を見きわめながら、今現在個人の対応で実施しているところでありますが、これらにつきましても、インフルエンザ予防接種のPRにつきましても十分対応を図るとともに、これらの状況を見きわめながら、小児、学童の対応につきましても状況

判断をしながら考えてまいりたいというふうに思っております。

また、肺炎の予防ワクチンでありますけれども、これにつきましても、他の自治体ではこれの助成策を講じているところもあることは承知いたしております。私としても、さきにお答えさせていただきましたように、我が町で肺炎による高齢者の死亡が4番目に位置しているというようなことも承知しておりますので、このことにつきましても、今後、ハイリスクのある高齢者に対する対応等も含めながら研究を深めてまいりたいと思えますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、農業振興策でありますけれども、今、議員から御質問、御意見ありましたように、江花地区におきましては、我が町におきます基幹産業の農業の中で、最も後継者率の一番高い地域ということで認識をいたしておりますが、そういうような離農者が出てくるということにつきましては、経営上の問題なのか、財政的な問題なのか、どのようなことなのかということはまだ承知しておりませんし、そういうようなことで、今、基幹産業の農業の置かれている環境は非常に厳しいといいいながらも、昔と変わらず厳しさが継続しているというのが現状であります。この状況というものを、地方自治体としてどのような対応ができるのかということにつきましては、基幹産業を維持していくように十分支援をしなければならぬということではありますが、農業施策は大きくして国の農業施策の中に、あるいは北海道の農業施策の中で位置づけされながら、地域ができるもの、地方自治体として市町村ができ得る、その範囲の中での対応しかでき得ないわけではありますが、今現在進めております第5次の農業振興計画、これに基づきまして十分な対応を農業協同組合との連携のもとで対応していかなければならないというふうに思っておりますし、これからいよいよ第6次の農業振興計画をつくり上げていかなければならないわけではありますが、これらにつきましても農業者の皆さん方の意見を十分聞きながら、また、農協さんとの調整を図りながら第6次農業振興計画を策定し、21年からの農業振興策を対応していきたいというふうに思っております。この中には、議員の御質問にもありましたように、暗渠排水等々の基盤整備等については、十分その対応を図っていかなければならないということは認識をいたしておりますので、それらのことを含めた中での推進策を計画の中で位置づけていくように努めてまいりたいと思うところであります。

議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 1点だけ、インフルエンザの予防接種のことなのですけれども、私は助成という話もしたのですけれども、もしそれができないのなら料金の設定、これは保険該当にはならないので自由設定はできるのだと思うのですけれども、これは病院によっていろいろ価格はあるのですけれども、できたら子供たちの料金をもう少し下げて安くしたら、少しでも利用者がふえるのかなというふうに思っていますので、ぜひそこら辺を検討していただきたいなと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番渡部議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどの質問で答弁漏れがあったことは申しわけないと思いますが、この機会に答弁漏れにつきましても補充答弁させていただきたいと思います。

まず、価格の件でありますけれども、これに対する助成策、先ほども言いましたような状況下で行政が支援するという事は、なかなか調整が難しいのかなというふうに思っておりますが、議員の御質問にありました価格の低減についてどう対応でき得るか、研究してみたいと思いますが、病院としても仕入れたワクチンの単価等々を含めた中で価格を設定し、医療法に基づく基準の対応で請求をしているものというふうに思いますので、それらを下げることによりましては助成策ということと同じことになるのかなというふうに思いますので、そういったことも今後の課題として研究していきたいというふうに思います。

先ほど来の御質問の中で、インフルエンザにかかった学童が、例えば学級閉鎖等々をすることによって学力の低下につながるかということの御質問について、まだお答えしていなかったと思いますが、このことにつきましては、私は教育委員とは違いますので専門的なことはお答えできませんが、私自身の個人的な見解として申し上げますならば、議員が危惧されておりますように、そういった教育授業の時間が減少することは、少なからず子供の学力に影響は全くないということは言えないというふうに思います。しかし、現在の学校教育の中で、我が町の教育委員会の中におきましても、それらのものをいかに最小限の形で補い得るかということにつきましては、当然にしてそれらの部分を含めた中で学校教育という中で検討し、実践していただいているものと、最小限の問題として押さえられるような対策を、教育委員会として学校教育の中で対処していただいているものというふうに私としては認識をいたしているということで、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番渡部洋己君の一般質問を終了いたします。

次に、12番佐川典子君の発言を許します。

12番（佐川典子君） さきに通告申し上げましたとおり、観光振興の推進について町長の考え方を伺いたいと思います。

北海道の観光は、入園者数全国一の旭山動物園と世界遺産の知床、また、2008年の洞爺湖サミットなど、国内外からの観光客の増加が見込まれております。観光立国日本を目指し、都道府県では観光関連振興案やスローガンを立ち上げ、観光産業による経済効果をうたっています。

我が町においても、観光資源であるラベンダーはもとより、十勝岳のふもとの町、また、美しい景観を持つ町として時代に沿ったPRを考え、四季彩のまち・ふれあい大地の創造に向けて上富良野町を知っていただきながら、農産物や温泉や宿泊施設、また、美術館、博物館などの活性化につながる滞在型のスローなフットパスの推進が望まれるところだと思います。

フットパスは、すばらしい景観に肌で触れながら、地域の自然や歴史に思いを寄せ、歩くことで心と体を癒す効果もあるというイギリス発祥の歩く文化です。北海道の観光振興案でも北海道フットパス事業の普及を進めるとしてありますし、上富良野町の雄大な十勝岳とパノラマの大地の迫力を存分に味わっていただき、訪れた人たちにそのよさを広めていただける、すばらしい文化の提案だと思います。町長として、数年先に向けて、町内外よりお客様に来ていただくことについての対応策について、お考えがあるのか伺いたいと思います。

2点目は、行政組織機構の充実について伺いたいと思います。

来年7月、地球環境問題を主要なテーマとして開催される北海道洞爺湖サミットは、地球温暖化防止対策を初めとして、国民、道民一人一人が環境保全に対する意識を高め、積極的に取り組むよい機会だと思います。上富良野町の一町民といたしましても、このすばらしい自然環境を将来にわたり子供たちに貴重な財産として継承していかなければならないと考えております。

そこで、伺いたいと思います。町の行政組織機構の中に環境保全施策を担う環境保全推進班的なものを設置し、環境保全の充実を図っていく考えはないものか、伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番佐川議員の御質問に丁寧にお答えさせていただきたいと思います。

まず1項目めのフットパスの対応策についてであ

りますが、フットパスは環境問題を発端として、道内においても観光振興策、エコ活動の一環として注目され、ここ数年、取り組みが報じられているところでもあります。

町といたしましても、雄大な十勝岳連峰、自然に恵まれた肥沃な大地に広がる田園風景、また、画壇を代表する日本画家、後藤純夫画伯美術館やトリックアート美術館などの文化・芸術鑑賞の場や、今もなお観光資源としてにぎわいを見せるラベンダー園など、フットパスを形成するのに適した環境と資源に恵まれた地域であると私も認識をいたしております。

先進地域の例を見ますと、当町の区域に限らず、富良野から美瑛を含めた沿線の中でこのような動きが見られることが理想であると考えますので、今後は中心となる団体や事業者などの動きを見ながら、地元としての支援方法等について、関係団体との連携の中で考える必要があると思っているところでもあります。

次に、2項目めの行政組織機構の充実についての御質問にお答えいたします。

今、まさに世界じゅうで地球温暖化防止対策が進められようとしております。人為的要素で地球温暖化が進むことは、私たちの生活にも想像以上の被害が及んでおります。この原因となる温室効果ガスは、目に見えないということから、私たち自身が理解しにくい現状なのかもしれませんが、将来的にはもっと深刻な問題となっていることは確かであります。

議員が申しますように、将来ある子供たちのために、しっかりと理解をし、健康と貴重な自然環境を守るために努めていかなければならない人類共通の課題であります。

御質問にあります行政組織機構の中で、環境保全施策を担う担当の設置をしてはとのことでありますが、ことしの4月より新組織体制を整え、環境保全に関しては町民生活課生活環境班が事務を担うこととなっております。

今後において、地球温暖化対策の対応として、むだなアイドリングストップ運動や過剰包装を避けるなど、身近でできる取り組みから改めることも地球温暖化防止に役立つこととなりますので、そのためのアクションプランの策定など検討していかなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 観光振興の推進についての再質問をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁の中で、地元としての支援方法等について、関係団体との連携した中で考える必要があるとのことですが、平成20年にはえりも町で全道フットパスの集いが、また、平成21年には上富良野町で全道フットパスの集いが予定されております。この際、上富良野町としてリーダーシップをとり、他町村をリードしていくお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

また、行政組織機構の充実についての再質問をさせていただきます。

町長の答弁のように、むだなアイドリングストップ運動や過剰包装を避けることなども大切なことだと思いますが、私が申し上げたいのは、環境基本法にも書かれておりますように、地方公共団体として基本理念を示し、地域の自然や社会的条件に応じた環境保全や温暖化対策の施策を策定し実施していく、そういうためにも環境保全対策推進班的なものを設置する考えはないのかということで、再度町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番佐川議員の再質問にお答えさせていただきます。

観光振興策とフットパス等々の問題につきましては、私もこの状況につきましてはよく知らなかったわけではありますが、今お話ありましたようなことにつきましてる説明をお伺いして、我が町の方々の中で、こういったことの取り組みを進めようとして努力されている方がいるということを知っておりますので、そういう方々から情報をいただいておりますので、私の申し上げますことは、行政が先導するのではなくて、そういう方々をいかにして後押ししながら、行政がバックアップしながらこの事業を盛り上げていくことができるか。

それと、今御質問にありましたように、この種の事業については上富良野町だけということで進めていくのか、圏域として、地域として盛り上げた対応の中で進めていくのか、そういったことも含めながら、その中であって上富良野が先頭を切る、地域の皆さん方がそういう発想をして今動いているということを、上富良野町が中心となった圏域の皆さん方、言うならば富良野・美瑛観光協会組織の中に参加しております6市町村の中でどういう体制を整備していけばいいのかというようなことも含めながら、まず、民間の方々の動向に対して行政が後方からバックアップしていくと、そういう体制を整えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

あくまでも行政が先頭になるということは、私としては、こういう事業については民間の方々の足を

引っ張ることになりますので、あくまでも民間の方々を中心となった中で行政がどのようにバックアップするか、後方支援するかということで考えていきたいと思っております。

次に、環境保全等々におけます組織機構の問題がありますが、先ほどもお話し申し上げましたように、今年度、町は行政組織機構を改革いたしまして、さきに申し上げましたように、町民生活課の中に生活環境班を設置して、この中で地域の環境の保全等々を含めた対応を図っていくということで、この事務処理の中で環境班が対応することになっておりますので、この中で、今、議員から御質問、御意見のありましたような部分も含めて、今後これらの対応をより一層充実した形の中で、組織の中で考えていかなければならないというふうに承知をいたしているところでありますので、これからまた議員の御意見等々を承りながら、住民の皆さん方のお考え等々をお聞きしながら、この組織が充実した対応で進めていくように努めていきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 再々質問ございますか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 行政組織機構の先ほどの町長の答弁について、環境基本法というものがあまして、これには、地方団体は施策を通じ、また、自然的、社会的条件に応じた環境保全のために総合的な推進を図りつつ実施するものとあるというふうにあります。それと、地球温暖化対策法というものがあまして、それにも地方団体の役目が書いてあります。

今回、町民生活課のほうからいただいてきてあります所掌、あの中身におきましても、環境保全に対する文面は一言も載っておりません。読み上げますと、ごみ処理だとか町営住宅、犬、公害、墓地、交通安全、消費者相談、生活と防犯、青少年問題しか載っていないのです。町民の皆様にはきちっとわかっていただけるような窓口にしていただくためにも、また、今の世の中は環境問題をなくしては進めていけないような、そういう世の中になってきておりますので、ぜひともそのような動きを即座に進めていただきたいと思っておりますし、今後、第5次の総合計画にもそういう文言をぜひとも入れていただきながら、その計画を進めていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番佐川議員の再々質問にお答えさせていただきます。

個別に環境基本法だとか温暖化防止の対応だとかということについて、今の組織の中にそういった部分はうたわれていないということではありますが、基

本的に環境について対応する組織ということで位置づけております。

今御指摘のありました部分につきましては、今後、早急に組織内の対応を図っていくように努めていきたいというふうに思っているところであります。この種の問題というのは、私どもも広域の中でも議論を重ねております。これは、例えば上富良野町なら上富良野町だけの単独で対応しても効果が少ない。このことにつきましては、富良野圏域の広域5市町村で、ひとつ統一した基本をつくり上げて、環境保全のための、地球温暖化対策のための対応を図っていくのではないかとということで今協議をしておりますけれども、なかなか前へ進まない状況にありますけれども、そういう課題として、我々は圏域の中でも協議を重ねております。そういう状況の中で、町の中に組織が事務分掌の中で含まれていないという御指摘につきましては十分反省をして、早急にこの部署でそれらの事務処理ができるように対応していきたいと。ただ、環境班でありますから、一々細かいことはないとしても、当然にしてこの種の問題も担当してもらうということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、次の第5次総計の中にこういった部分も含めていくようにという御意見でありました。これらにつきましてはそういった意見を十分お聞きしながら、第5次の総合計画の中でどのようなものを取り入れ、どのようなものを対応していくかということも十分考えつつ今後の課題として検討していきたいと思っておりますが、この種の課題というのは、議員御質問、御意見にありますように、地域としての重要な課題というふうに認識をいたしておりますので、そういった環境整備、今までは景観を保全するというのみの環境でありましたけれども、これからはそういったことでなくて、地球温暖化対策に通じる環境保全ということも含めた中で十分検討していかなければならない、総合計画の中にも位置づけるように努めていきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

#### 散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） あす18日は、本定例

会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻  
までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

午後 4時12分 散会



上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成19年12月17日

上富良野町議会議長           西    村    昭    教

署名議員                   金    子    益    三

署名議員                   岩    崎    治    男

平成19年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成19年12月18日（火曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
第 2 議案第 1号 平成19年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）  
第 3 議案第 2号 平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
第 4 議案第 3号 平成19年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
第 5 議案第 4号 平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第 6 議案第 5号 平成19年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算（第2号）  
第 7 議案第 6号 平成19年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）  
第 8 認定第 1号 平成19年度第6回臨時会付託  
議案第1号 平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件  
第 9 認定第 2号 平成19年度第6回臨時会付託  
議案第2号 平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件  
第10 議案第 7号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
第11 議案第 8号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例  
第12 議案第14号 上富良野町地域福祉基金条例の一部を改正する条例  
第13 議案第 9号 北24号排水路支線整備工事（H19国債）請負契約締結の件  
第14 議案第10号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H19国債）請負契約締結の件  
第15 議案第11号 北24号排水路支線整備工事（H18国債）請負契約変更の件  
第16 議案第12号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H18国債）請負契約変更の件  
第17 議案第13号 日の出橋架替工事請負契約変更の件  
第18 発議案第1号 BSEの全頭検査の実施に関する意見の件  
第19 発議案第2号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見の件  
第20 発議案第3号 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見の件  
第21 発議案第4号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見の件  
第22 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（14名）

1番	向山富夫君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	金子益三君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	副町長	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
会計管理者	佐藤憲治君	総務課長	北川雅一君
産業振興課長	伊藤芳昭君	保健福祉課長	岡崎光良君
農業委員会事務局長	尾崎茂雄君	建設水道課長	早川俊博君
町民生活課長	前田満君	ラベンダー・ハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長	大場富蔵君		
町立病院事務長			

議会事務局出席職員

局  
主

長 中 田 繁 利 君  
事 廣 瀬 美 佐 子 君

主

査 大 谷 隆 樹 君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### 開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、14名であります。

これより、平成19年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、閉会中の継続調査として別紙配付のとおり調査事項の申し出がありました。

以上です。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 中 村 有 秀 君

10番 和 田 昭 彦 君

を指名いたします。

### 日程第2 議案第1号

議長(西村昭教君) 日程第2 議案第1号平成19年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(北川雅一君) ただいま上程いただきました議案第1号平成19年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)の提案要旨につきまして、最初に御説明申し上げます。

1点目は、特定防衛施設周辺調整交付金事業であります。12月7日付で2次配分を受けまして、最終の交付額1億166万8,000円の確定によ

り、事業精査を行い、所要額を歳入歳出予算に計上しております。

2点目は、債務負担行為補正につきまして、農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の認定農業者への助成策として、町の助成要領に基づきまして、農業経営基盤強化資金の利子の一部を助成しようとするものです。

なお、期間は、平成19年度から39年度までの21年間で、限度額591万6,000円の債務負担行為を設定し、所要額を歳入歳出予算に計上しております。

3点目は、防衛省障害防止事業の演習場進入路舗装補修事業及び北24号道路舗装補修事業につきまして、北海道防衛局との調整によりまして、2事業あわせて実施することで、事業費が減額できることで実施可能となりました。このことから、現在、北24号道路舗装補修事業の実設計中で、2月完了の予定でございます。その後、事業交付申請の手続等によることから、時期的に年度中に完了が難しいことから、2事業につきまして繰越明許費を設定するものです。

4点目は、冬期生活支援事業につきまして、原油価格高騰を背景とする燃料単価上昇に伴い、高齢者、障害者等のうち低所得の状況にある方へ、経済的負担の軽減を図る助成策を講じるため、地域福祉基金の取り崩しを前提に、所要額を歳入歳出予算に計上しております。

5点目は、今般の原油価格高騰による各施設や車両等の燃料費の不足する予算の大幅な増額と各事務事業の執行に伴い、増額あるいは不用額を減額するなどの予算調整を行うとともに、町内の方から9件、44万7,000円の御寄附をいただきましたことから、それぞれの趣旨に沿いまして予算の計上を行っております。

以上、申し上げましたことを主な要素といたしまして、財政調整を行った上で、今後の財政需要に備えるため、予備費に一定の額を計上することで補正予算を調整いたしましたところでございます。

それでは、以下、予算議案につきましては、議決対象項目の部分につき説明してまいります。

議案第1号平成19年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)。

平成19年度上富良野町の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,788万7,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ64億6,798万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(繰越明許費の補正)。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

(債務負担行為の補正)。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

1ページに移ります。

第1表、歳入歳出予算補正。

この第1表では、歳入歳出について、款の名称ごとに補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

7款国有提供施設等所在市町村助成交付金168万6,000円の増、12款分担金及び負担金144万円の増、13款使用料及び手数料9万円の増、14款国庫支出金3,198万9,000円の増、15款道支出金2,309万3,000円の減、16款財産収入2万8,000円の増、17款寄附金44万7,000円の増、18款繰入金431万円の増、20款諸収入98万6,000円の増。

歳入合計が1,788万7,000円となります。

2ページに移ります。

2、歳出。

1款議会費11万2,000円の増、2款総務費270万円の増、3款民生費2,060万8,000円の増、4款衛生費832万8,000円の増、6款農林業費885万円の減、7款商工費35万9,000円の減、8款土木費1,127万5,000円の増、9款消防費2万7,000円の減、10款教育費15万8,000円の増、13款給与費1,049万円の増、14款予備費2,654万8,000円の減。

歳出合計が1,788万7,000円となります。

3ページに移ります。

次に、3ページの第2表、繰越明許費の補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、障害防止事業の演習場進入路舗装補修事業及び北24号道路舗装補修事業の2事業につきまして、時期的に年度中に完了が難しいことから設定するものであります。

次に、第3表、債務負担行為の補正につきまして申し上げます。

債務負担行為につきましても、冒頭申し上げましたように、農業経営基盤強化資金利子補給につきまして、起債期限として債務負担行為を設定し、事業

を推進しようとするものです。

以上で、議決対象項目の説明といたします。

なお、4ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書部分でありますので、御高覧いただいていることで、説明につきましては省略させていただきます。

これもちまして、議案第1号平成19年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2番村上和子君。

2番(村上和子君) ちょっと確認させていただきたいのですが、27ページの合併浄化槽の整備でございますけれども、5人槽とか7人槽、10人槽、合併槽がこの事業が確定しまして58万円減になったわけでございますけれども、これで単独の浄化槽というのはもうなくなったのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 2番村上議員の御質問にお答えします。

この合併浄化槽につきましては、平成15年から実施してございまして、本年度につきましては5人槽で7基、7人槽で10基、10人槽で1基、合計18基計画したところでございます。

これにつきましては、第4次総合計画におきまして実施するような形で進めてございまして、今後もまた進めるような形で計画をしております。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 2番村上和子君。

2番(村上和子君) それでは、まだ残っているということで何基ぐらい、単独槽がまだ大分あるということでしょうか。もう一度済みません。

議長(西村昭教君) 町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 2番村上議員の御質問でございます。

単独槽につきましては、数は把握してございせんけれども、かなりな数が残っているということで、これから単独槽も合併浄化槽という形の中で実施してまいります。

議長(西村昭教君) 他にございせんか。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 16ページ、17ページという形で、今回、燃料費等の補正がされました。それで、今後の燃料の価格等が比較的上昇してきてい

るという状況にありまして、来年の年度末まで耐えられるような補正予算になっているのか、この点、見込みとして、単価もどういう基準になっているのか、それと、総使用料、最終的に今回補正した部分でいえば、どのくらいの量がこれで購入されようとしているのか、この点まずお伺いしたいというふうに思います。

次に、20ページの高齢者等の冬の生活支援事業の問題についてお伺いいたします。

今、各地でこの道の補助金を使った高齢者等の、あるいは生活困窮者等の補助制度、灯油の支給制度が行われております。上富良野町の場合は商品券でこれを支給するという形になっておりますが、他のところでは灯油券を渡すだとか、証書を渡すだとか、いろいろな方法がありますが、商品券になりますと本来の灯油の購入目的以外の消費に回ってしまう部分もあるのかなというふうに考えます。生活補助という立場からすれば、これも一つの方法の手段かもしれませんが、そういった懸念がちょっとあるものですから、本来の灯油にかかわった購入をなるべくされるような方向は考えておられるのか、事前に渡すときに、この点。

さらにお伺いしたいのは、これが始まりますと、それぞれの家庭に通知が行くのかというふうに思います。しかし、この家庭の中で、どういうふうに申請をしたらよいのかわからないという方も中におられるのではないかと考えられますので、この点は最後まで丁寧に、漏れなくやはり行き渡るような、申請が来なければ丁寧に行き渡るような指導だとか、電話だとか、そういうものもやる必要があるのではないかと。せっかくこういう制度をするわけですから、一人一人がこういった該当になれば恩恵に授かれるような、そういう方向での指導啓発というのも必要だと思しますので、その点はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

それと、生活保護受給者等は省かれているということは、恐らく生活保護受給者等に至っては、燃料加算という形の中で加算されているから、ここから除外されているのかなというふうに考えますが、そのとおりでよしいのかどうか、お伺いいたします。

また、町税の滞納者に対する行政サービスの制限条例の適用になる方も中におられるのかなというふうに考えますが、ここの判断は非常に難しいかと思えます。その実態がどうなのかということも含めて、きちりと実態に即して、機械的に当てはめるのではなくて、こういう制度に乗った方については、すべて漏れなく対象とされるのかどうか、この点についてもお伺いしておきたいというふうに

思います。

同じページの敬老祝い金の問題でお伺いいたします。

今回、16万円の減額になっておりますが、この中で大体何名ぐらいの方が当初の予想よりは少なくなったのか、この減額要素等についてお伺いいたします。

次に、34ページの日の出橋の架換の件についてお伺いいたします。

今回、マイナスという形で2,900万円減額要素になっておりますが、工事内容が変更になったという形の説明があったかというふうに思いますが、もう一度詳しくお聞きしたいのは、どういう形の中で当初の設計内容と大幅に変わったのか、この点をお伺いしておきたいというふうに考えます。

次にお伺いしたいのは、44ページ、45ページにわたって学校管理費の問題についてお伺いいたします。

今回の特別教室等の改修が行われております。この中で、上富良野中学校も今後急を要する改修があるかというふうに思います。見ましたら、壁にしても床にしても、やはり相当古くなってきておりますが、今後、当面早急にしなければならないという緊急のそういうものがあるのかどうか、改修しなければならないというものがあるのかどうか、この点。

それと、同じページで教育振興費の中にコンピューターの整備という形で、教育教材に使われるということでありましたが、当初見込みよりも560万円ばかりマイナス要因という形になっておりますが、この1台当たりの落札単価、これは当初見込みよりどのように変わったのか、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

それと、公営住宅の修繕、改善の問題でお伺いいたしますが、今回、予算の中に80万円、転居をされた修繕という形でのっております。今まで見てみますと、なかなか予算がつかないという形で、後から入ってくる方については部分的には直されても、細かく言いますけれども、全面的に壁が大分すけて黒ずんでもなかなか直してくれないだとか、そういう細かい話があるのですが、基本的には入居した、そして転居した、出た後、これは速やかに一般の民間の住宅等においては補修、または整備されておりますが、制度的な違いがあったとしても、基本的には転出した後については速やかに直すということが原則であるというふうに思いますが、この点どのような状況になっているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 5番米沢議員の御質問に、灯油関係の値段等についての御説明を申し上げたいと思います。

この予算の折の設定でございますけれども、一応当初予算から12月の補正の段階で、12月の頭現在で予算を組まさせていただきました。今現在、灯油でもう99円というお話になってございますけれども、この段階の中では灯油では88円の設定をされている状況になってます。今後いろいろの部分で省エネ等を図っていきたいというふうに考えておりますけれども、これで3月に向けてかなり出る可能性はあるのかなという判断をさせていただきます。

リッター的には、数字をちょっと持ち合わせてございませぬけれども、施設等の燃料につきましては約1,400万円ほど今回出ておりますし、車両の燃料で120万円ぐらい、総計1,500万円、全体の補正予算ということで計上させていただいている状況でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢議員の冬の生活支援事業につきましての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、上富良野町では、灯油以外にも冬の生活必需品の支援ということで、商品券という対応をすることです。ということで、灯油に限るという制限はございませんが、道の補助の対象のこともありますので、実際に商品券が灯油をどの程度使われたかという把握をしながら、また補助の対象にどれだけ該当するかということもよく調べた上で進めてまいります。

それから、申請手続きにおきましては、広く漏れないようお知らせをするということで、個人通知ではなく広報1月号に登載をいたします。それから、防災無線でも何回か放送をいたしたいというふうに考えてございます。1月末までという期限を考えておりますけれども、その申請の状況を見ながら地域の民生委員とも連携をとった中で、該当者漏れないかどうかということもよく把握しながら進めてまいりたいと考えております。

それから、生活保護受給者の方々にとっては、これは該当にならないということですが、議員お話しのように、生活保護法によりまして、北海道の場合は冬期加算という形で燃料加算がありますので、対象としておりません。

それから、町税等の滞納者に対する制限条例に該当する方々につきましては、これはやはり機械的にだめということではなくて、分納の相談をしていただくという形で支給対象とするようにしてまいりた

いと考えております。

それから、敬老祝い金の減額の関係でございますが、喜寿と米寿が今回減額の対象となりまして、喜寿は112名を予定しておりましたが、110名に支給をいたしまして、2名の減であります。

それから、米寿は34名の方を当初見込んでおりましたが、結果30名ということで、4名の減となっているところでございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 米沢議員の日の出橋の架替工事に伴います減額要素についてでございますけれども、この工事につきましては、コルコニウシベツ川の河川改修に伴います架替工事でございます。この工事費には日の出橋の架替工事と、それに伴います仮橋、それと仮道の関係が含まれておりました。その関係で、今回道との調整の中で、前後の河川改修工事に伴います河川改修の延長部分が、護岸工事も含めて減額となったことで、この2,900万円余りが減額となったところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） まず、上富良野中学校の整備の関係でございますけれども、本年度につきましては、家庭科教室、それから理科室のA、Bということで、特別教室の1階部分の床の張りかえをさせていただいております。

なお、今後の緊急性の中で対応しなければならない事項については、今のところ渡り廊下、特別教室と普通教室等との渡り廊下2本でございます。その両方とも、今、防水機能がちょっと落ちてきているということで、早々に雨漏り防止のための緊急的な要素が必要となってきてございます。

それから、次にコンピューターの関係でございますけれども、上富良野町の教育用コンピューターの整備を行いました。合わせて62台のパソコンを導入してございます。その中で、教師用のノート型、それから生徒用のデスクトップとございます。それぞれ価格についてでございますが、落札額から比較しますと約3分の2程度の単価に下がったということで、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 町営住宅の修繕料の関係でございますけれども、この修繕につきましては退居時の修理ということで、年間約15件程度の計画でもって執行しておりますが、今年度につきましては、さらに4戸程度想定されるということ



で、今回80万円の補正を計上いたしたところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 生活支援事業についてもう一度お伺いいたしますが、個別の案内はしないけれども、広報、あるいは防災無線等で案内すると。同時に、民生児童委員の方が中心になって個別の対象者のところに回るから、行政のほうでは防災無線、あるいは広報で案内するというらえ方でよろしいのかどうか。あくまでも民生委員さんは個別に回らないけれども、聞き取りの範囲の中でどういう対象者がいるのかということ把握されるのか、ちょっとそこら辺がよくわからなかったものですから、もう一度確認したいと思います。もしも案内を出さないということであれば、民生児童委員さんがその対象者のところに回るのかなと普通は思いますが、そこら辺をきっちり行っていただければというふうに思いますが、この点もう一度お伺いしたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢議員のただいまの御質問でございますが、個別案内は考えていないところでございます。防災無線や広報等で広く周知した中で、対象と思われる方、それから既に申請された方という状況をよく把握して、各地域において対象になるとと思われる方が漏れている場合ということであれば、民生委員さんにこの状況を確認していただいた上で手続をするようにという働きかけをするよう、民生委員との連携を深めてまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 恐らくそれではわからないのではないかなというふうに思うのです。自分は大体ここに提示してある高齢者1人当たり、1世帯で93万円の合計収入だとか、2人以上になれば140万円だとかというふうに表示されてありますが、これでわかる人といったらそういないのではないかなというふうには私は思うものですから、やっぱりそうではなくて、個人情報だとかいろいろな形の中で阻害する要因がないとすれば、抵触しないとすれば、やはり親切であればあなたは該当になってますよだとか、そういうことは可能な限りやるべきだと思いますが、今の課長の答弁ですと、そこら辺がどうもはっきりしなくてつかみどころがなく、これが本当に該当しているのかどうかということ、本当にこれを言っているのかどうかかわからないという可能性も出てくるのではないかなというふう

に思いますので、この点ちょっと町長か副町長、どういう判断なのかももう一度確認しておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問に私のほうからお答えしますが、きのうも内容についてはいろいろこちらからも御説明させていただいたところでありますけれども、一応機械的に500名程度ということで押さえてございますし、今、議員がおっしゃられるように、該当と思われる方がその判断がつかない方も多数おられるようなことも想定できますので、できる限り結果として、該当する方々が申請の漏れのないような結果にしたいというふうに考えてございますので、今、議員おっしゃられるような民生児童委員さんの方々のいろいろなお力添えもいただきながら、できるだけ多くの方を、結果として申請できなかったというようなことを努めて解消したいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 他にございませんか。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいまの関連の質問でございますけれども、この社協でやられてる歳末助け合いとの関連、当然重複される方もおられるのかなという点と、その取り扱いをどのようにするかという1点と、もう1点、この支援に当たって、ただいま通知をしないということで、民生児童委員さんの協力を得て漏れのないようにということのお話でありましたけれども、その商品券を交付する方法で、どのような形で交付するのか、この2点お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 3番岩田議員の御質問にお答え申し上げます。

社会福祉協議会がただいま取りまとめしております歳末助け合い運動との関係でございますが、歳末助け合い運動の配分につきましては、社会福祉協議会実行体制の中で独自の所得基準を設けてございます。その額というのは、例えば1人世帯ですと80万円以内、2人世帯は120万円という基準を設けて運動をしているということでございます。

この歳末助け合いは、年末を迎えて生活の必需品、これも生活のために充てるということでありますけれども、この対象者は約50名前後というふうに例年聞いておりますけれども、この方々との関連というのは、場合によっては重複といたしますが、私どもは1月に交付を考えておりますけれども、歳末助け合いとは別な観点から、本人の申請によって、私どもが考えております収入以下の方々であれば対

象とするというふうに考えております。

それから、商品券の交付の方法でありますけれども、現在、事務局内部でその方法について入念に詰めているところでありますが、考え方といたしましては、対象となる所得収入額の調査、それから町税等の滞納の状況等も調べるということになります。ということで、多少時間がかかってもお待ちいただいて、お渡しできると判断される場合においては、その日にお渡しをできるだけしたいという考え方がありますが、それ以外に込み合ってきたとか、収入状況の把握等に時間を要するという場合においては、了解のもとに改めてお越しいただく方法をとることになるというふうに現在のところ考えております。

以上であります。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 歳末助け合いの部分と別なのだとということで、当然重複される方にも支給されるのかなというふうに認識しております。それはそれでいいのですけれども、ただ、この商品券の交付のあり方について、まだ十分に精査されていないということでもありますけれども、町広報及び防災等々で、こういう厳しい町財政の中で町民に対してこういう心温まる事業をするのだよということでの通達は、大変意味のあることではないかなと思います。

それで、その交付のほう、商品券を従来町でやられているのは、ほとんどが通知を出して期日までに取りに来てくださいと、こういったことが多い中で、やはりこういった心を伝えるという点でも、民生児童委員さんの協力も得ながら、職員が届けるといことができないのかなというふうに私は考えますけれども、この点についてももう一度お答えをいただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 保健福祉課課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 岩田議員のただいまの御質問でございます。

交付のあり方について、速やかにという方法がとれないのかということですが、私どもとしましてはできる限りということで、保健福祉課を挙げて即日交付できるような体制を何とかとりたいという前提で考えております。

ただ、申し上げましたように、少し時間を要するという場合も想定されるかなということで、極力即日のお渡しというものを念頭に置きながら進めてまいりたいと思っております。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま私が質問したのは、窓口に取りに行かないといただけないのか、それとも町職員及び関係機関のボランティアの方々も

含めてお手元に届けることができないのかということをお聞きしたので、その点もう一度お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） まことに申しわけございません。

この手続の方法といたしましては、あくまでも申請をしていただくという前提でございまして、どうしても本人が来られない場合は代理という申請の手続もしていただくこととなります。そういったことで、先ほど申し上げたのは、申請手続に来られた折に、明らかに対象者と決定された場合においては、お渡しをしたいということでもあります。

それから、高齢の方々とか障害の方々で、本人が来られないという場合におきましては代理の申請手続を行って、またその場でお渡しできない場合においても、議員がおっしゃられたような方法でお届けをするような場合も検討してまいります。

議長（西村昭教君） 1番向山富夫君。

1番（向山富夫君） 27ページにございますクリーンセンターの管理費について、若干公共施設の広域利用という観点も含めて御質問させていただきたいと思いますが、折しも非常に石油製品の価格が高騰している中、燃料費で補正をされるということはすごく納得するわけでございますが、最近この燃料費が大幅に補正を要するような経過に至った中に、受入量の推移が安定して、特に変わりのない中でこういう増額が必要になったのか、あるいは受入量も変化をしてくれているのか、その点をまずお尋ねしたいのと、さらに、クリーンセンターについて申し上げますれば、現在、他町村から燃やすごみの受け入れしているというふうに私も理解しておりますが、その受け入れしている状況、さらに拡大して受け入れを要請されているような状況にあるのかどうか、まず最初にそれを伺っておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 1番向山議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、クリーンセンターの燃料で今回補正させていただきました。内容としましては、燃料の高騰もありまして、それから、今年度から一般ごみといたしますが、プラスチックのごみが一部焼却いたしました、それに伴いましての燃料が多く要するというこの原因も一つでございます。

また、他町村からのごみにつきましては、現在、衛生用品、それから粗大ごみにつきまして受け入れしているところでございまして、今後につきましては、南富良野町から一般ごみを焼却させていただきたいということの申請がございまして、広域の中で

処理するということで、地域の方の同意も得まして、御返事させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 1番向山富夫君。

1番（向山富夫君） プラスチックごみが新たに焼却の対象になっているということで、それに伴ってということで、それと他町村からも受け入れをされていると。さらに、南富良野からも一般ごみの処理をお願いされているということで、非常に公共施設の広域利用ということは、まさにこれからどんどん推進をしていかなければならないようなテーマだと思っております。

過日の総務産建委員会で、明年度に向けてこの圏域の公共施設の広域利用をさらに推進したいというようなことで検討しているという御説明もいただきました。この公共施設の広域利用というのは、非常に大きなテーマになってくると思いますが、実は、御案内のように、本日新聞の報道によりますと、折しも、今、富良野圏域の事務組合の広域化が行われようという準備がされております。私もこの広域連合につきましても、当然その意味も理解しておりますし、評価もしているところでございますが、こういうふうに、クリーンセンターについていえば南富良野からお話があったというようなことで、実際具体的に動いてきているわけですが、消防本部も上富良野へというふうに、そういう中で、この広域連合の最終的な目標を何に定めているのかということは何度か町長にお尋ねしておりまして、その都度町長は、これによって行政コストを削減して、行政のスリム化を図るのだというようなことでお答えいただいておりますが、しかし、片や富良野の市長さんが、合併を前提にして広域連合に取り組んでいるのだと。これはそのように思われるわけですから、それについてはコメントする何物もございませんが、しかし、一般論として、私は同じ協議をしているメンバーの中の1人が、例えば、企業でいえば、片や合併をしようとする前提で心の中で描いていると、片や業務提携しか考えてないと、お互いに株主がいるわけですし、自治体でいえば市民がいるわけですが、やはりその人たちの意向を無視した決定は取締役といえども私はできないと思うのですよね。

それで、こういうように、片や合併の前提だというのをはっきり記事にされてますし、私どもは町長に常に自主自立でということで申し上げておりますし、町長も全くそのように考えてくれておりますので、そういうお互いに同床異夢と申しましょうか、同じところに寝てても違う夢を見て寝ているような

ことでは、私はこれどこかでねじれが出てくるのではないかと。町長はよく、先方の思うことは思うことで、これは別だというふうに再々おっしゃっておりますけれども、私はそういうことにはならないのではないかなど。いつかこのねじれというか、ひずみがどこかで出てくるような気がいたしますけれども、クリーンセンターからこちらのほうまで話が行きまして、広域ということで御容赦いただきたいのですが、町長からお答えいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） まず、広域連合の関連で出てまいりましたので、この件のみ私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員から御懸念いただいておりますように、このことは私どももさきの議会でも同じような答弁をしておりましたので、その後、開催されました広域準備委員会、5市町村長で構成しております委員会の中で、一番先の協議事項として、議題にはのせておりませんでしたけれども、それぞれの議会でそれぞれの首長が答弁するものに相違があってはいけないと。それともう一つは、記者発表をするときに記者にいろいろな意見を述べる、それらがあたかも自治体の意見のように取り上げられるということで、それぞれ懸念を持たせるような記者発言は慎もうではないかということで協議いたしております。そして、私どもは、委員会の中で、この広域連合は合併を前提としたものではないということを完全に確認し合っているところであります。

しかし、私も今回、市議会におきまして、ある議員からこのことに対する質問があるということでありましたので、関心を持って見ておりました。そうしたら、前回の定例会市議会で答弁したのと同じような答弁がなされているということではありますが、それも私としては個人的な見解でありますけれども、今さら変更することができ得ない状況もあるのかなという認識はしておりますが、私どもはこの委員会の中で合併を前提としているものでないということを協議し合っておりますので、私自身も、今、議員がおっしゃるように、そういう前提で広域連合を進めているということでもありますので、ひとつ御理解をいただきたいと。そういう考え方は私としても持ってないし、他の町村長もそれは持ってないということで、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 1番向山富夫君。

1番（向山富夫君） 町長のお答えになっている意味も気持ちも十分察することができます。しかし、私、こういうふうに報道をされますと、町長を初め理事者の皆さん、あるいは議会の我々は、これは直接対話してますから、そうは言うけれども腹の中は

違うのだということで、何とか気持ちをおさめることはできますけれども、多くの市民、町民は、やはり新聞での報道を見ますと、これは富良野の市長の気持ちを率直に吐露しているというふうに受けとめるのが一般的ではないかなと思うのですよ。

上富良野町民も同じように記事を見るわけですから、私は少なからずも関心を持っておられる町民の方は、やはり将来合併ということが内々どこかで話し合われているのかなというふうに心配するほうが、むしろ自然ではないかなというふうには思います。

それで、本当に町長が今おっしゃっておられるような広域連合が目的だと、それがもう目的なのだよということ。しかし、新聞報道しか私は知り得ませんけれども、富良野市長は、広域連合は合併に向けての手段だというふうに、私はそういう意味なのかなというふうに理解しております。ですから、構成市町村の中で気持ちにねじれがあると私は心配するのですけれども、そういう心配を持つ必要がないとすれば、今協議をされている構成市町村の中で、今後こういうような報道が間違っても出ないような、お互いに疑心暗鬼になってしまいますので、そういうことは再度確認した上でしっかりとした広域連合に向けて協議を進めるべきだと思いますが、もう一度その点を確認させてください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

このことについては、私ども委員会は何度も協議し、そうだよということで方向を定めております。こういう本会議の中で申し上げるということはあれですけれども、議員も御承知のとおり、富良野市全体は基本的に合併をしたいという意志が強いということは、町民の皆さん方もこれは当然理解して承知していることだろうと思います。しかし、私ども4町村は、今、合併という段階でないと、それぞれに自主自立の道を歩むのだということを前提とした中で協議を進めながら、さきに何度も申し上げておりますように、広域行政の推進を図って、多くの効率化を図りながら自主自立の道を歩んでいく手段を広域連合に求めていくということであって、決してこれとこれとの事務事業をまとめたから全部一つにする、合併するのだということではないということを前提としております。

これにつきましては、我々は何度も協議をし、互いに理解をし合っているわけでありますが、それぞれの自治体の状況等々を踏まえた中でいろいろな対応かなというふうに思っておりますけれども、ただ、それらにつきましては、また今度の委員会があ

れば、冒頭必ずこの問題が常に出てまいります。こういう報道が出ると、常に私どものほうからこのような話が出てきます。議題になります。しかし、そういう前提だよということで、合併を前提としていることではないよと、広域連合は、それぞれの自治体が自主自立をしていくための一つの手段として広域行政の推進を図っているのだということを前提としながら協議を進めているということで御理解をいただきたいと。住民の皆さん方にも、私どもは常にそのことを前提としながら説明責任を果たしていかなければならないと。今、議員の御心配のように、そういうような形で飲み込まれてしまうのではないかという懸念を持つ住民に対しては、そうではないのだと、上富良野町は自立を歩む道を進んでいるのだということを十分理解していただけるような説明責任を常に果たしていきたいというふうに思っております。

議長（西村昭教君） 他にございませんか。

7番金子益三君。

7番（金子益三君） 済みません、ちょっと関連でできなかったので、戻って申しわけないのですけれども、20、21ページの高齢者冬の生活支援の話です。

今回の支給が上富良野町の商品券を使うということで、これは町内でお金が流通して非常にいいことだと思うのですけれども、私の記憶で、ちょっと前になるのですけれども、商工会の補助事業の中で商品券を年末に発行したときに、それを持ってガソリン等々、灯油を入れたときに、あれは2%ほど手数料がかかるのですけれども、それが価格に上乗せになっていたという事実があったのですけれども、今回そういったことが起こるのか、また、そういったことがないように何かしらの監視方法があるのかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（尾岡崎光良君） 7番金子議員のただいまの御質問でございます。

商工会の商品券で灯油を購入した場合ということですが、この価格上乗せについての検討というのは、一度商工会事務局長と打ち合わせをしておりますけれども、そのことについては知らされておりませんので、今後、その取り扱いについて、商品券を交付される方にとって不利とならないような方法で協議をしてみたいというふうに考えます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今の関連でございますけれども、499名のリストは数だけのあれなのか、先

ほど機械的に算出したということの答弁があったのですけれども、これは住所、氏名、それから所得ということでのリストができていますのかどうかというのが1点。

それからもう一つ、先ほど課長の答弁で、灯油以外はどうかというようなことでしたが、私もきのう言ったのですけれども、道の取扱要綱の中では、高齢者や障害者等で低所得の状況にある方々に、燃料費を初めとする冬期間の増嵩系費用に対する支援ということになっているので、それで、きょうの答弁ではまた同じような形で、灯油が主体で灯油以外についてはということの、現実にもきをたいている人もいるだろうし、それからせっかくいただいたのだから、何か自分たちの生活物資という人も当然いらっしゃると思うので、そういう形でうちの取り扱いが拡大しているということでは大変いいなという気がするので、その点、きのうの答弁ときょうとでそういうふうにもまだあるのであれば、道との確認等はどのようなのですかということで、まず2点についてお伺いをいたします。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 9番中村議員の御質問にお答え申し上げます。

499名と対象者を絞ったわけではありますが、これらの方々についてのリストということにつきましては、私どもの内部の調査の段階で、高齢者につきましては65歳以上ということであります。この方々の町民税の課税の状況につきましては、私どもの範囲で介護保険の保険料を決定する場合における資料として手元にある、内部で点検をできる状況にありますので、この介護保険の受給者の方々の中から、まず単身世帯、それから二人世帯と思われる方のリストアップをしました。それから、その中においては、真に一人世帯かどうかということまでは確認ができない状況にありますので、さらに高齢者の実態調査におきまして、ひとり暮らしであるかどうかという方との照合をいたしたところで、老人の方々についても絞り込みをしているわけでありませぬ。

それから、母子世帯等につきましては、内部資料、これも児童扶養手当の受給者、それから一人世帯の医療制度というのがありますので、その方々との照合等でリストアップはできます。ただ、所得の内容については、詳細なデータはありません。

それから、障害者につきましても、身体障害者の1級から3級の該当者はリストアップできますが、その方々の中で、作業といたしまして高齢者世帯、二人世帯との重複等の削除、それから療育手帳というのがあります。これらについても世帯的に課税で

あるかどうかというところの作業をいたしまして、消去法で絞り込みを、町民税の課税世帯を落とす形での絞り込みということでもあります。

それから、そういう作業をした中で、最終的に499という数字を押さえたということでございますが、収入の状況におきまして、課税対象外の年金と遺族年金、障害年金等につきましては資料というのではないということでもありますので、これらは申請の折に聞き取りをするということでございます。非課税世帯であっても、そういった所得制限を上回る遺族年金等の受給者というのも相当おられるというふうに判断をしているところでございます。

それから、道の補助要綱でございますが、1月末までの締め切り、第3次の募集というのは、情報としては12月の初めに要綱が届くというふうに聞いていたところでありますが、きのう現在もまだ届いておりませぬ。これは道のほうの策として追加募集をするということではありますが、これは灯油に限るという要綱になるというふうに聞いてございます。

ということで、第1次、第2次までの要綱は冬の生活支援ということで、灯油に加えましてストーブ等の支度等に、冬の必需品、そういった範囲の対象となるということでございますが、第3次追加分、1月末までの追加募集の補助要綱というのは、今のところ道から来てないということございまして、その詳細は今のところ不明でございまして、道の補助金というのは、灯油に絞られるというのは、ほぼ確実なようでございます。

ということで、商品券を使われる場合において、燃料等に灯油に充てられるというものは、使われた場合においては業者さんから上がってきますので、それらの額を合算して補助要綱に照らして、該当になる分についての申請の手続をするようにというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 道の要綱が、第1次、第2次までは、灯油そのほかの増嵩により、その他の物品等の購入もいけれども、第3次については20年の1月30日の締め切りについては、あくまで灯油限定だということの情報ということですが、そういうことで確認してよろしいのですか。

それから、次に、499名のリストの関係なのですが、同僚議員が質問しているように、僕は499名あったら、住所、氏名等、それから所得等も含めたリストができていて、それによってチェックができるのかというような感じはしていたけれども、まだその段階には進んでないという印象を受けたのです。

それで、できれば私はそういうリストをつくって、そして申請をしてきた段階で、申請で来られない方についてはどうなのかということは、民生委員等も含めて職員で担当して確認作業をする。せっかく町として取り組んだ事業であれば、何とか対象者は全員交付できるような体制をとっていただきたいということで、もしこれから事務作業をするのであれば、まずそのリストをつくって点検をするというようにして、そしていつまでの申し込み、それからそれ以降の申し込みがない方については、所得のぎりぎりでのどの辺かということがわからない人だとか、わざわざ行けないだとか、いろいろな人たちがいらっしやと思いますので、そういう来られない方の配慮を、申請に来られない方については、そういう先ほど同僚議員も言ったような形で、やっぱり民生委員、職員側を動員してリストの全員に当たれるような体制をぜひとっていただいて、これだけ灯油等や生活物資が上がる中で、幾ばくかの町のそういう生活支援が行き届くような形をやってほしいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 9番中村議員のただいまの御質問でございます。

議員の御意見のように、私どもの作業といたしましても、499名のリストはあるわけですが、今後の作業として、私どもの調べられる可能な範囲で、明らかに対象となるものの押さえをしっかりと、それらに対しての手續の誘導の仕方というのもの、民生委員の協力も得ながら取り進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） 関連でちょっとお聞きしたいのですが、先ほど道の募集としては灯油限定という話がありました。今、商品券というのは、地域通貨のように流通をしているのです。だから、灯油を買っても、その灯油屋さんがそれでまたコンビニに行ってコーラを買ったりとか、そういうこともあり得るのですよ。だから、その辺を危惧しているのですけれども、政府の特別交付税の大臣の発言でも、灯油購入助成を自治体が行った場合に必ずこういう文言が必ず入っていて、灯油に限定されているようなことがよくあるのですよね。

だから、この表記の高齢者等に対する、これも灯油等とかという文言を入れておいたほうが、町としては灯油を買うために商品券を出しているのですよと。使う方は自由ですよというあれもあるし、先ほど言ったような商品券が地域通貨として流通してい

る場合に、道に申請するときに灯油がどのくらい買われたとかって、その辺がちょっと損をすると言ったらおかしいですけども、もらえるものがもらえなくなるような状況も起きると思うのですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 13番長谷川議員のただいまの御質問でございますが、商品券の取り扱いの中で、灯油を購入したという押さえを我々としてはしてまいりたいというふうに考えているわけですが、灯油業者さんがさらに流通していくような状況というのは、これは商工会との打ち合わせの中でもそこまでは話にはなかったわけでございます。商工会としても、灯油を幾ら使ったかというのはある程度押さえられるという感触だったものですから、そういうふうに考えておりましたけれども、なお詳細に使われた分の数、金額というものを各業者さんの協力を得ながら、使った分は実際のどのくらいあったのかということをとらえられるような形で進めてまいりたいと思います。

議長（西村昭教君） よろしいですか。再質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第3 議案第2号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第2号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入にしましては、一般会計繰入金のうち、基盤安定負担、財政安定化支援につきまして額が確定したことから、所要の補正をするものであります。

歳出にしましては、他保険への異動等での資格喪失による還付のため、所要の補正をするものであります。

以下、議案を朗読しながら説明いたします。

議案第2号平成19年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成19年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,813万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

7款繰入金、補正額553万7,000円。

歳入補正合計としまして、553万7,000円となります。

2、歳出。

9款諸支出金、補正額50万円、10款予備費503万7,000円。

歳出補正合計としまして、553万7,000円となります。

以上、議決項目につきまして説明申し上げます。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時34分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4 議案第3号

議長（西村昭教君） 日程第4 議案第3号平成19年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第3号平成19年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を申し上げます。

1点目といたしまして、事務局職員の異動に伴いまして、職員給与費に不足が生じますことから、不足額の45万3,000円を一般会計より繰り入れをいたします。

次に、2点目として、今年度の上半期の給付を終えた時点でありましたが、介護サービスの中の高額介護サービス対象者の増加によりまして、給付額180万円を計上いたします。

3点目といたしまして、今年度前半の給付を終え、今後の給付を見きわめた中で、本会計の安定した経営を目指し、今後の財政需要に備えるため、430万円を予備費に充てるものであります。

以上が、補正の主な内容でございます。

以下、議案朗読をもちまして説明といたします。

議案第3号平成19年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成19年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,579万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きいただきます。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款介護保険料、補正額32万4,000円、3款国庫支出金266万9,000円、4款道支出金132万5,000円、5款支払基金交付金55万8,000円、7款繰入金168万9,000円。

歳入補正合計、656万5,000円でありませぬ。

2、歳出。

1款総務費45万3,000円、2款保険給付費180万円、3款地域支援事業5,000円、7款

諸支出金7,000円、8款予備費430万円。

歳出合計、656万5,000円であります。

2ページから15ページまでの歳入歳出予算補正事項別明細書及び16ページから18ページまでの給与明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第4号

議長（西村昭教君） 日程第5 議案第4号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第4号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入に関しましては、受益者負担金の一括納入額の増及び下水道使用料、滞納繰越金分の収納増によるものでございます。

歳出は、会計間の人事異動に伴います給与費及び浄化センター等の修理箇所を増によります施設管理費の増額等が補正の主なものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第4号平成19年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成19年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,242万8,000円と

する。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金15万円、2款使用料及び手数料17万3,000円、6款町債10万円。

歳入合計、42万3,000円でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費42万3,000円。

歳出合計、同じく42万3,000円でございます。

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正につきましては、起債の目的、公共下水道事業は事業費確定に伴い、一般分は限度額を280万円を300万円に、同じく特別措置分、2,200万円を2,190万円に変更するものでございます。

以上、議決項目について御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第5号

議長（西村昭教君） 日程第6 議案第5号平成19年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいま上程いただきました議案第5号平成19年度ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）につい



て、提案の要旨を御説明申し上げます。

1 点目としまして、歳入でございますが、一般寄附 5 0 万円をいただきましたことから、歳入の補正をお願いするものでございます。寄附につきましては、町の街頭放送協会の解散に伴って寄附をいただいたものでございます。

2 点目としまして、歳出でございますが、燃料費高騰によります燃料費の増額をお願いするものでございます。

3 点目としまして、臨時介護士に係る賃金の増額をお願いするものでございます。増額の理由としましては、臨時介護士の賃金変更並びに休職期間変更に伴う増、職員の育児休業並び病気休暇などの代替職員の賃金の増でございます。

4 点目としまして、備品購入費でございますが、寄附の目的に沿った備品購入をしようとするものでございます。

なお、財源につきましては、各事業精査を行い、不足額について予備費から充当するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第 5 号平成 1 9 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 1 9 年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8 , 3 9 6 万 4 , 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

次のページをおめくりください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

款の名称並びに補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

3 款寄附金 5 0 万円、4 款繰入金 4 0 万円の減。

歳入合計 1 0 万円。

2、歳出。

1 款総務費 1 6 0 万円、2 款サービス事業費 3 0 3 万 6 , 0 0 0 円、3 款施設整備費 3 4 万円の減、5 款公債費 1 2 万 1 , 0 0 0 円の減、6 款予備費 4 0 7 万 5 , 0 0 0 円の減。

歳出合計 1 0 万円となったものでございます。

以上で、議決項目について説明をさせていただきました。

御審議賜りまして議決いただきますよう、よろし

くお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5 番米沢義英君。

5 番（米沢義英君） 何点かお伺いいたします。

6 ページ、7 ページにわたってなのですが、今回、賃金の増額補助、補正という形になっておりますが、病院の場合でしたら看護師が 5 年以上で時給 9 2 0 円という形になっているかと思えます。ヘルパーについては 8 6 0 円という形で、これ以外については 8 3 0 円という形でそれぞれランク付けされておりますが、こちら辺は大体統一されているのかどうか、それぞれの施設によって賃金体系が若干変わっているのかどうか、この点お伺いしておきたいというふうに思っております。

あわせて、今、ショートステイの利用状況はどのようなになっているのかということ、今回の賃金の補正部分というのは対象が大体何名になっているのか、この点をお伺いいたします。

議長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいまの米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1 点目の町立病院とラベンダーハイツの臨時介護士の賃金の関係でございますけれども、ハイツにおきましては 7 月 1 日から賃金の変更をさせていただきます。それで、病院との整合性も含めて病院側とも協議してございまして、病院と同額で支給されているものと考えております。

次に、2 点目の対象人数の件でございますが、対象人数につきましては、賃金改正を行った対象人数が 1 6 名でございます。

次に、3 点目のショートステイの利用状況でございますが、1 日の利用人数が 7 . 6 人でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 5 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

議長（西村昭教君） 日程第7 議案第6号平成19年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） ただいま上程されました議案第6号平成19年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明いたします。

1点目は、常勤医師4名が4月から3名体制となり、医師数の不足を補うため、医大から週1回診療に来ていただく医師3名を新たに派遣していただいたところであります。

このことにより、常勤医師1名分の給料、手当などを減額し、非常勤医師3名分の報酬を増額するものであります。

2点目は、一般病床入院患者数の増などに係る診療材料費の増、給食材料費は流動食を病院で直接購入したほうが安いことから、委託業務から外し予算措置を行うものであります。

3点目は、燃料の単価高騰による増額、派遣医師の送迎に係る車借上料が増額の主なものであり、給食業務委託料などの入札執行残、修繕費、消耗品費などの精査による不要残見込み額を減額しようとするものであります。

4点目は、研究・研修費は主に常勤医師の研修に係る経費ですが、不要残見込み額を減額するものであります。

5点目は、消費税及び地方消費税についてであります。前年度の課税売り上げに応じて12月に中間納付をすることになっており、当初予算ではこの分しか計上しておらず、精算納付の見込み額を今回計上しようとするものであります。

以上が、収益的支出に係る補正の概要であり、費用間の過不足の調整によりまして、補正総額はゼロ円となるところでございます。

次に、資本的収支に関してでございますが、6点目として、医療器械については、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により購入整備をしております。既に一次配分を受けて、電子内視鏡システムと経鼻内視鏡を購入したところであります。

このたび、2次配分を受けまして、セントラルモニターなどを購入するための予算措置を行おうとするものであります。

7点目は、寄附金の計上であります。入院患者様の御家族から2件8万円の御寄附をいただいたことから、所要の予算措置を行うものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第6号平成19年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）。

（総則）。

第1条、平成19年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款の補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第1款病院事業費用、補正予定額ゼロ円。

（資本的収入及び支出）。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入708万円の増。

支出。

第1款資本的支出708万円の増。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額176万円の減でございます。

（棚卸資産購入限度額）

第5条、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額1億722万1,000円を1億1,649万9,000円に改める。

以上が、議決事項でございます。

次の1ページの実施計画、2から3ページの補正説明書、4ページからの給与費明細書につきましては、御高覧をいただいたものとして説明を省略させていただきます。

以上で、説明といたします。

御審議いただきまして御議決いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 認定第 1 号

日程第 9 認定第 2 号

議長（西村昭教君） 日程第 8 認定第 1 号平成 19 年第 6 回臨時会で付託された継続審査の議案第 1 号平成 18 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び日程第 9 認定第 2 号平成 19 年第 6 回臨時会で付託された継続審査の議案第 2 号平成 18 年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長長谷川徳行君。

決算特別委員長（長谷川徳行君） 過日行われました決算特別委員会の審査結果を、報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成 19 年第 6 回臨時会において、閉会中の継続審査に付された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告する。

決算特別委員長長谷川徳行。

記。

付託事件名、議案第 1 号平成 18 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件、議案第 2 号平成 18 年度上富良野町企業会計決算認定の件。

1、審査の経過。

本委員会は、平成 19 年 11 月 15 日、16 日、19 日の 3 日間開会し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに 2 分科会による担当書類審査を行い、全体による質疑応答を行った上、各分科会の審査報告を求め、この報告をもとに委員相互の意見交換と理事者の所信をただし、意見集約をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。特に別記「平成 18 年度上富良野町決算特別委員会審査意見書」について善処されたい。

なお、平成 18 年度の上富良野町決算特別委員会審査意見書の内容につきましては、さきに配付させていただきまして、御高覧いただいたものとして省略させていただきます。

認定を賜りますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、認定第 1 号及び認定第 2 号の報告を終わります。

最初に、認定第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成 18 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、平成 19 年第 6 回臨時会で付託された議案第 1 号平成 18 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成 18 年度上富良野町企業会計決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、平成 19 年第 6 回臨時会で付託された議案第 2 号平成 18 年度上富良野町企業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 10 議案第 7 号

議長（西村昭教君） 日程第 10 議案第 7 号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第 7 号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険税の徴収方法としまして、平成 20 年 4 月より、65 歳から 75 歳未満の方に対し、特別徴収として年金から天引きを導入することに伴いまして、年金保険者と市町村間の通知方法など、特別徴収に関し必要な事項について条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を要約し御説明いたします。

まず、条文の整理としまして、第 3 条第 1 項中から 7 行目の第 10 条の次に次の 7 条を加えるまでにつきましては、特別徴収による徴収の方法を加えるための文言の整理であります。

次に、第 12 条第 1 項の特別徴収につきましては、年齢が 65 歳以上の国保の被保険者である世帯主に対し、一部を除き特別徴収の方法により徴収す

る規定であります。

第12条第2項につきましては、年度の途中、4月2日から8月1日までの間に対象者となった場合は、特別徴収できることの規定であります。

第13条の特別徴収義務者の指定等につきましては、社会保険庁等の年金保険者を特別徴収義務者として指定する規定であります。

第14条特別徴収税額の納入の義務等につきましては、年金保険者が徴収した保険税を納入することの義務を定めたものであります。

第15条の被保険者資格喪失等の場合の通知等につきましては、死亡、他保険に加入などの資格喪失した場合は、特別徴収の義務を負わないこと、また、町に徴収実績などを通知する規定であります。

第16条第1項の既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収につきましては、前年度の10月以降3月末までの税額を仮徴収として徴収することの規定であります。

第16条第2項では、前項の仮徴収額が適当でない特別の事情がある場合、上富良野町が定める税額を徴収することができると定めた規定であります。

第17条の新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収につきましては、平成21年度以降の仮徴収の規定でありまして、第1号は、第12条第2項の対象者と8月2日から10月1日の対象者は、平成21年度の仮徴収を4月から徴収することの規定であります。

第2号は、10月2日から12月1日の対象者は、平成21年度の仮徴収は6月、8月の2回徴収できることの規定であります。

第3号は、12月2日から2月1日の対象者は、平成21年度の仮徴収は、8月の1回徴収することの規定であります。

第18条第1項の普通徴収税額への繰り入れにつきましては、特別徴収対象外となった者への普通徴収として、徴収することの規定であります。

第18条の第2項は、過納または誤納に伴い還付が発生した場合は、他の税の未徴収金がある場合に充当する規定であります。

次は、条文の整理としまして、第10条第1項中から、第8条の次の1条を加えるまでは、従前普通徴収だけであったものが、特別徴収の方法が加わることによる文言の整理であります。

次に、第9条の徴収の方法につきましては、特別徴収ができない場合に普通徴収の方法で徴収することの規定と、さらに、次の第2項から第16項までの附則中、第13条を第21条に改める規定であります。

附則。

1、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、議決以降、事務手続については公布の日から施行できる規定であります。

2の適用区分は、平成19年度分までの国民健康保険税は、従前の例によることの規定であります。

3の適用区分は、平成20年度途中に対象となった人は、平成21年度より適用することの規定であります。

4の経過措置であります。平成20年度の4月から9月までの特別徴収を見込額として仮徴収することの規定であります。

5の経過措置であります。前項の仮徴収できる見込額の算定方法についての規定であります。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何点かお伺いいたします。

今回、制度の改正がありました。それで、この制度がまだ多くの町民の中にも知られてないというのが実態かというふうに思います。この点、周知はどういうふうにされるのか、お伺いしておきたいと思っております。

いろいろな中で事前に周知ということもあるかと思いましたが、この点非常にわかりづらくて、こういう形で来年度から徴収されるのですよということでも聞きましたら、わからないという人が圧倒的に多いのです。それで、この周知という点で、事前の周知の方法があったのではないかなというふうに思いますので、この点はどうだったのか。

それと、年金から天引きされるわけですね。年金から天引きされるということであれば、もう本人の意思を全く顧みないで徴収されます。例えば、現時点における国保の徴収に当たっては、ちょっと納入がおくれますよという話し合いが、ちょっと家計が大変でおくれますよということが、今でしたら直接自治体との間でできますが、これが適用になりますと、自動的に年金から天引きされるわけですから、こういう状況に至った場合、生活が大変で納入が困難だというふうになった場合の対応はできるのかどうか、この点。

それに、この制度はどうして来年からこういう感じで始まるのか、この点がどうも僕自身理解できないものですから、なぜこういう制度でなければ保険税の徴収ができないのか。現行の制度でも十分だと

いうふうに思いますし、まして65歳以上、75歳未満世帯の国民被保険者をなぜ対象にしようという制度になったのか、その経過についてお伺いいたします。

次に、さらにお伺いしたいのは、特別徴収の対象になる方と普通徴収の対象になる、その基準というのはどういうものを物差しにしているのか、お伺いいたします。

上富良野町の出していただいた資料では、現在、介護保険の65歳以上では、その対象者が2,876名いて、普通徴収が266人で、それ以外は特別徴収。国保の場合については、1,287名対象者がおられて、特別徴収の対象になる方は692世帯のうち426世帯という形になっているという話がありますが、この点について、まず不可解でわかりませんので、とりあえず今述べたことについて御答弁願いたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の周知方法でございます。これにつきましては、国の制度といたしまして19年10月31日に公布されまして、期間もなかったことから事前に周知はできませんでした。しかしながら、今後2月の広報によりまして、住民の方に周知していきたいというふうに考えてございます。

また、滞納の関係ですとか、支払えない場合の対応ということでございますけれども、これにつきましては今回の制度によりまして、国における制度ということでございまして、年金から天引きという形で処理をされるものということで認識しております。

次に、目的でございますけれども、今回の条例の改正の目的につきましては、市町村等の事務を軽減することを目的に導入されたということでございます。また、納税者の方の納入忘れ、納税の手間を省く利便性ということもあわせまして改正されたということで、私も認識しているところでございます。

また、基準につきましては、あくまでも65歳から74歳の方につきましては特別徴収するというところでございます。

また、人数につきましては、議員おっしゃられましたとおり、65歳以上75歳未満の被保険者につきましては1,287名でございまして、692世帯でありまして、その中の特別徴収ということで、426世帯の方を対象にしているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 制度の周知については早急であって、周知できなかったということの話ではありますが、しかし、今回の後期高齢者医療制度の問題でも、多くの方が知らないという形で、広報等においてもこういう制度でありますよという形で知らせるといって、不十分ながらも周知することになりました。これだけが周知されないで、決まった後に、決まるかどうかこれから採決のいかんによって変わるわけですが、仮に決まった後に知らされても、この制度そのものに意見を述べられないまま終わってしまうという、この問題があるというふうに思いますが、この点どうでしょうか。

それと二つ目には、納付がちょっと困難になった場合、答弁されなかったのですが、相談できないということでも理解してよろしいのですか。今まででしたら、多少なりとも何日までに納付しますという相談ができたのですが、これが全くできないという形で理解してよろしいのでしょうか。

そうしますと、やはり生活に困る方も中にはおられるというふうに思います。これがいきなりそういった実情も無視されて、年金から天引きになるということになれば、生活に対しても本人に対しても非常に苦痛を与えるものになると思いますが、この点、やはり本人の意思を全く無視したものと云わざるを得ないというふうに思いますが、この点はどうでしょうか。

次に、なぜこういう制度が実施されるのかということでの答弁でありましたが、徴収の利便性だとか、なかなか徴収されないという方がいて、これを速やかに行って徴収をされるということで、どちらが速やかに利便性が図れるのかという点で言えば、親切丁寧でいえば納税者の側に立ってどうなのかということでも本来あるべきだと思います。ここの答弁を見ますと、一方的に徴収するのは当たり前、我々も税金を納めるのは当然だと思っておりますけれども、それ以前の生活が困窮したときの大変さを全く無視したものだと思いますが、そのように思いませんか。この点、どうなのかというところであります。

地方自治体の徴収義務というのは、自治事務であって一定の裁量権もあるかというふうに思いますけれども、この点、いわゆる周知するまで上富良野町は、こういったことは4月から実施しませんよということの自治事務ですから、そういったことも含まれているのではないのでしょうか。そういうことができないのかどうなのか。私は、納税者の立場からすれば、少なくともこういうことが今必要だというふうに思いますが、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、広報の関係でございますけれども、広報につきましては事前にできなかった部分は反省しておりますけれども、今後できるだけわかりやすく広報ということで周知をさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、納税者の納付が困難な場合ということでございますけれども、これにつきましては、年金受給される方につきましては、ある一定以上の年金を受給されるということで私ども周知をしておりますので、どうぞ御理解をいただきたいというふうにしてございます。

それから、納税者の側に立ったということですが、今言いましたように一定以上の年金を受給されますので、それらにつきまして御理解をいただきたいというふうにしてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 仮に担当の課長がおっしゃるように、18万円以上の年金額を指しているのだらうというふうに思いますが、こういう方に至っても、その年によって生活がどうなるか本当にわからないというのが今の社会だというふうに思います。

やはりそれ以前に、本人の意思を無視した中での徴収のあり方、これが非常に問題であります。また、この自治体の裁量権ということであれば、この実施時期をおくらせながら周知期間を設けて、それからでも十分可能ではないかというふうに私自身考えます。この点どのようにお考えなのか、町長もしくは副町長でもいいのですが、私は納得できませんので、この点、見解についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問に私のほうからもお答えさせていただきますが、今、全体のことについては担当課長のほうから御説明申し上げましたようなことでありまして、私どももこういう大きな制度の運用の流れの中で必要な条例の改正をお願いしているわけでありまして、御心配の少額の年金の方から特別徴収をするということについては、町長においてもなかなか裁量の余地がないわけでありまして、いずれにしましても、その所得の状況等に応じた徴収額のあり方ということからすると、こういう制度運用については私どもも理解をしなければならないというふうに認識をしているところでありますし、御心配の生活全体を見たときにいろいろと御事情もあろうかと思っておりますが、それらについては、税として納める段階でそういうものを

十分考慮するということについては、この特別徴収という形の中ではできないわけでありまして、そういう実態が今後どういうふうに出現していくのかについては、町長自身も立場で十分その辺の把握はしなければならないというふうに認識しているところであります。

いずれにしましても、今、納める側、それから納めてもらう側のそれぞれのいろいろな効率等を十分考慮して、こういう制度ができているものというふうに認識をさせていただきますので、ぜひその点ひとつ御理解をいただきたいというふうに考えているところであります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

1番向山富夫君。

1番（向山富夫君） 保険税に関して1点確認させていただきたいというか、お考えをお聞きしておきたいのですが、御案内のように、お聞きいたしますと明春から、国民年金の未納があれば国保の短期証を発行できると、そのような仕組みになるのだそうです。本当にちょっと理解できないのですが、そういう制度を採用するかどうかは市町村の判断にゆだねられるらしいですが、仮にうちの町はそういう選択をしないと信じていますが、お答えいただければと思います。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 1番向山議員の短期証の関係につきましての御質問であります。従来から国保の悪質な滞納者につきましては短期証を発行してございます。それにつきましては、納税の奨励を促す関係上、短期証を発行しているところでございまして、今回の年金からの徴収につきましては、年金から自動的に天引きされるわけでございますので、それ以外の方につきましては普通徴収ということで、短期証の発行も考えられるということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 1番向山富夫君。

1番（向山富夫君） 申しわけないです、私ちょっと聞き方が悪かったのかな。

来年の4月から、国は国民年金保険料の滞納があった場合に、国保の短期証を発行してもいいよということになるのだそうです。それは、年金の保険料の支払いが思わしくないと、そういうことで、なるべく窓口へ来ていただく機会をふやそうという意図があるらしいのですが、年金の保険料が未納の人には国保の短期証も発行できるというように制度改正がされる。それについての採用は、市町村の判断にゆだねるということらしいのですが、うちの町についてはそういう選択はされないのだらうと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 1番向山議員の国民年金の滞納者に対しての短期証明書でございますけれども、これにつきましては事前の情報は私ども得ているところでございますけれども、まだ正式にはっきりした文書もまだ来ていないということです。そういうことで御理解いただきたいと思いません。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 1番向山議員に私のほうからお答えさせていただきますが、私もそういう枠組みになったということは承知してございますが、町がどうするかについては細部私のほうでも承知してございませんが、いずれにしましても、この国民年金の滞納の方に、私どもが町長の立場で発行する短期証なり資格証を発行するということについては、なかなか割り切れないなというような状況もありますし、ある意味では、そういう制度をつくったことについては、非常に一方通行的な部分もあるなということでございますし、十分その辺は慎重に対応しなければならぬというふうに受けとめてございます。

そういう枠組みになったので、それを単に導入するということについては非常に問題点が多いなという認識をしているところであります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、議案第7号の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第8号

議長（西村昭教君） 日程第11 議案第8号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） ただいま上程いただきました議案第8号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

改正の要旨でございますが、富良野協会病院との

病病連携により、専門医の派遣を受けまして、月2回、循環器科を開設しようとするものであります。

本町から協会病院へは、月延べで約100名の方が通院していると聞いており、患者様の利便性を図るとともに、あわせて町立病院の診療体制の拡充を図ろうとするものであります。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第8号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例（昭和42年上富良野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

4号といたしまして、循環器科。

附則。この条例は、平成20年1月1日から施行する。

以上で説明といたします。

御審議いただきまして議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何点が質問させていただきます。

今回の循環器科の設置に至っては、病院改善の一つとして受けとめておりますし、また、積極的な部分だというふうに思います。

お伺いしたいのは、これによる利用者数は100名程度いるのではないかと町の資料ではいただいております。それにかかわって、費用対効果というか、収入等をどのように見込まれるのか。また、支出はどのようになるのか、お伺いしたいというふうに思います。

さらに、2点目にお伺いしたいのは、いわゆる小児科の設置という声が非常に多いわけでありまして。こういう診療科目が設置できるのであれば、小児科の設置はできないのかというふうに私自身も考えております。しかし、これには非常に困難も伴うものだというふうに一方では押さえております。それは、小児科医師が不足だという問題もありますし、そう単純なものではないというふうに考えておりますが、今後の町立病院の運営状況も含めたときに、こういった小児科の設置も一つの選択肢としてあるべきではないかというふうに考えておりますが、この点、利用者においても、かなりの増も見込まれるのではないかなというふうに思いますので、この点、将来的な考えも含めてお伺いしたいというふう

に思います。

議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（大場富蔵君） 5番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の、これによる利用者の関係でございますけれども、費用対効果ということで、かかる費用につきましては、派遣を受けます医師の報酬、これは協会病院との委託契約になりますけれども、医師の報酬が1日7万円でございます。そして、半日単位で4時間未満につきましては3万5,000円、4時間を超えた場合に7万円をお支払いをするということになっております。

それから、その医師の送迎にかかる車の借上代でございますけれども、富良野一往復で7,000円と想定しております。4時間以内でおさまれば、年間に換算をいたしまして約100万円の費用でございます。それから、4時間を超えると考えた場合、最大で年間185万円の経費を想定してございます。

収入のほうですけれども、実は7日の日に内科の一診療ということで、1回目と申しますか、循環器科の先生に来ていただいて予約診療でやっているところでございますけれども、10名の患者様がいて、約12万円の収入があったところでございます。ただ、いずれも初診の患者さんということで、再診の患者さんがふえればもっと単価的にも安くなると思いますが、10人の患者さんで6時過ぎまでかかったところございまして、昼からの診療で当初どうしても新患さんが主体になりますので、余り多くの患者さんは望めないのかなというふうに思っているところです。

それで、仮に12万円の費用が7万7,000円ということになりますと、5万円ぐらいの差額でございます。

次に、小児科の設置はできないのかという御質問でございますけれども、医師不足の問題等がもちろんございますけれども、小児科につきましては、この循環器科のように前もって予約とか、それから月何回ですと、この間においでくださいということにはなりがたい診療科目だというふうに理解しております。というのは、子供さんが熱が出たとか、そういうときに医師がいなくては、診療科をやっているといっても意味がないことでございますので、少なくとも毎日半日なりとも来れるような体制ができれば、簡単には開設できないものというふうに思っているところでございます。

以上のようなことで御理解を賜りたいと思いません。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 費用的に見ましたら、いろいろ問題というか、これはこういう状況かなというふうに思います。ただ、経営改善の面からも、積極的にとらえるべき必要があるのではないかなというふうに思います。そういった意味では、これから患者さんの利便性を本当に高めるといふ点では努力していただきたいということです。

それと、もう一つお伺いしたいのは、先ほどの小児科の問題であります。他の町村では週3回だとか実際やっているところもあります。午後だとか午前中だとか、もしも可能なのであれば、そういったことも行うことが必要ではないかなというふうに思います。

ただ、毎日であれば、それにこしたことはないというふうに思いますが、その辺ももう一度考えがあればお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（大場富蔵君） 米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

経営改善の努力の関係からも、積極的に診療科目の拡充が可能なのがあるのかどうかということについては、十分検討を加えてまいりたいというふうに思っております。

次に、小児科の関係でございますけれども、これも医師の関係が大きな要素ということになるかと思えます。頭から無理だということではなくて、可能性があるのかどうかということにつきましては検討を加えてまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第14号

議長（西村昭教君） 日程第12 議案第14号上富良野町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第14号上富良野町地域福祉基金条例の一部を改正する条例につきまして、その概要を御説



明申し上げます。

本条例は、平成3年12月に制定され、地域福祉の推進を図るため、民間団体が行う事業の支援に要する経費に充てるため、基金から生ずる利息を運用してまいってきたところでございます。

その中にありまして、近年の低金利状況により十分な事業費確保ができないことと、あわせまして、進展する少子高齢化社会にあつて、取り組むべき福祉施策の確保、充実に向けた基金の機能を十分発揮できるよう、本条例の改正を提案するものであります。

以下、議案朗読をもちまして説明といたします。

議案第14号上富良野町地域福祉基金条例の一部を改正する条例。

上富良野町地域福祉基金条例（平成3年上富良野町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条、地域における福祉の推進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、上富良野町地域福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

次に、第3条であります。第3条は管理の規定であります。

第3条に次の1項を加える。

2、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有効な有価証券にかえることができる。

第4条は、運用益の処理であります。

第4条中「事業費に充てるものとする。」を「基金に編入するものとする。」に改めます。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

これは、充当対象事業を明確にするということでございます。

（処分）

第6条、基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計の歳入歳出予算に計上して、処分することができる。

(1)高齢者及び障害者等の在宅福祉の推進に関する事業。

(2)子育て支援事業の推進に関する事業。

(3)健康増進及び生きがいづくりの推進に関する事業。

(4)ボランティア活動の推進に関する事業。

(5)その他地域福祉の増進のために町長が必要と認める事業。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして議決くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 管理の関係で、第3条で有価証券にかえることができるということになっております。非常に利子等が安いということがありましようけれども、有価証券にかえるという上富良野町の基金の中に十の基金と、それから特別会計で三つの基金があります。その中で、国民健康保険財政調整基金というがありまして、この条例の中では有価証券にかえることができるということになっております。それで、この関係で有価証券にかえているのか、それから十と三つの基金がありますけれども、これに対する保管状況はどういう形でされているかということで、まず2点お伺いをいたします。

議長（西村昭教君） 会計管理者、答弁。

会計管理者（佐藤憲治君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいまの御質問、この基金の運用管理を行っているのは私どもでございますので、その立場からお答えさせていただきますが、1点目の有価証券にかえることができる規定に関する御質問でありますけれども、これにつきましては、公金等につきましては歳計現金、あるいはこの基金の現金に関しましては、今いろいろな経済情勢なんかもございますので、できる限り安全な管理ということを念頭に置いておりまして、これについては現実的には決済預金、あるいは定期預金でもって保管をさせていただいております。この13基金ございますが、すべてそのようなことの対応をさせていただいております。

保管につきましては、先ほど申し上げましたように、利息のつかない決済預金と、それから定期預金でもって保管をさせていただいております。定期預金の証書等で保管をさせていただいております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 基金条例を見ますと、大体、第3条、第4条にこの基金の管理ということがされておりまして、今回二つ目有価証券ということで出てまいります。そうすると、有価証券のどこをどうするというような購入の決済の過程はどういうシステムになっているのでしょうか、お尋ねします。

議長（西村昭教君） 会計管理者、答弁。

会計管理者（佐藤憲治君） 以前は、この決済権限等については、収入役制度がございましたときには、その専権事項の中で処理されていたところでご

ざいますが、自治法の改正に基づきまして、一般職である所管課長が会計管理者ということで、町長の命に沿って、これらの運用等の部分についても決済を行いながら処理をさせていただいているところがあります。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 会計管理者が決済の責任ということで、今、証券界がいろいろな面であれしているものですから、万が一有価証券を購入して何かがあった場合の関係があるもので、その関係で会計管理者だけが最終決済者ということで、その前段で何かそういう、当然、副町長、町長との協議だとか、そういうものもあるのかなという気がしますけれども、その点もう一度お願いいたしたいと思っています。

議長（西村昭教君） 会計管理者、答弁。

会計管理者（佐藤憲治君） ちょっと私の答えがうまくないのかもしれませんが、すべてそういう基金に関します処理等の権限につきましては、町長が最終的な権限を持ってございますので、それらの動きのあるものについては、必ず副町長、それから町長までの決議を経て処分等の処理をさせていただいているところでございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4番谷忠君。

4番（谷忠君） 単純なことを聞きます。

この部分に書いてある有価証券というのは、通常株から、あるいは元金の保証されている国債まで、これもすべて指しているというふうに理解させていただいてよろしいですか。その辺だけお答えください。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 4番谷議員の御質問に私のほうからお答えしますが、今、議員がおっしゃるように、国債から株券から、あと実際に、今、管理者が申しあげましたように運用実績がございませんので、どういうものがあるかについては細かく承知できませんが、今、議員おっしゃるようなものを私どもも有価証券ということで認識しているところがあります。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） ハイリスク、ハイリターンのものを求めることについて、これはプロでもなかなか大変だというふうには私は認識しています。私個人のことを申し上げますと、国債ぐらいのことはやりますけれども、これは元金が保証されているものですから、間違いのないものだというふうに理解しております。

個人向け国債を多少やらせていただいていますけれども、投資信託、これも元金の保証されていないもの

ですから、多少手を出したこともありますけれども、ちょぼちょぼという形で終わっていますけれども、この有価証券を運用するということについては、相当の勉強も要るし、相当の知識も要るということですから、もし図るとすることであれば慎重な運用を、気をつけてその辺は十分な対応をしていただきたいと、こんなふうに思います。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 今、議員がおっしゃられるように、私どもも流動性の強いものについては運用実績がないように、運用しようというそういう意識は非常に低いレベルでございますので、今言われたようなことを十分肝に銘じて運用してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第9号

議長（西村昭教君） 日程第13 議案第9号北24号排水路支線整備工事（H19国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第9号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省の補助事業として、平成18年から事業を実施しております。

平成19年国債の工事の内容につきましては、排水路工として1,300のUトラフの布設が346メートル、そして落差工が19カ所、管渠工が5カ所を施工するもので、全体延長は575メートルでございます。

入札に当たりましては、町内業者を含む10社を指名いたしまして、12月12日に入札を行った結果、株式会社アラタ工業が8,000万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の8,400万円でございます。落札率につきましては99.5%でございます。

参考までに、2番札は高橋建設株式会社の8,725万5,000円でございます。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第9号北24号排水路支線整備工事（H19国債）請負契約締結の件。

北24号排水路支線整備工事（H19国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、契約の目的、北24号排水路支線整備工事（H19国債）

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、8,400万円。

4、契約の相手方、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業代表取締役社長荒田政一。

5、工期、契約の日から平成20年12月26日まで。

以上で説明いたします。

御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 落札率を見ますと、大体99.5%と100%近いという形になっておりますが、一般的に今この指名競争入札のあり方も変えた中で、かなり高率の落札率というふうになっておりますが、この指名競争入札の制度が生かされているかどうかという点で、どのような評価されているのか伺いたいのが1点。

それともう一つは、これは引き続き前回は18年度の国債でやっているかというふうに思いますが、そこら辺がわからないものですから伺いますが、前回の工事はどの業者だったのかという、その点をお伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、あわせてこの間、上富良野町で工事の、きのうもりましたけれども、落札率の状況、平均どのぐらいの落札状況になっているのか、率として現時点で、きょうまででいいのですが、どうなっているのかお伺いしたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、指名競争入札が生かされているかどうかという件ですけれども、今年度から予定価格の事前公

表は行っておりません。そういった関係で、金抜きの設計書、数量的なものを事前に公示してございます。ですから、数量的には問題ないかと思っておりますけれども、それぞれ業者の積算と見積もりについては、こちらは承知していないところですが、また積み上がった金額がどの程度そういった入札に臨んで、どの程度の確率で臨んでいるか、そういった部分は私どもは承知できないというところでございます。

また、2点目の前回の業者は、同じくアラタ工業が施工してございます。

また、今年度、発注物件32件ございますけれども、その平均の落札率につきましては97.1%ということでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 確かにこれは相手のあることですから、相手が落札する、どういうふうになるかというのは予測できないわけでありまして。

そういう中で、これは非常に難しいわけですが、事前公表をしたときとできなかったときの落札率というのはどうなのでしょう。今この時点で、変わらないのか、下がったのか、そこら辺は現実的にどうなっているのか、この点もあわせてお伺いしたいというふうに思います。

それと、これから大型工事、こういった8,000万円だとか1億円というのはなかなか出ないという状況になれば、ジョイントというのも考える必要があるのではないかとありますが、この2点だけお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問、落札率の関係について私のほうから若干申し上げておきますが、13年から試行実施しまして、予定価格を事前公表したその効果というものは、率にあらわしますと96%台でありました。未実施のものについては95を若干割る程度の、そういう状況で推移してましたことから、今まで申し上げているように予定価格の事前公表をやめたということでありまして。

ことは、今、担当課長のほうから申し上げましたように97%台でございますので、一概には言えませんが、若干率で比較しますと少し高値安定しているのかなど。これはいろいろなものが影響しますので、一概に落札率だけでいいか悪いかを論ずることできませんので、私どもはできるだけこの工事が適正に履行できることを前提として指名してございますので、そういうものを総合して判断をしなければというふうに思うところであります。

ジョイントベンチャーの関係につきましても、工事の工種ごとに必要なものについてはジョイントベンチャーを構成してということであり、いずれにしても、私どもはこの企業体を構成するには自主結成でございますので、一定の条件を付して、業者の方が自主的にどこに組むかについて、もしくはその前提条件として、どこの業者がどういうふうに条件を満たすかについては、私どもも事前に把握できない面もありますので、その辺は業者のほうの自主性を十分尊重して、先ほどの適正履行がつかぬようなことを前提として、工事ごとに今後も判断しなければならないというふうに認識しているところであります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### 日程第14 議案第10号

議長（西村昭教君） 日程第14 議案第10号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H19国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま申し上げたいただきました議案第10号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省の委託工事として、平成16年から事業を実施しております。平成19年国債の工事の内容につきましては、橋長が34.7メートル、幅員6.5メートルの橋梁の上部工と、魚道工2基を築造するものでございます。

入札に当たりましては、町内業者を含む10社を指名いたしまして、12月12日に入札を行った結果、大北土建工業株式会社が1億660万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の1億1,

193万円でございます。落札率につきましては99.19%でございます。

参考までに、2番札はアラタ工業株式会社の1億1,235万円でございます。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第10号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H19国債）請負契約締結の件。

南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H19国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H19国債）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1億1,193万円。

4、契約の相手方、富良野市本町8番1号、大北土建工業株式会社、代表取締役社長荒木毅。

5、工期、契約の日から平成20年12月26日まで。

以上で説明といたします。

御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 議案第10号の関係で、落札率が99.19%、前は99.5%ということでした。

それで、先ほど副町長もお話しされましたけれども、予定価格の試行が終わったのでということで、現実の問題として平均して96%、以前私は入札の改革ということでお話を申し上げて、そうすると、競争入札ということで5社から10社にしたからなお競争率が高かまるだろう。そのことによって、予定価格よりある程度下がることが予測されるということをお話を承っていましたけれども、現実に5社から10社指名しても、かえって入札の落札率が非常に高額にと。

例えば、第9号でちょっと計算しましたら、99.5%であれば、96%で計算するとやっぱり280万円ぐらい違うのです。そうすると、非常に財政的に苦しい中で、試行的な予定価格の事前公表をやめたのだけれども、現実には高値の形で落札をしているということになってくると、私はやはりどうなのだと。相手があることだからとは言われま

すけれども、現実の問題としてこういう結果から見ていくと、やはり事前公表の実態がある程度競争率を高めてたのではないかというような感じがいたします。

したがって、今年度はこういう形で進めるしかないとは思いますが、現実には5社から10社した、その実態からして、その効果は競争率が高まったというような感じが結果論ではありますけれども受けとめられないと思います。その点でどう判断しているかということで、ちょっとお聞きをいたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 9番中村議員の御質問にお答えします。

今、議員のおっしゃられるように、私どもは競争性をどう発揮できる条件が整えられるのか、今後も検討しなければならぬと思いますが、この4月以降、今申し上げられましたような取り組みを、この期間だけで総括することにはなかなかないと思いますが、いずれにしても、その競争性をどう担保するかについては今後も永遠のテーマでありますので、その辺は組織として十分いろいろな角度から検討しなければならぬと思います。

また、あわせて、最近は情報が入ってきませんが、一般競争入札、これは法令上は原則一般競争入札になってございますが、実態としては、多くが指名競争入札でやっているのはもう御案内のとおりであります。これらが、今の国のほうのその動きでどう我々の自治体に求められるのか、そういう動向も十分見ながら、その結果として競争が発揮された契約になるように、あらゆる角度から検討しなければならぬと思います。

いずれにしても、まだ1年経過してございません。多くがほぼ入札に付したような状況にありますが、これを複数年見て対応することでいいのか、十分年度末に向けまして協議・精査をしていきたいというふうに考えているところであります。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第11号

議長（西村昭教君） 日程第15 議案第11号北24号排水路支線整備工事（H18国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第11号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、平成18年12月20日議決をいただき、工期を平成19年12月28日までとし、現在、アラタ工業株式会社が工事を行っておりましたが、工事実施において、当初設計より抜根が10トンの増と工事範囲内での透き取り物が1,310トンの増となったことにより、請負契約の変更をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第11号北24号排水路支線整備工事（H18国債）請負契約変更の件。

北24号排水路支線整備工事（H18国債）請負契約変更の締結（平成18年12月20日議決を経た議案第15号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。契約金額、変更前1億831万8,000円。変更後につきましては937万6,500円増の1億1,769万4,500円でございます。

以上で説明といたします。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第12号

議長（西村昭教君） 日程第16 議案第12号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H18

国債) 請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(早川俊博君) ただいま上程いただきました議案第12号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、平成18年12月20日、議決をいただき、工期を平成20年2月22日までとし、アラタ工業株式会社が工事を進めておりますが、当初設計において、冬期間の施行を想定した防寒養生費を計上しておりましたが、降雪前に防寒を必要とする作工物が完了したことによる防寒養生費の減額と、護岸工事において既設の連結ブロックを布設がえして使用する予定でしたが、破損等により一部が布設がえをすることが困難となりましたことから、新設の面積が325平米の増となったところにより、請負契約の変更をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第12号南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H18国債)請負契約変更の件。

南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H18国債)請負契約の締結(平成18年12月20日議決を経た議案第14号に係るもの)を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

記。

変更事項。契約金額、変更前1億389万7,500円。変更後につきましては214万2,000円増の1億603万9,500円でございます。

以上で説明といたします。

御承認賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号

議長(西村昭教君) 日程第17 議案第13号

日の出橋架替工事請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(早川俊博君) ただいま上程いただきました議案第13号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、平成19年8月9日議決をいただき、工期を平成20年3月14日までとし、高橋建設株式会社が現在工事を進めておりますが、工事実施において、既設のコンクリート構造物取り壊しが当初設計より168立米の増となったこと等により、請負契約の変更をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第13号日の出橋架替工事請負契約変更の件。

日の出橋架替工事請負契約の締結(平成19年8月9日議決を経た議案第1号に係るもの)を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

記。

変更事項。契約金額、変更前8,841万円。変更後につきましては393万7,500円増の9,234万7,500円でございます。

以上で説明といたします。

御承認賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 発議案第1号

議長(西村昭教君) 日程第18 発議案第1号BSEの全頭検査の実施に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番渡部洋己君。

11番(渡部洋己君) ただいま上程いただきま

した発議案第1号を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第1号BSEの全頭検査の実施に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣。

裏面をごらんいただきたいと思います。

BSEの全頭検査の実施に関する意見書。

厚生労働省は、各都道府県が自主的に実施する「20カ月齢以下のと畜牛に対するBSE検査」に係る費用を、平成17年8月から3カ年を期限として、国費により補助されており、現在に至るまで、全都道府県等でBSE全頭検査が実施されているところです。

この間、20カ月齢以下のと畜牛を含めたBSE全頭検査は、SRMの除去などとあわせ、食肉の安全・安心を確保するために、重要な役割を果たしておりますが、BSEの発生原因については、いまだ解明されておらず、20カ月齢以下の牛でBSEが発生しないという確証がないなど、消費者のBSEに対する不安は依然として払拭されていない状況にあります。

こうした中で、厚生労働省は、「20カ月齢以下のと畜牛に対するBSE検査」に係る国費補助については、当初の予定どおり、平成20年7月末日をもって打ち切るとの方針を出したところであります。

さらに、各都道府県のBSE検査にそごが生じることで、消費の不安と生産・流通の現場において混乱が生じるおそれがあることを理由に、平成20年7月末日をもって、「20カ月齢以下のと畜牛に対するBSE検査」を一斉に終了するよう、厚生労働省から各都道府県知事に対して文書通知を行ったとの新聞報道がなされております。

BSEの発生原因が究明されておらず、また、消費者のBSEに対する不安が完全に払拭されていない中では、今回の方針決定及び文書通知は、かえって消費者の不信・不安を高めるとともに、地方自治体が行う食の安全・安心を確保するために地道な取り組みを阻害するものであり、甚だ遺憾であります。

つきましては、下記の内容について、強く要請いたします。

記。

1、国は、BSE全頭検査が継続されるよう、20カ月齢以下のBSE検査に対する補助を継続し、都道府県ごとにそごが生じないようにすること。

2、国は、食の安全・安心の確保に向けて、引き続きBSEの原因究明などに努めること。

3、国は、地方自治体などが行う食の安全・安心を確保するための取り組みを阻害することのないよう、各都道府県に対して行った通知について撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

審議いただきましてお認めくださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって、質疑を終了いたします。

これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 発議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第19 発議案第2号灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ただいま上程をいただきました発議案第2号について、御提案を申し上げます。

発議案第2号灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成19年12月17日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員渡部洋己。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、資源エネルギー庁長官、総務大臣、財務大臣。

2枚目をお開きください。

灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書。

原油価格の高騰により、ガソリン・灯油等の石油製品の価格を初め、生活物資、サービスなどの値上がりが続いており、国民生活に深刻な事態が想定されている。

特に北海道は積雪厳寒期に入り、暖房は灯油に頼らざるを得ない状況にあり、灯油価格の高騰は低所得者を初め道民生活を一層苦しめる事態となっている。

国民が安心して生活できるよう、石油製品の価格を引き下げのための対策として、次の事項を緊急に取り組むことを強く要請します。

記。

1、緊急措置として、積雪寒冷地に住む高齢者、ひとり親家庭などの低所得者世帯に対し、自治体が行う対策の経費について措置を講じること。

2、石油製品の関税及び石油石炭税を撤廃すること。

3、ガソリン・灯油等に対する消費税の二重課税を速やかに解消すること。

4、国家備蓄石油を国内の石油製品価格の安定のため緊急放出する制度を確立すること。

5、石油製品の安定供給と適正価格を確保するため、政府は産油国を含め各国と連携し実効性のある国際的な原油管理を図り、抜本的な対策を講じること。

6、脱石油政策の促進を加速させること。

7、石油製品を含む関連物資の便乗値上げが起こらないよう監視体制を強化・充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

審議の上、議決いただくようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 発議案第3号

議長（西村昭教君） 日程第20 発議案第3号

第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11 番 渡部洋己君。

11 番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました発議案第3号を、朗読をもって説明にかえさせていただきますと思います。

発議案第3号第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成19年12月17日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、北海道知事。

裏面をごらんいただきたいと思います。

第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書。

地方分権改革推進法の成立以後、地方分権改革推進委員会における検討、全国知事会の「第二期地方分権改革への提言」など、第二期地方分権改革の論議が進んでいる。

しかしながら、三位一体改革により進められた施策の結果、地域にどのようなことが生じたかを責任ある各機関はまず検証し、その実態を明らかにすることが必要である。これなくしては、またしても同じ轍を踏み、まさに地方の切り捨てと言わざるを得ない状況になりかねない。

本道町村部に住む私たちは、三位一体の改革の結果、大企業が立地する人口密集地域と第一次産業や中小企業が主体とする地域との格差、いわゆる都市と地方の地域間格差が拡大したと考えている。このため第一次産業の振興を通じての食料等の供給や、国土の保全を通じての治水利水防災機能の維持などで国民生活の安全・安心を支えている地方は、財源不足から将来を見据えた効率的な産業構造への転換や生活条件の改善など、必要な施策を打てずに危機感を募らせている。このような都市と地方の地域間格差が存在したままでは、我が国全体として安定かつ健全な社会を維持していくことは困難と言わざるを得ない。

このことから、第二期地方分権改革の実施に当たっては、地域間格差が解消されるよう下記の事項を強く要望する。

記。

一つ、三位一体改革がもたらした地域間格差を十分検証し、本道の地方公共団体の厳しい財政状況が



改善される方向となるよう慎重な議論をすること。

一つ、施策ニーズにおける地域ごとの差異に配慮することなく、漫然と補助金廃止により税源移譲の原資を生み出し全国に画一的に分配することでは、本道のような極めて特異な自然、社会条件下で施策展開する地方自治体にとっては、必要な施策を適時的確に実施することが極めて困難となる。よって、社会経済基盤整備など施策ごとの特性及び地域ごとの施策ニーズの特性を十分考慮し、必要な施策が確実に実施できるよう補助金等の扱いについては慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

以上、審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第21 発議案第4号

議長（西村昭教君） 日程第21 発議案第4号「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました発議案第4号を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第4号「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成19年12月17日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大

臣、北海道知事。

裏面をごらんいただきたいと思います。

「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書。

北海道の森林の面積は554万ヘクタールあり、北海道の総面積の71%に当たり、日本の森林面積の22%を占める広さを有している。

森林は、再生可能で環境負荷の少ない木材などの林産物を供給するとともに、水資源の涵養機能、洪水や土砂災害などを防止する機能を持ち、その自然環境の多様さはさまざまな生物の生息地であり、人々の保健休養の場でもある。また、最近では二酸化炭素吸収による地球温暖化防止の役割が国際的にも重要視されている。

しかし、高齢化や過疎など林業を取り巻く環境の悪化や違法伐採など、山林の荒廃が深刻化しており、森林の維持・回復など森林整備が喫緊の課題となっている。また、地球温暖化問題に関連すると思われる猛暑や渇水、さらに集中豪雨などの異常気象の顕在化などに対する森林整備の重要性がクローズアップされてきている。

そのため、国に頼るばかりではなく、地方自治体が森林整備事業を行い、その恩恵を受ける住民に費用負担を幅広く求める法定外目的税として徴収する「森林環境税」（仮称）が必要となってきている。既に、導入している県が高知県を初め25県あり、検討中の県が18県ほどある。「森林環境税」の導入により、森林の整備はもちろんのこと、森林の大切さを認識し、森林を守り育てる意識を高める効果も期待できる。

また、環境問題が大きなテーマとなる洞爺湖サミットが開催される北海道として、地球環境を守る行動が切望されているところでもある。

以上の趣旨により、次の要望をするものである。記。

1、森林環境税を早期に導入し、森林の整備や保全などの促進を図ること。

2、森林環境税の一定割合を、市町村交付金とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日。

北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

以上、審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第22 閉会中の継続調査申し出の件

議長(西村昭教君) 日程第22 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、各委員会において、調査中の申し出の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長(西村昭教君) 本年最後の定例会でありますので、町長から皆様方にごあいさつを申し上げたい旨、申し出ておりますので、それを許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 年末を迎えた本年最後の定例会でもありますので、議長のお許しを受けまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会では、2日間にわたり皆様方の真剣なる御審議をいただき、上程案件すべて御審議、御議決を賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。

本年8月、議員各位におかれましては、議員定数を18名から14名へと削減する最初の改選期を迎えられ、激戦の中、10名の皆様が続ぎ議席を得られ、また、新進気鋭の4名の皆様が初の議席に加わり、西村新議長のもと初めての複数女性議員を擁する先進な議会構成をもって誕生されました。

新たな気風のもとで、本定例会まで町政推進のため何かと御支援、御協力を賜りましたことを、心から深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、我が町開基110年目の平成19年も、残すところあとわずかになりました。この1年を振り返りかえると、アメリカのサブプライムローンの健全化を起因とする金融市場から流れ出したオイルマ

ナーが、株式や先物取引市場に投入先を移動し、投機的な企業買収や石油商品の高騰を招いて世界経済の不安定を招いております。

また、気候温暖化対策の一環として、脱石油の傾向に拍車をかけ、パイオ燃料への転換が世界的な規模で進む中であって、農業現場では、この原料生産へと編入する作付が進み、食糧自給のアンバランスは世界的なものとなっております。

国内におきましても、これらの世界経済の影響を受けており、石油製品の高騰は、暖房や車両燃料など生活に直結した支出増加を余儀なくし、輸入農産物の高騰も加えて消費者物価を押し上げております。

一部製造業の好調が国の全体経済を牽引しておりますが、北海道はもちろん、私たちの地域においては、なお不況感が継続する中であって、中央と地方の格差がさらに深まる実感さえ感じながら、この年末を迎えようとしています。

国政においても、7月の参議院議員選挙での与野党逆転は、テロ対策特別法の延長による海上自衛隊の派遣問題を争点として、安倍総理の9月の突然の辞任を招き、後継の福田内閣にも衆議院議院の解散、総選挙を横ににらみながら不安定な国政運営が強いられているところであります。

また、ミートホープや石屋製菓に象徴される食品表示の偽装問題は、全国各地においても次々と発覚し、消費者をおとしめる事業者モラルの低さと、食品行政の落とし穴を明らかにして、食の安全性と信用を揺るがしております。

食料生産基地である北海道、そして上富良野においても、信頼を維持するための心構えを強くしたところであります。

広域行政のあり方については、広域連合準備委員会のもとで具体化を進めている最中で、目標年次が1年先送りになりながらも、平成20年内に4事業分野における富良野地区の広域連合を設立し、平成21年4月の運営開始を目指すことを構成5市町村で確認いたしましたところであります。

今後の上富良野町のあり方につきましては、町民との情報共有を促進し、町民とともに議論を尽くしてまいりたいと考えております。現行の行財政改革実施計画は、平成20年度を目標年次としており、歳入と歳出の均衡のとれる60億円台初めの財政規模を目指してまいりました。

現在、平成20年度に向けた予算編成作業に着手いたしましたところでありますが、地方交付税の減額や経済的に続く中であって、少子高齢化対策等の新たな施策への対応を考慮し、人件費の見直しや事務事業の選択と集中、経常経費の縮減により歳出の削減

を図る中で、来年度予算の健全な編成が視野に入っ  
てまいりました。

事務事業の再評価、見直しに加えて、必要課題に  
即した取捨選択に取り組みたいと考えておりますの  
で、今後と議員各位並びに町民の皆様におかれま  
しては、御理解と御協力をお願いするところであり  
ます。

本年を振り返ってみましたが、殺伐とした犯罪報  
道の多い中で、上富良野小学校スクールバンド、上  
富良野中学校においては、吹奏楽、野球部、陸上部  
がそれぞれコンクールや大会において輝かしい成果  
を残されたことは、町民を取り巻く明るい話題と  
なったところでもあります。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆  
様各位におかれましては、この1年間、行政運営各  
般にわたりまして御支援、御協力を賜りましたこと  
を厚くお礼を申し上げますとともに、新年を皆様方  
とともに御健勝でありますことを、また、来る年が晴  
れやかで喜び多い1年となりますことを心から御祈  
念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

#### 議長あいさつ

議長（西村昭教君） この際、私のほうからも一  
言、皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

8月の改選期に18名から14名の定数になりま  
して、それぞれ住民の信頼を得まして14名の方々  
が議席を得ました。

そういう中で、2常任委員会でスタートをした議  
会でございますけれども、今いろいろな問題を抱え  
ている中で定数が減り、それぞれ一人一人の肩にか  
かる期待と、またその仕事の量に対しまして非常に  
大きく、また重いものがあるかと思うわけであり  
ます。

特に19年は、皆様御存じのとおり、7月の参議  
院選挙で与野党逆転という中で、また、時の総理大  
臣がまたかわるという非常に今までにない出来事を  
目の当たりにしてきたわけでありましてけれども、特  
に、今、地域間格差ということが言われておりま  
す。この格差という言葉が非常にいろいろなところ  
で出てまいりますが、貧富の格差もさることなが  
ら、地域の格差、あるいは地方と都市の格差、ある  
いは利便性の格差と、いろいろな意味でその格差が  
顕著に出てきておりますし、また、多々感じるとこ  
ろでもございます。

うちの町も、そういう格差の中にあるわけであり  
ますけれども、19年度そして20年度に向かいま  
しては、上富良野町の中ではそういう格差がないよ  
うに進めていかなければならないのかなというぐあ

いに考えているところであります。

それぞれ議員定数が減り、議会の定数が減りまし  
て、それぞれ皆さん方、重さも責任もあるわけであ  
りますけれども、今後とも行政と議会、車の両輪一  
体となって町民の福祉向上のために一生懸命取り組  
んでいかなければならないかと思っているわけであ  
りますけれども、やはりその道を誤ることなく、お  
互いに手を取り合って頑張っていかなければならな  
いかと思うわけであります。

19年度も、地元にとりましては、特に中学校、  
小学校に明るい話題を提供させていただきました  
が、来年はそういう子供たちの明るい努力も含めま  
して、また、新しい話題がたくさん出ることを願っ  
て20年度を迎えたいと思うわけであります。

それぞれ皆様方には、8月の改選期からまだ4カ  
月しか経過しておりませんですけれども、不肖私に  
対しましても、それぞれの立場からいろいろな立場  
で御指導、また御協力をいただきましたこと、厚く  
お礼申し上げますとともに、20年度もまたさらに  
皆様方の御協力のもとに一生懸命取り組んでいき  
たいと思うわけであります。どうぞよろしく願い申  
上げますとともに、厚くお礼を申し上げまして、  
一言ごあいさつにかえさせていただきます。

#### 閉会宣言

議長（西村昭教君） これにて、平成19年第4  
回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時49分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成19年12月18日

上富良野町議会議長            西   村   昭   教

署名議員                    中   村   有   秀

署名議員                    和   田   昭   彦